

後期基本計画

平成 24 年 2 月 9 日現在

後期基本計画の体系

【まちの将来像】

やさ

優しさと 輝きと

うるおいのあるまち

湘南さむかわ

後期基本計画

【後期基本計画推進の基本姿勢】

- 1 町民との協働によるまちづくり
- 2 広域行政によるまちづくり
- 3 地域主体による行政運営

【後期基本計画(分野別計画)】

章	節	項
1 快適でにぎわいの あるまちづくり	1 連携を考えた交通環境の 整備を進めます	1 道路網の整備 2 公共交通網の整備
	2 快適な生活環境の整備を 進めます	1 公園・緑地等の整備 2 下水道・河川の整備 3 環境美化の推進 4 住環境の向上
	3 魅力ある市街地の整備を 進めます	1 土地利用の適正化 2 市街地整備の推進
2 環境と共生したう るおいのあるまち づくり	1 水とみどりの保全と活用 を進めます	1 緑化の推進
	2 環境にやさしいまちづく りを進めます	1 環境共生の推進 2 公害の防止 3 資源の有効活用の推進 4 廃棄物の適正処理
3 安心して生きがいの あるまちづくり	1 明るく生きがいのある健 康づくりを進めます	1 健康づくりの充実 2 医療体制・保健衛生の充実
	2 心のかよいあう福祉を充 実します	1 地域福祉の充実 2 高齢者福祉の充実 3 子育て支援の充実 4 障がい福祉の充実 5 社会保障制度の推進
	3 安心して暮らせるまちづ くりを充実します	1 防災対策の充実 2 消防・救急体制の充実 3 交通安全・防犯対策の充実 4 地域活動の推進 5 町民相談の推進 6 共に支え合う地域社会の実現
4 豊かな心と文化を はぐくむまちづく り	1 ふれあいのある生涯学習 を充実します	1 生涯学習の推進 2 スポーツ・レクリエーション活動の推進
	2 豊かな心をはぐくむ教育 を進めます	1 幼児教育の推進・家庭教育の支援 2 学校教育の推進 3 青少年の育成
	3 地域の文化活動を進めま す	1 地域文化の振興 2 地域間交流の推進
5 魅力ある産業と活 力のあるまちづく り	1 まちの特性を生かしたふ るさとの創造を図ります	1 商業の振興 2 工業の振興 3 農業の振興 4 勤労者対策の充実 5 観光の振興

【重点プロジェクト】

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1 明日を担う子どもたちの健やかな育成 | 4 いきいきと暮らせるまちづくり |
| 2 安心して暮らせるまちづくり | 5 活力ある産業の育成 |
| 3 地域の絆づくり | 6 豊かな自然の保全 |

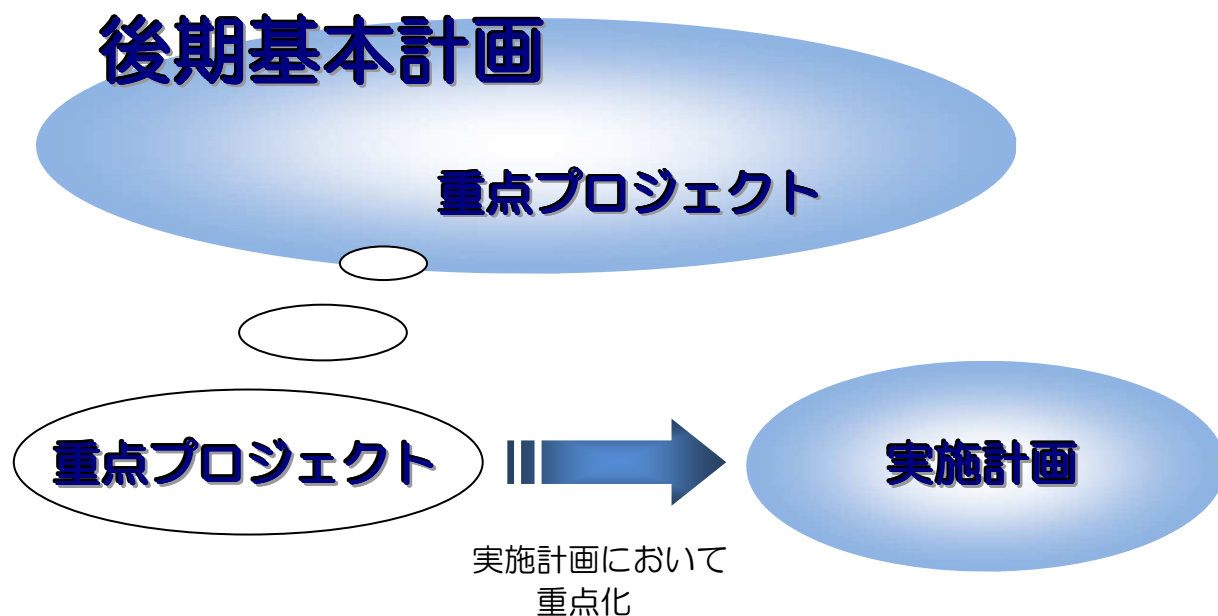
後期基本計画（分野別計画）と重点プロジェクトの位置付け

平成14年度にスタートした、本総合計画の基本構想に定められた5つの基本目標の実現に向け、平成14年度から平成23年度までの10年間、前期基本計画としてさまざまな施策推進を図ってきましたが、急速な都市化の進展による都市基盤整備への対応や子育て支援、高齢者対策などをはじめ、町民ニーズも多様化している中、前期基本計画の計画期間満了を契機に、本計画の検証を行うとともに、現状と課題を把握し、後期基本計画策定における今後の方向性を検討いたしました。

検討の結果、基本的には前期基本計画を継承しながら、東日本大震災などを教訓に、新たな視点に立って後期基本計画を策定することといたしました。

しかしながら、急速に変化する時勢の中では、社会経済環境の変化も著しく、町の総合的指針となる後期基本計画における施策については、総花的であることから、今後の施策推進にあたり、特に重点を置いて取り組むべき施策を明確にする必要があるため、重点プロジェクトを位置付けることといたしました。

重点プロジェクトについては、限られた財源をより効率的かつ効果的に活用するため、後期基本計画に基づく実施計画に対して、重点配分を行う事業の枠組みを示すものです。



後期基本計画の推進のために

後期基本計画推進の基本姿勢

平成12年(2000年)の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括法)の施行を契機として地方分権改革が進められ、また、国による税財政制度改革(三位一体改革)により自治体財政は年々厳しさを増しました。

これにより地方自治体は財政的には厳しい状況下にあるものの、住民に身近な行政サービスが柔軟に運営されることが可能になり、その後も平成23年5月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」として第1次一括法が、また、同年8月には第2次一括法が公布され、基礎自治体への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが行われたことで、さらに地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大が図られました。

地方分権や地域主権改革の推進、新しい公共の考え方の浸透などを背景として、財政状況等の行政情報の公開の徹底やパブリックコメント制度等の導入、行政への住民参加、参画を制度的に保証する地方自治体が、全国的に増えつつあります。このような中で、地域のことは地域で決めるという新たな地方分権の時代が到来し、より個性的で魅力あるまちづくりが求められ、住民参加条例や住民協働条例などの参加・協働のための条例を制定する自治体、さらにはより広く自治全般を位置付ける自治基本条例を制定する自治体が増えています。

このような状況の中、寒川町においても町民と町が、自治の担い手としてそれぞれの責任を果たしながら、連携し協働してまちづくりを進めていく必要があることから、自治の基本理念とまちづくりの指針を掲げ、寒川に住んでよかったといえる、活力と豊かさを実現するため、町民及び町の役割を明らかにし、自治の基本を定める最高規範として寒川町自治基本条例を平成18年12月に制定いたしました。

現在は、福祉や環境、まちづくり、防災等の分野では、町民ボランティアなどによるコミュニティ活動が始まっており、最小最適規模の行政経営における福祉サービス向上のためには、地域のあらゆる情報を共有したうえで、一人ひとりの力を発揮した町民参画を一層進め、町(地域)に誇りと愛着、パートナーシップを深めることが必要となっています。

こうしたことを踏まえ、後期基本計画の効率的・効果的な推進のために、各施策の実施、展開にあたって共通的な考え方を基本姿勢として次のとおり設定します。

後期基本計画の効率的・効果的な推進のための3つの基本姿勢

- 1 町民との協働によるまちづくり
- 2 広域行政によるまちづくり
- 3 地域主体による行政運営

1 町民との協働によるまちづくり

(1) 地域主体のまちづくりの推進

- ・現代の多様化した価値観、ニーズを持った町民相互の理解や、町民と行政の役割・責務を明確にしたうえで、町民・行政、その他多様なまちづくり主体との連携・協働によるまちづくりを進めます。

【基本方針】

- 町民と町が目指す自治の基本理念に基づき、それぞれの責任を果たしながら、相互に補完し、協力しあってまちづくりを進めます。

【基本的な方向性】

- 自治基本条例の定着を目指すとともに、条例に基づき行政の透明性を高めます。

(2) 町民参画の推進

- ・行政主導的なまちづくりから、町民との協働によるまちづくりへと移行し、より個別・具体的な町民活動を支援する仕組みを構築します。
- ・町民参画の推進にあたっては、まちづくりの担い手として、様々な年代による男女共同参画により進めてまいります。

【基本方針】

- より一層町民に開かれた、町民参加型の町政運営を行います。

【基本的な方向性】

- 各種審議会や委員会への参加や傍聴の機会、行政と町民との対話の機会を充実し、町民の参画を促進します。

(3) 情報の共有・広聴機能の充実

- ・町政の現況や仕組みなど、町民が求める的確な情報の提供を図ります。また、インターネット等の高速通信が可能な環境整備を生かし、ICTを利用した情報交換を行う仕組みを構築します。

【基本方針】

- 幅広い行政情報の提供と広聴の充実を図ります。

【基本的な方向性】

- 個人情報適切な取り扱いのもと、情報公開を適正に進めるとともに、行政の持つさまざまな情報の共有化を図ります。
- インターネットなどさまざまなツールの活用による町民の意見や提案をまちづくりに反映するための広聴機能を充実します。

2 広域行政によるまちづくり

(1) 広域連携による住民サービスの向上

- ・多様な住民ニーズに的確に対応するため、広域連携を活用し、県からの権限移譲の受け入れを進めます。

【基本方針】

- 住民サービスの向上に向けて、広域連携を進めます。

【基本的な方向性】

- 町民が身近な窓口で総合的な行政サービスを利用できるようにするため、広域連携を活用し、県からの権限移譲の受け入れを進めます。

(2) 地域活性化と広域的なまちづくりの推進

- ・町民の日常生活圏域の拡大による行政需要や広域的なまちづくりに対応するよう、今後も広域連携をより一層進めます。

【基本方針】

- 広域的な行政課題の解決に向けて、広域連携を進めます。

【基本的な方向性】

- 周辺自治体との連携をさらに強化し、共通課題などの事業の効率化を図ります。
- 新幹線新駅誘致やツインシティなどの広域連携拠点について、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会など、県や周辺自治体と連携し、事業の推進を図ります。

(3) 行政の効率化の推進

- ・広域連携の推進により、スケールメリットによる効率化や専門性の向上を図ることで行政の効率化を図ります。

【基本方針】

- 行政の効率化の推進に向けて、広域連携を進めます。

【基本的な方向性】

- 定型的で裁量の余地が小さく、スケールメリットによる効率化が望める事務事業や専門性の向上につながる事務事業について、広域連携による取り組みを進め、行政の効率化を図ります。

3 地域主体による行政運営

(1) 地方分権の推進

- ・地方分権の推進により、町の特性に合った政策の立案や、実情に合った行政運営を自主的、主体的に進めます。

【基本方針】

- 町独自の創意工夫などにより、地域の特性を生かしたまちづくりを進めます。

【基本的な方向性】

- 地方分権を推進し、事務の権限移譲や規制緩和に的確に対応します。

(2) 行政改革の推進

- ・多様化する町民ニーズに迅速かつ的確に対応できる組織再編を行います。
- ・職員の専門的知識の習得や政策形成の能力開発など、さらに高度な感覚を身につけた人材を育成するとともに、職員配置の適正化を図ります。
- ・効率的、効果的な事務執行を目指し、事務事業の見直しを図ります。

【基本方針】

- 社会環境変化に柔軟に対応できる組織の見直しや事務の効率化を図り、行政改革を進めます。

【基本的な方向性】

- 時代に対応した町民サービスを提供できる行政組織・執行体制を整備します。
- 職員研修を充実するとともに、職員配置の適正化を図ります。
- 限りある財源を効率的、効果的に活用を図るため、事業評価等を通じて、事務事業の見直しを図ります。

(3) 計画的・効率的な財政運営の推進

- ・厳しい財政状況の中、徹底した経費の節減や自主財源の確保を図り、効率的な財政運営を行います。

【基本方針】

- 計画的・効率的な行政財政運営を進めます。

【基本的な方向性】

- 実施事業の優先順位を付しながら、新規事業を行う際には事業効果を測るとともに、事業のスクラップアンドビルドにより、効率的に事業を進めます。
- 健全財政を目指すとともに、町民にわかりやすく財政状況を公表します。



分 野 別 計 画

第 1 章

快適で にぎわいのある まちづくり

- 第 1 節 連携を考えた交通環境の整備を進めます
- 第 2 節 快適な生活環境の整備を進めます
- 第 3 節 魅力ある市街地の整備を進めます

第1節 連携を考えた交通環境の整備を進めます

第1項 道路網の整備

(1) 現況と課題

- 周辺自治体との広域的なネットワークを形成するためには、幹線道路の整備を一層推進することが必要です。特にさがみ縦貫道路（仮称）寒川北インターチェンジと藤沢市方面を結ぶ（仮称）湘南台寒川線は、生活環境に配慮した上で、県や町民、企業等と調整を行い計画の具体化を早期に図る必要があります。
- ネットワーク形成のためには、町内を南北に走る幹線町道宮山倉見13号線の拡幅整備を推進する必要があります。
- さがみ縦貫道路の開通によって、今後交通量の大幅な増加が予想され、生活道路への流入が懸念されることから、高齢者や子どもたちをはじめ、すべての人が安心して安全に利用できる町道整備が求められています。
- 老朽化した道路や橋りょうが増加しているため、維持管理の重要性が高まっています。

【町道の状況】

(単位:m)

			平成14年4月1日現在	平成21年度末現在
道路総延長			189,466	194,842
実延長			185,361	189,689
幅員	種類別	4.0m以上	131,849	142,410
		4.0m未満	53,512	47,279
路面別	種類別	道路延長	184,634	188,956
		橋りょう延長	727	733
		トンネル	—	—
路面別	種類別	セメント系	749	1,032
		アスファルト系	147,781	155,766
		砂利道	36,831	32,981
歩道設置延長			26,058	28,100

【町内都市計画道路の整備状況】

(単位:m)

路線名	町内延長	幅員	平成14年4月1日現在	平成21年度末現在
さがみ縦貫道路	6,250	21	0	0
藤沢大磯線	1,350	25	870	870
中海岸寒川線	3,280	15	1,510	1,800
柳島寒川線	5,770	16	5,770	5,770
東海岸寒川線	1,040	12	100	100
寒川下寺尾線	1,910	12	1,540	1,910
計	19,600		9,790	10,450

(資料:道路課・都市計画課)

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	合計
1111 道路網の整備	60	157	119	80	56	18	490
	12.2%	32.0%	24.3%	16.3%	11.4%	3.7%	100.0%

(2) めざす姿

- 町内外の移動がスムーズに行われている。
- 車と歩行者の双方の安全が図られている。

(3) 基本方針

- 周辺自治体との交流、連携を支える広域道路網の整備を促進します。
- 都市間の連携や産業の発展などが期待されるさがみ縦貫道路の整備を促進します。
- すべての人に安心・安全な道路整備を進めます。
- 老朽化した道路や橋りょうの維持管理を図ります。

(4) 施策の方向

◆広域道路ネットワークの整備

- さがみ縦貫道路や県道は、都市間の広域的なネットワーク形成の面からも、また、大規模災害時の緊急輸送道路としての機能面からも大変重要であることから、周辺自治体と連携し、国及び県に対する要望活動を継続し、整備促進します。
- さがみ縦貫道路（仮称）寒川北インターチェンジと藤沢市方面を結ぶ（仮称）湘南台寒川線は、生活環境に配慮した上で、早期整備の実現に向けて県に協力を要望し、整備促進します。
- 幹線町道宮山倉見13号線の拡幅整備を進めます。

◆人にやさしい安全な道路整備

- 幹線町道や学校、公共施設周辺の道路の歩道設置やグリーンラインの整備を進めるなど、すべての人が安全で安心して利用できる道路整備を進めます。
- 計画的な道路、橋りょうの維持管理を図ります。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値				目標値	
		H22	H26	H29	H32	H29	H32
幹線道路整備延長 (都市計画道路のみ)	km	H22	H26	H29	H32		
		10.5	17.1	17.1	17.1		
町道整備着手率(10路線)	%	H22	H26	H29	H32		
		20	70	80	100		
歩道整備整備着手率	%	H22	H26	H29	H32		
		33	83	100	100		
町道維持工事着手率(90路線)	%	H22	H26	H29	H32		
		—	33.3	66.6	100		

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- （仮称）湘南台寒川線整備促進事業
- 国県道整備促進事業
- さがみ縦貫道路整備促進事業
- 道路整備事業
- 橋りょう整備事業
- 道路維持補修事業
- 狭あい道路解消事業
- 道路境界確認事業
- 橋りょう長寿命化修繕計画策定事業
- 安全対策急施事業

第1節 連携を考えた交通環境の整備を進めます

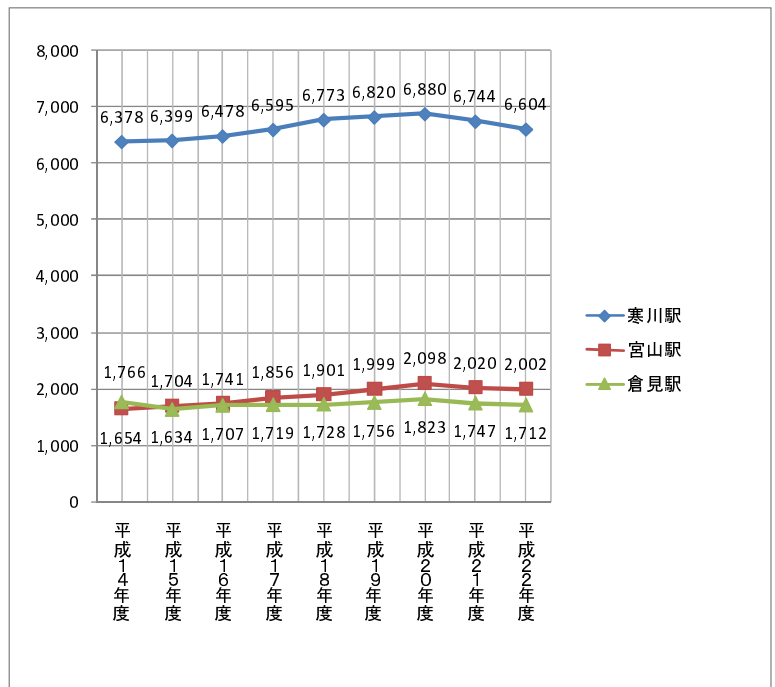
第2項 公共交通網の整備

(1) 現況と課題

- 平成9年11月に神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会で、倉見地区が新幹線新駅の誘致地区として決まり、早期実現に向けて取り組みを進めています。
- JR相模線は、平成3年に電化されたことにより、スピードアップや運行本数の増加等、利用者へのサービスが向上しました。しかし単線のため運行本数は依然として少なく利便性は低い状態です。
- 町民の利便性の向上や、多様な交通手段の確保、新幹線新駅への接続のしやすさなどを視野に入れJR相模線の複線化への取り組みや、相模鉄道いずみ野線の湘南台駅から新駅誘致地区への延伸の取り組みを進める必要があります。
- 町内のコミュニティバスを除くバス路線は、町内を起終点とする循環路線はなく、すべてが近隣市の鉄道主要駅を結ぶ路線となっており、路線構成や交通渋滞等の影響からくる定時性確保の問題等により、利便性が低く、利用状況も悪くなっています。公共交通網の増強を図るためには、町外へのアクセス増強が必要です。
- 町では、平成15年よりコミュニティバスの試験運行を行い、平成21年10月より本運行を開始していますが、利用状況等を勘案し、コミュニティバスのあり方について検討が必要です。
- 高齢者や障がいのある人が安心して利用できるよう、交通施設等のバリアフリーが求められ、要望活動による具体化が必要です。
- 環境負荷の軽減という観点から、現在の自動車交通依存型の生活を改め、新たな公共交通等の整備検討が求められており、町内の観光資源等を活用したまちづくりや企業誘致により予想される通勤者に対応するためにも、公共交通の整備を図ることが必要です。
- 災害時の公共交通については、長時間の運休・遅延等の運行障害が予想されます。利用者に対し必要な情報を迅速かつ正確に伝達できるよう、関係機関との素早い調整が必要です。

【各駅の1日当たりの平均乗客数】 (単位:人)

年度	寒川駅	宮山駅	倉見駅
平成14年度	6,378	1,654	1,766
平成15年度	6,399	1,704	1,634
平成16年度	6,478	1,741	1,707
平成17年度	6,595	1,856	1,719
平成18年度	6,773	1,901	1,728
平成19年度	6,820	1,999	1,756
平成20年度	6,880	2,098	1,823
平成21年度	6,744	2,020	1,747
平成22年度	6,604	2,002	1,712



(出典:JR東日本旅客鉄道株式会社ホームページ)

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
1112 公共交通網の整備	43	98	126	154	51	18	490
	8.8%	20.0%	25.7%	31.4%	10.4%	3.7%	100.0%

(2) めざす姿

- 公共交通機関の利用により町内外へのアクセスがスムーズである。
- 公共交通機関を全ての人が安心して利用している。

(3) 基本方針

- 全国との交流連携の窓口となる新幹線新駅の早期実現に向けての取り組みを進めます。
- 安全性の確保や生活利便性の向上、都市活動の活性化を図るため、道路・鉄道・バスなどが連携した、効率的で総合的な交通体系の整備を進めます。
- 本町の特性にあったコミュニティバスのあり方について検討を行います。
- すべての人が安心して利用できる交通環境の整備検討を進めます。

(4) 施策の方向

◆公共交通の充実促進

- 全国との交流連携の窓口となる新幹線新駅の早期実現に向けての取り組みを進めます。
- JR相模線については、利用者の増加が見込まれる中で当面は、行き違い施設等の整備や運転本数の増便など、積極的・継続的に関係機関へ要望活動を行い、鉄道輸送力増強を図り、複線化に向けた取り組みを進めます。
- 相模鉄道いずみ野線の延伸に向けた取り組みを進め、鉄道網の充実を促進します。
- 町民の利便性の向上を図るため、既存のバス交通等のあり方について検討します。
- バス事業者に対して路線の維持、増便等の要望活動を進めます。
- コミュニティバスの運行は、利用状況等を勘案しながら、本町の特性にあったあり方について検討します。

◆快適な交通環境の整備

- 高齢化が進む中で、高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が安全で快適に利用できる交通環境の整備を進めるとともに、環境保全にも配慮した公共交通のあり方を確立します。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値		目標値	
JR相模線乗客数(3駅合計)	人	H22	H26	H29	H32
		10,318	10,586	10,801	11,030
路線バス町内乗り入れ便数	便/日	H22	H26	H29	H32
		104	110	115	120
駅バリアフリー対策率	%	H22	H26	H29	H32
		66.6	66.6	66.6	100

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 鉄道対策事業
- 東海道新幹線新駅整備基金積立金事業
- コミュニティバス運行事業
- 総合交通計画策定事業

◇町民等の主体的な取組

- (町民ワークショップ提案から)
- ・JR相模線の複線化に向けた住民活動の展開、住民側の運動の盛り上げ

第2節 快適な生活環境の整備を進めます

第1項 公園・緑地等の整備

(1) 現況と課題

- 都市化の進展の中で、本町の豊かな自然環境は、快適な生活環境を維持していくために、今後も保全していく必要があります。
- 町民の日常生活における憩い、やすらぎ、ふれあいの場として、また、災害時の避難場所などとして公園や緑地等は、重要な役割を担っています。
- 平成7年度策定した、町内の緑地の保全と緑化の推進に関する総合的な計画「寒川町緑の基本計画」をもとに、さむかわ中央公園や川とのふれあい公園等の公園整備を進めてきましたが、整備水準はまだ神奈川県平均（5.5㎡）を下まわっていることから、今後も公園や緑地等の整備を進めていく必要があります。

【公園の設置状況】

区分	平成14年4月1日現在		平成22年度末	
	箇所数	面積(㎡)	箇所数	面積(㎡)
街区公園	24	19,242	28	23,438
緑地	5	5,076	4	4,830
近隣公園	1	15,048	1	15,048
緑道	4	23,609	4	23,609
運動公園	1	72,196	1	72,196
地区公園	1	47,655	1	47,655
合計	36	182,826	39	186,776

街区公園は、平成14年度よりオリーブの丘公園、与見公園、矢鳥公園及び寒川駅前公園の4カ所が増えています。また、区画整理事業に伴い、根岸緑地の除外により緑地が1カ所減少いたしました。

(資料:都市計画課)

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
1211 公園・緑地の整備	125	172	87	55	33	18	490
	25.5%	35.1%	17.8%	11.2%	6.7%	3.7%	100.0%

(2) めざす姿

- 町民が公園・緑地等を集い、楽しんでいる。

(3) 基本方針

- 水や緑を生かした公園や緑地等の面積を確保し、町民が集い、楽しみ、また、交流やいこいの場などとして整備を進めます。

(4) 施策の方向

◆公園・緑地等の計画的整備

- 子どもたちの健全な育成や、地域コミュニティの場として、まちなかの公園緑地等の役割は大きいことから、安全に配慮した計画的な整備を進めるとともに、既存の公園等の施設改良と維持管理を図ります。
- 公園・緑地等は大規模災害時において、避難場所としても大変重要な役割があるため、適正な維持管理を図ります。
- 市街地の良好な環境を形成するため、街路樹などの緑化を推進するとともに、公有地等の緑化を図ります。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	目標値			
1人当たり公園面積	㎡/人	H22	H26	H29	H32	
		3.9	3.9	3.9	4.0	
町民意向調査による現状評価 (十分・やや十分と回答)	%	H22	H26	H29	H32	
		61	65	70	75	

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 公園等整備事業
- 緑の基本計画見直し事業

◇町民等の主体的な取組

- (町民ワークショップ提案から)
- ・公園・緑地の利用について、利用者側でもいろいろ工夫して有効に利用する

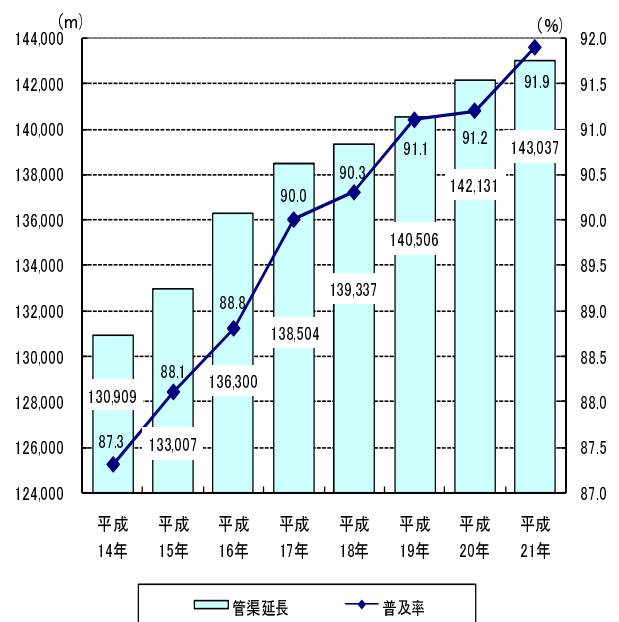
第2節 快適な生活環境の整備を進めます

第2項 下水道・河川の整備

(1) 現況と課題

- 本町の下水道は、相模川流域下水道の関連公共下水道として、汚水と雨水に分けて処理する分流方式をとっており、平成22年度末において下水道処理人口普及率91.94%、水洗化率93.92%と町村では非常に高いレベルとなっています。しかし、雨水対策においては道路冠水等を解消するため、幹線整備に続き枝線の整備推進が求められます。また、局地的な豪雨等の対応としては河川事業と調整し、雨水対策を図っていく必要があります。
- 本町には、相模川、目久尻川、小出川、永池川の一級河川と駒寄川の準用河川があり、各河川とも整備が進められてきましたが、相模川の堤防未整備箇所を早期解消をはじめ、小出川についても大雨などによる氾濫を防ぐため、護岸改修や遊水池設置などが求められており、引き続き国・県に要望・要請を行っていく必要があります。
- 本町の公共下水道は、昭和49年にスタートして以来37年が経過していることから、適切な維持管理・整備が必要となっています。
- 下水道事業の一層の健全化、透明性を高めるため、平成23年に策定した「下水道中期ビジョン」により公営企業会計への移行を進める必要があります。

【下水道普及状況】



(資料：下水道課)

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
1221 公共下水道の整備	183	162	49	44	40	12	490
	37.3%	33.1%	10.0%	9.0%	8.2%	2.4%	100.0%
1222 河川の整備	79	129	74	46	148	14	490
	16.1%	26.3%	15.1%	9.4%	30.2%	2.9%	100.0%

(2) めざす姿

- 下水道の普及により、快適な生活ができている。
- 護岸整備が進み、河川氾濫がない。

(3) 基本方針

- 生活雑排水等の汚水を排除・処理し、公衆衛生の向上等に役立つ効率的な維持管理・整備を進めます。
- 浸水被害を防止するため、河川の護岸整備を促進します。

(4) 施策の方向

◆公共下水道の整備

- 衛生的で快適な生活環境の確保のために、引き続き計画的・効果的な公共下水道整備を進めていく必要があります。また、全体計画の見直しを行い、相模川流域下水道と統合した整備を進めます。
- 雨水対策については、河川の整備促進も含め、浸水等による町民の生命、財産が脅かされないよう整備を進めます。

◆公共下水道の維持

- 公共下水道への接続を促進し、衛生的で快適な生活環境を確保します。
- 老朽化した下水道の計画的な維持管理・整備を進めます。
- 「下水道中期ビジョン」に基づき、公営企業会計導入を進め、下水道財政運営の一層の効率化を進めます。

◆河川の整備

- 河川の氾濫等による浸水被害を防止するため、河川の整備を促進します。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	目標値		
公共下水道の処理人口普及率	%	H22	H26	H29	H32
		91.94	93.65	94.90	95.97
雨水排水施設の整備率	%	H22	H26	H29	H32
		96.02	98.74	99.32	100
河川の整備率	%	H22	H26	H29	H32
		62	65	80	95

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 相模川流域下水道建設事業
- 公共下水道整備事業
- 下水道台帳整備事業
- 相模川流域下水道維持管理事業
- 公共下水道維持補修事業
- 公共下水道接続促進事業
- 河川整備促進事業

第3項 環境美化の推進

(1) 現況と課題

- 地域の環境美化を推進し、健康的な生活環境の保全及び向上を図るため、平成11年3月に「飲食容器等及び吸い殻等のポイ捨て防止に関する条例」を施行し、平成19年7月に落書きや深夜花火の禁止等を追加した、「寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例」に改正し、取り組みを進めています。町内一斉の美化運動や自治会、地域、企業等の自主的な環境美化活動も定着しています。今後とも、多くの町民等に理解されるよう啓発することが必要です。
- 河川美化については、環境団体等の積極的な取り組みが行われていますが、さらに多くの活動が進むよう、啓発や支援などの取り組みが必要です。
- ペットや野良猫のふん尿による苦情が多く、動物の適正な飼育管理について意識啓発が必要です。
- 広域行政の一環として茅ヶ崎市と供用している火葬施設は建設後17年が経過し、老朽化が進み、改修費用が毎年発生しており、委託料算定にも影響が出ています。修繕計画について情報収集と調整を行うとともに、町民が利用するにあたり今後も茅ヶ崎市民と差異のないサービスが受けられるように協議することが必要です。

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
1231 環境美化の推進	52	154	104	68	100	12	490
	10.6%	31.4%	21.2%	13.9%	20.4%	2.4%	100.0%

(2) めざす姿

- 快適な生活環境が保たれている。

(3) 基本方針

- 環境美化に対する意識の高揚を図るとともに、町民と町が協働して美化活動を進めます。

(4) 施策の方向

◆美化運動の推進

- 一定の成果が上がっているまちぐるみ美化運動や環境美化活動、相模川美化キャンペーンを進めます。
- 目久尻川や小出川の河川の美化にあたり、河川美化活動を行う団体や自治会等の活動が広がるように啓発、支援を行います。

◆環境衛生の向上

- ペットのふんによる被害を防ぐため、飼い主のモラルの向上を図ります。
- 広域で運営している火葬場の適正な管理運営を進めます。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値		目標値	
自主的な環境美化活動の回数	回	H22	H26	H29	H32
		62	70	76	82
町民意向調査による現状評価 (十分・やや十分と回答)	%	H21	H26	H29	H32
		42	45	50	55

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 河川美化事業
- 住みよい環境を守り育てる事業
- まちぐるみ美化運動等事業
- 斎場運営維持事業

◇町民等の主体的な取組

- (町民ワークショップ提案から)
- ・ゴミのポイ捨て・放置防止の運動や看板取付けの場所の提供等に協力する

第2節 快適な生活環境の整備を進めます

第4項 住環境の向上

(1) 現況と課題

- 寒川駅北口地区では、地区計画による良好な住環境やまちなみ景観が形成されつつあり、今後も継続的に取り組む必要があります。
- 景観形成や住環境向上のため、適正な規制や誘導等による計画的なまちづくりへの取り組みが求められています。
- 本町では、昭和62年から住居表示実施地区を順次拡大してきました。今後も、飛び地番解消などわかりやすい住所の表示を進める必要があります。
- 現在は、町内全域で超高速回線が利用できる情報通信環境が整い、町と町民が互いに情報を共有できるような情報環境整備が求められている中、個人情報保護への配慮が問題になっています。
- 情報通信機能を活用して、町政への参加を促すような仕組みづくりが求められています。

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	合計
1232 良好な住環境の整備	28	134	122	89	97	20	490
	5.7%	27.3%	24.9%	18.2%	19.8%	4.1%	100.0%
1233 情報通信基盤の整備	35	78	97	70	192	18	490
	7.1%	15.9%	19.8%	14.3%	39.2%	3.7%	100.0%

(2) めざす姿

- 景観に配慮した良好な住環境が形成されている。
- 情報通信環境が整備されている。

(3) 基本方針

- 新たなまちなみ景観の創造と自然環境の保全ならびに良好な居住環境の形成を図ります。
- 町内の情報通信環境を活用したまちづくりを進めます。

(4) 施策の方向

◆住環境の整備促進

- 周辺環境に配慮した住環境や良好なまちなみ景観を確保するため、建築物の高さに関するルールづくりを進めます。
- 周辺環境と調和した新たなまちなみ景観の創造と町内に残る魅力ある自然環境の保全により、景観に配慮したまちづくりを進めます。

◆住居表示の推進

- 住居表示実施区域内においては、今後も適正な付番付定を進めるとともに、未実施区域についてもわかりやすい住所の表示を進めます。

◆情報通信基盤の活用

- 進歩の早い ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）に適合した情報交換ツールを活用し、協働のまちづくりを進めます。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値				目標値	
		H22	H26	H29	H32	H29	H32
高度地区指定面積	ha	H22	H26	H29	H32		
		—	632	632	632		
住居表示実施面積	ha	H22	H26	H29	H32		
		462.1	481.7	481.7	481.7		
情報通信を利用したコンテンツ数	件	H22	H26	H29	H32		
		1	3	10	20		

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 景観まちづくり検討事業
- 高度地区指定事業
- 住居表示整備事業
- ICT活用事業

◇町民等の主体的な取組

- (町民ワークショップ提案から)
- ・インターネット等を通じて、情報コンテンツの中に自ら防災情報などを発信する

第3節 魅力ある市街地の整備を進めます

第1項 土地利用の適正化

(1) 現況と課題

- 本町は、全域が都市計画区域となっており、全体面積1,342haのうち約52%にあたる698haが市街化区域、残りの約48%にあたる644haが市街化調整区域となっています。市街化区域内の用途地域は、住居系が約56%、工業系が約41%、商業系が約3%になっています。また、市街化調整区域のうち約67%が農業振興地域で、そのうち約31%が農用地指定を受けています。
- 本町の一部では、住工混在等により生活環境の悪化が見受けられ、また、用途の純化も求められていることから、今後はより良好な環境の形成を目指した土地利用の調整が必要です。
- 東海道新幹線新駅の誘致やさがみ縦貫道路（仮称）寒川北インターチェンジ及び（仮称）寒川南インターチェンジの整備が進められている中、「ツインシティ倉見地区」と「田端西地区」は、交通結節点の利便性を生かした、北部・南部地域の拠点として計画的な土地利用を図る必要があります。
- さがみ縦貫道路（仮称）寒川北インターチェンジ周辺とそれに接続する（仮称）湘南台寒川線沿線は、ツインシティ倉見地区のまちづくりと整合を図りながら、新たな土地利用を検討する必要があります。

【地目別土地利用状況】

（単位：上段ha 下段％）

自然的土地利用						
	田	畑	耕作放棄地	山林	河川・水面・水路	その他
499.5	78.0	216.5	16.3	20.0	49.4	119.3
37.2%	5.8%	16.1%	1.2%	1.5%	3.7%	8.9%

都市的土地利用				
	住居系用地	商業用地	工業用地	その他
842.5	310.7	39.0	183.8	309.0
62.8%	23.2%	2.9%	13.7%	23.0%

※割合は町域1342haに対する割合

（資料：平成17年度都市計画基礎調査）

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	合計
1311 土地利用の適正化	12	52	120	106	182	18	490
	2.4%	10.6%	24.5%	21.6%	37.1%	3.7%	100.0%

(2) めざす姿

- 計画的な土地利用を進めている。

(3) 基本方針

- 地域の発展動向等を勘案し、適正な土地利用を図ります。

(4) 施策の方向

◆区域区分の見直し

- 今後の地域の発展動向に応じて、新たに計画的な市街地整備が必要な場合は、適切な区域区分の見直しを行います。

◆適正な土地利用の推進

- 地区計画等により、地域の特性に応じた適正な規制誘導を図ることにより、住宅地の居住環境の向上と工業地の操業環境の向上を図ります。
- 東海道新幹線新駅の設置やさがみ縦貫道路（仮称）寒川北インターチェンジ及び（仮称）寒川南インターチェンジの整備等による地域の発展動向を見据え、「ツインシティ倉見地区」、「田端西地区」は、計画的な土地利用の推進を図ります。
- 町内の河川や緑地は積極的に保全するものとし、計画的市街地整備を予定する区域以外の市街化調整区域における優良農地については、周辺環境の動向に配慮しながら計画的な保全を図ります。
- さがみ縦貫道路（仮称）寒川北インターチェンジ周辺と（仮称）湘南台寒川線沿線は、ツインシティ倉見地区のまちづくりと整合を図りながら、新たな土地利用を検討します。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値				目標値			
		H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
特定保留区域の市街化編入率	%	H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
		0	100	100	100	0	100	100	100

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 線引き見直し事業
- 土地利用適正化推進事業

◇町民等の主体的な取組

- (町民ワークショップ提案から)
- ・都市計画に関する説明会等へ積極的に参加する

第3節 魅力ある市街地の整備を進めます

第2項 市街地整備の推進

(1) 現況と課題

- 寒川駅北口地区土地区画整理事業については、本町の玄関口として早期完成が望まれています。また、今後、寒川駅北口地区土地区画整理事業の進捗を見つつ、寒川駅南口地区の整備検討が必要です。
- ツインシティ倉見地区については、広域的な交流・連携の窓口として、また、東海道新幹線新駅誘致地区を中心とした新たな北部の拠点として整備するため、町民と行政が協働して、まちづくりを進めていく必要があります。また、さがみ縦貫道路（仮称）寒川北インターチェンジ及び（仮称）湘南台寒川線は、ツインシティ倉見地区のまちづくりと密接に関係するため、ツインシティ整備計画等との整合を図る必要があります。
- さがみ縦貫道路（仮称）寒川南インターチェンジ周辺の田端西地区については、さがみ縦貫道路の供用開始を間近に控え、交通の結節点となることから、その利便性を生かした新たな産業集積拠点として、周辺環境との調和に配慮した計画的な整備を進めていく必要があります。

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
1312 中心市街地の整備	33	107	115	136	78	21	490
	6.7%	21.8%	23.5%	27.8%	15.9%	4.3%	100.0%
1313 ツインシティ倉見地区の整備	20	26	46	130	246	22	490
	4.1%	5.3%	9.4%	26.5%	50.2%	4.5%	100.0%
1314 さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺の整備	18	41	69	91	251	20	490
	3.7%	8.4%	14.1%	18.6%	51.2%	4.1%	100.0%

(2) めざす姿

- 拠点としての市街地整備が進んでいる。

(3) 基本方針

- 寒川駅周辺地区は、町の中心市街地にふさわしい基盤整備を進めます。
- ツインシティ倉見地区は、新幹線新駅誘致地区を中心とした新たな北部の拠点として、環境と共生した新たなまちづくりを図ります。
- さがみ縦貫道路（仮称）寒川南インターチェンジ周辺の田端西地区は、周辺環境との調和に配慮した計画的な整備を図ります。

(4) 施策の方向

◆寒川駅周辺地区整備事業の推進

- 寒川駅を中心とした中心市街地整備は、町の顔である寒川駅北口地区土地区画整理事業を最優先に整備します。
- 寒川駅南口については、寒川駅北口地区土地区画整理事業終了後に、整備の必要性等について検討します。

◆ツインシティ倉見地区整備事業の推進

- 東海道新幹線新駅誘致地区を中心とした新たな北部の拠点として、交通結節点の利便性を生かした新たな機能立地と広域連携を目指して、環境と共生したまちづくりを進めます。
- さがみ縦貫道路（仮称）寒川北インターチェンジ周辺については、（仮称）湘南台寒川線及びツインシティ倉見地区の整備との整合した整備を進めます。

◆田端西地区整備事業の推進

- さがみ縦貫道路（仮称）寒川南インターチェンジ周辺の田端西地区については、産業系の土地利用を図るとともに、周辺環境との調和に配慮した整備を進めます。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	目標値			
寒川駅北口地区土地区画整理事業の整備率	%	H22	H26	H29	H32	
		89	100	100	100	
ツインシティ倉見地区の整備進捗率	%	H22	H26	H29	H32	
		0	0.7	14	32	
田端西地区の整備進捗率	%	H22	H26	H29	H32	
		0	0	20	70	

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 寒川駅北口地区土地区画整理事業
- 寒川駅南口整備検討事業
- ツインシティ倉見地区整備事業
- 田端西地区まちづくり事業

◇町民等の主体的な取組

- （町民ワークショップ提案から）
- 寒川駅周辺整備、ツインシティなど新たなまちづくりに対して
 - ・情報収集や学習しながら機運を高める
 - ・積極的な議論・活動をおこす

第 **2** 章

環境と共生した うるおいのある まちづくり

第 1 節 水とみどりの保全と活用を進めます

第 2 節 環境にやさしいまちづくりを進めます

第1節 水とみどりの保全と活用を進めます

第1項 緑化の推進

(1) 現況と課題

- 都市化が進展する中、本町の魅力である豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくためには、町民・企業・行政が一体となって緑の保全に対し理解を深め、自然環境保護に向けた取り組みが求められています。
- 本町の緑の現況としては、社寺や屋敷林などによるところが多いにもかかわらず、土地利用や管理上の問題などから個人所有の樹木・樹林は減少しています。町内の良好な環境を保全するために、緑化まつりや緑化団体の育成を通じて緑の重要性をPRし、緑の確保につなげる必要があります。
- 本町は、相模川をはじめ小出川や目久尻川など水とのつながりの強い土地柄であり、現在でも貴重な水辺空間を形成していることから、さらに保全活用し、やすらぎと潤いの場としての整備が求められています。
- 水と緑のまちづくりを推進するにあたっては、事業の計画的な推進や実現性を確保するために、進行管理や、整備・維持管理に関して、町民、ボランティア、企業などとの協働が必要です。

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
2111 緑の保全と推進	67	157	105	79	59	23	490
	13.7%	32.0%	21.4%	16.1%	12.0%	4.7%	100.0%
2112 水辺空間の創造	48	137	103	101	78	23	490
	9.8%	28.0%	21.0%	20.6%	15.9%	4.7%	100.0%

(2) めざす姿

- 豊かな自然環境が保全されている。
- 町民が水とみどりに親しみ、生活にうるおいを与えている。

(3) 基本方針

- 自然保護への意識の高揚に努め、自然と親しめる環境づくりを図ります。
- 水と緑に親しめる環境の整備を進めます。

(4) 施策の方向

◆良好な緑の保全

- 本町に残された貴重な自然を大切に守り育てるとともに、緑化に対する意識の高揚と、まちぐるみでの緑化運動を進めます。

◆水と緑のまちづくりの推進

- 水とふれあえる川辺の整備と、自然を生かした河川の整備を進めます。
- 「緑の基本計画」や「新 川と文化のまちづくり計画」などを基本に、生物多様性などに関する状況把握も踏まえ、計画的な整備によって、良好な自然環境を確保します。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	目標値		
自然環境保全地域面積	ha	H22	H26	H29	H32
		11.1	11.1	11.1	11.1
保存樹林指定面積	㎡	H22	H26	H29	H32
		16,379	16,379	16,379	16,379
緑化まつり参加者数	人	H22	H26	H29	H32
		17,500	18,500	19,250	20,000

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 樹木管理事業
- 保存樹木補助事業
- 緑化まつり開催事業
- さがみグリーンライン整備促進事業
- 目久尻川ふるさとの川整備事業

◇町民等の主体的な取組

- (町民ワークショップ提案から)
- ・緑化の推進に対する意識を向上する
 - ・生活道路など身近な公共空間の雑草等の刈込は住民で実施する
 - ・近所のみならず、活動場所を拡大して、町民による緑化を実施する
 - ・雑草とりなどにより、農地の保全に協力する
 - ・河川（小路等も含む）の美化、管理等に参加する

第2節 環境にやさしいまちづくりを進めます

第1項 環境共生の推進

(1) 現況と課題

- 今日の環境対策は、地球規模で考え地域から、さらには町民一人ひとりが行動をおこす必要があります。そのために環境に関わる施策を総合的、計画的に推進するとともに、町民・事業者が環境に関する認識を深めるための教育や学習が必要です。また、同時に環境に対する情報の提供を適切に行う必要があります。
- 平成5年3月に、「寒川町民は、自らも自然の一員であることを自覚し、町・町民・事業者が一体となり地球環境にやさしいまちづくりに取り組む」といった環境宣言を行いました。また、平成13年には寒川町環境基本条例を制定し、平成15年3月には寒川町環境基本計画を策定し、平成19年度には計画の一部見直しを行い、環境に関する取り組みを進めてきました。環境に関わる課題は中長期的な取り組みが必要であるものが多く、平成23年度に新たに策定した第2次寒川町環境基本計画に基づき、今後も継続的に取り組む必要があります。

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
2211 環境施策の総合的推進	15	71	97	79	197	31	490
	3.1%	14.5%	19.8%	16.1%	40.2%	6.3%	100.0%
2212 地球環境の保全	13	64	109	106	167	31	490
	2.7%	13.1%	22.2%	21.6%	34.1%	6.3%	100.0%

(2) めざす姿

- 町民・事業者等が環境と共生した暮らしをしている。
- 町民・事業者等が環境共生意識を持ち、環境活動に積極的に参加している。

(3) 基本方針

- 環境に関わる施策を総合的、計画的に進めます。
- 地球環境に配慮した環境と共生したまちづくりを進めます。

(4) 施策の方向

◆環境施策の総合的推進

- 今後も環境基本計画の方向性に基づき、環境に関わる諸施策を進め、また、計画の進行管理による取り組みを進めます。

◆環境教育・学習の推進

- 環境問題の認識を深めるため、幅広い世代への環境教育・学習の場を提供する取り組みを進めます。

◆環境情報の提供

- 環境に関わる現状や課題に対する認識を深めるため、情報を適切に提供する取り組みを進めます。

◆地球温暖化防止対策の推進

- 地球温暖化に代表される世界規模で顕在化している問題に、本町としても取り組んでいくため、多様な施策の連携や協働のほか、藤沢市、茅ヶ崎市との広域による取り組みを進めます。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	目標値		
環境学習講座や自然観察会の参加人数	人	H21	H26	H29	H32
		64	80	120	120 以上
町役場(本庁舎・分庁舎・東分庁舎)の床面積当たりの二酸化炭素排出量	kg/m ²	H22	H26	H29	H32
		43.1	41.8	40.5	39.2
町内事業者の環境マネジメントシステム(ISO14001 等)の導入件数	件	H22	H26	H29	H32
		60	63	66	69

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 環境基本計画推進事業
- 環境教育・学習の推進事業
- 環境情報の提供事業
- 地球温暖化防止対策の推進事業

◇町民等の主体的な取組

- (町民ワークショップ提案から)
- ・環境保全活動に対して、町と町民のネットワーク、実行部隊をつくる
 - ・環境共生に対する意識や知識の向上と、それに合った行動を実践する
 - ・環境保全に関する行政等からの町民へのお知らせ(啓発)に協力する

第2節 環境にやさしいまちづくりを進めます

第2項 公害の防止

(1) 現況と課題

- 公害対策については、適切な監視体制、現状把握に努める必要があるほか、専門的知見による判断と迅速な対応が求められています。
- 公害について、町民・事業所・行政が情報共有し、公害の防止に対する認識を深めることが必要です。

【公害発生件数の推移】

(単位:件)

	総数	大気汚染	悪臭	水質汚濁	騒音	振動	地盤沈下	土壌汚染	その他
平成14年度	15	8	1	—	5	1	—	—	—
15	28	20	4	—	4	—	—	—	—
16	55	4	41	—	7	3	—	—	—
17	83	6	63	—	9	2	1	—	2
18	70	7	40	—	9	2	—	1	11
19	67	—	48	—	15	3	—	—	1
20	101	1	79	2	17	2	—	—	—
21	62	—	42	—	17	2	—	—	—
22	70	2	47	—	16	2	—	—	3

(資料:環境課)

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
2213 公害の防止	34	120	149	124	40	23	490
	6.94%	24.49%	30.41%	25.31%	8.16%	4.69%	100.00%

(2) めざす姿

- 公害のない暮らしが保たれている。

(3) 基本方針

- 公害防止に関する啓発等を実施し、防止対策の推進を図ります。
- 町と事業所が相互に協力して、公害防止対策に取り組み、事業所と地域が良好な関係を築くしくみを作ります。
- 発生した公害等の問題に対しては、行政は関係機関と連携し、適切に対応します。

(4) 施策の方向

◆啓発強化と情報収集

- 公害の発生を未然に防止するための啓発や研修を事業所等に行うとともに、情報収集を行います。

◆適切な調査・監視の実施

- 生活環境を保全するため、県が行う環境測定だけでは町内の環境監視は十分でないと判断し、県の測定を補完する町独自の測定について、新たに基準を作成し、公害対策に関わる測定や調査を実施します。
- 専門的知見を要する公害対策については、早い段階で県をはじめとする関係機関と連携して改善指導を進めます。また、迅速で効果的な対応を行い、必要に応じて継続監視等を行います。

◆環境保全協定による公害防止の推進

- 一定規模以上の事業所と新たに結んだ環境保全協定に基づき、町と事業所が相互に連携し、公害の未然防止や発生時の速やかな対策を図ります。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	目標値			
公害の未然防止に関する啓発を行った事業所及び研修会に参加した事業所の合計	件	H22	H26	H29	H32	
		230	258	279	300	
環境測定項目の環境基準達成率	%	H22	H26	H29	H32	
		98	100	100	100	
環境保全協定締結の対象事業所との締結割合	%	H22	H26	H29	H32	
		83	100	100	100	

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 公害防止対策事業
- 水質等検査事業

第2節 環境にやさしいまちづくりを進めます

第3項 資源の有効活用の推進

(1) 現況と課題

- 都市化の進展や生活様式の変化によって、ごみの量は増加しているとともに、ごみの質や種類も多様化し、処理が困難なものも増加傾向にあります。本町では、可燃ごみ、可燃粗大ごみ、不燃ごみ、資源物の4分別収集を行っており、今後も分別収集を継続し、ごみの減量化・資源化を図ることが必要です。
- 平成13年の家電リサイクル法施行以降、廃家電などの不法投棄が増えている状況にあり、その対応が求められています。
- 限りある資源の有効活用を図るため、自然エネルギーをはじめとするクリーンエネルギーの普及や省エネルギーの推進が求められている中で、東日本大震災による発電設備の停止に伴う影響により、今後も夏期・冬期において電力不足が懸念されており、節電、省エネを強く意識したライフスタイルへの転換が求められています。
- 電気自動車の普及については、広域行政による取り組みを進めていく必要があります。

【ごみ収集量の推移】

(単位:トン)

	可燃ごみ	粗大ごみ	不燃ごみ	資源物	乾電池	計
平成14年度	11,091	995	970	2,358	10	15,424
15	11,191	847	1,036	2,220	8	15,302
16	11,179	842	1,033	2,220	10	15,284
17	10,177	844	851	3,126	10	15,008
18	10,669	947	856	3,291	12	15,775
19	10,704	973	842	3,147	10	15,676
20	10,593	1,073	847	3,042	10	15,565
21	10,286	823	876	3,152	10	15,147
22	9,998	801	884	3,105	10	14,798

【資源物回収状況の推移】

(単位:トン)

	金属類	ガラス	布類	紙類	油	ペットボトル	プラ容器	計
平成14年度	412	384	155	1,317	16	91	0	2,375
15	375	368	133	1,249	16	93	0	2,234
16	379	355	154	1,219	17	109	0	2,233
17	340	342	113	1,572	17	120	637	3,141
18	336	356	148	1,599	17	122	717	3,295
19	316	319	135	1,528	17	126	700	3,141
20	302	338	121	1,440	14	128	692	3,035
21	303	308	274	1,450	17	115	685	3,152
22	317	304	284	1,400	13	117	670	3,105

【リサイクル率の推移】

(単位:%)

	平成13年度	平成17年度	平成19年度	平成21年度
神奈川県	16	23	24.8	24.5
寒川町	16	21	21.6	22.2
茅ヶ崎市	19	18	18.5	17.4
藤沢市	22	30	31.0	31.5

(資料:環境課)

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
2221 リサイクル活動の推進	81	198	96	42	48	25	490
	16.5%	40.4%	19.6%	8.6%	9.8%	5.1%	100.0%
2222 エネルギー対策の推進	5	15	72	212	156	30	490
	1.0%	3.1%	14.7%	43.3%	31.8%	6.1%	100.0%

(2) めざす姿

- 分別収集によるごみの資源化が行われている。
- クリーンエネルギーが普及されている。

(3) 基本方針

- 環境負荷の低減を図るため、ごみの減量化とリサイクル活動を進めます。
- 地球環境にやさしいエネルギーの導入を進めます。

(4) 施策の方向

◆ごみの減量化・資源化の推進

- ごみ問題に対する意識を高揚し、リサイクル活動を推進するとともに、ごみの分別による資源化や減量化を進めます。
- ごみになるものをなるべく使わず（リフューズ）、ごみを出さない（リデュース）、再使用する（リユース）、再生利用する（リサイクル）に取り組むため、町民一人ひとりの主体的な行動を促すよう、ごみや環境問題の実態に関する情報提供、啓発活動を実施します。

◆エネルギーの有効活用の推進

- 限りある資源を有効活用し、節電や省エネを強く意識したライフスタイルとなるように啓発を図ります。また、太陽光などのクリーンエネルギーの導入を県や関係機関と連携して進めます。
- 地球温暖化をはじめとする環境対策として、国県の施策に合わせ太陽光発電システムなど普及促進しながら、企業などと連携を図り、全町的なエコタウン計画などを検討し、環境と共生したまちづくりを進めます。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値		目標値	
ごみの1人1日当たりの排出量 (排出原単位)	g/人・日	H22	H26	H29	H32
		851	820	790	760
リサイクル率	%	H22	H26	H29	H32
		22.3	28.0	31.5	35.0
電気自動車導入累積件数	件	H22	H26	H29	H32
		2	18	30	42
太陽光発電システム導入件数 (町補助による累計件数)	件	H22	H26	H29	H32
		53	133	193	253

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- ごみ減量化推進事業
- 資源物分別処理推進事業
- クリーンエネルギーの有効活用事業

◇町民等の主体的な取組

(町民ワークショップ提案から)

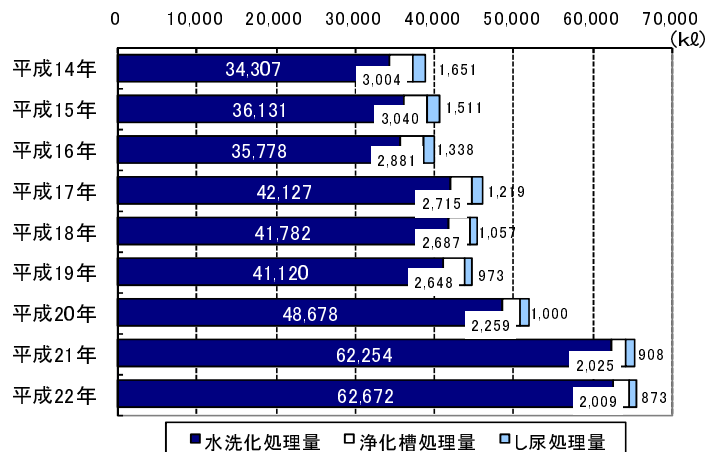
- ・資源の有効活用に対する意識を向上する
- ・「リサイクルが一番ではなくリデュース、リユースがあって次がリサイクルである」という考え方を広める
- ・家庭(職場)ごみを「正しく分別」「正しく処理」し、減量する
- ・ゴミの減量、アイドリングストップなど、資源の有効活用につながる意識を町民レベルで向上し、全員で取組む、一人ひとりが先ずはやれることから取組む

第4項 廃棄物の適正処理

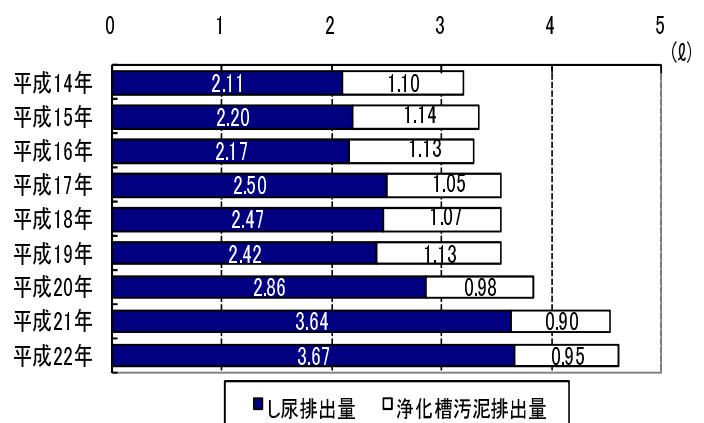
(1) 現況と課題

- 多様化する処理困難物について、今後、状況を把握しながら対応を検討していく必要があります。湘南東ブロックごみ処理計画に基づく茅ヶ崎・寒川粗大ごみ処理施設の整備や焼却炉の大規模な改修工事も必要です。
- 本町には、最終処分場がないことから、町外での埋め立て処分を行っていますが、最終処分場にも限りがあるため、今後ともごみ減量化などの推進が必要です。
- 本町では、茅ヶ崎市との広域により平成7年に建設したし尿処理場（美化センター）において、各世帯から収集したし尿・浄化槽汚泥の共同処理を行っていますが、下水道の普及により、し尿等の搬入量は、減少から横ばい傾向にあります。
- し尿処理施設については、機器の老朽化による施設の維持・管理経費の増加が懸念されます。また、茅ヶ崎市との状況により、施設のあり方等を今後は検討する必要があります。

【し尿処理状況の推移】



【1人/日あたり排出量の推移】



(資料：環境課)

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	合計
2231 ごみの収集処理対策の推進	119 24.3%	193 39.4%	83 16.9%	48 9.8%	27 5.5%	20 4.1%	490 100.0%
2232 し尿の収集処理対策の推進	117 23.9%	114 23.3%	39 8.0%	20 4.1%	168 34.3%	32 6.5%	490 100.0%

(2) めざす姿

- 廃棄物が適正に処理されている。
- 適正にし尿処理が行われている。

(3) 基本方針

- ごみの収集時における分別の徹底による資源化により、適正な処理を図り、循環型社会を目指します。
- ごみ処理施設整備について、効率的な施設整備を図ります。
- 衛生的で効率的な、し尿処理を図ります。

(4) 施策の方向

◆収集処理体制の充実

- 多様化するごみの収集と処理の体制の充実を図り、快適な生活環境を維持します。
- 寒川広域リサイクルセンターの開設により、適正な分別を行い、資源化を推進し、循環型社会を目指すとともに、焼却灰等の埋立量を減らします。

◆ごみ処理施設の整備

- ごみ処理施設の整備については、粗大ごみなどの新たな施設や、既存施設の長寿命化を含め、広域による効率的な施設整備を進めます。

◆し尿処理対策の確保

- し尿等の量の推移を考慮しながら、施設の長寿命化のため計画的な管理運営を推進するとともに、町と茅ヶ崎市の状況により、施設のあり方等について検討します。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値				目標値			
		H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
広域ごみ処理施設数	箇所	H22	H26	H29	H32				
		1	2	2	3				
焼却灰発生量	t/年	H22	H26	H29	H32				
		1,753	1,577	1,512	1,443				
最終処分地確保数	箇所	H22	H26	H29	H32				
		1	2	2	2				

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- | | |
|----------------|-----------|
| ○じん芥収集運搬処理事業 | ○し尿収集運搬事業 |
| ○処理困難物処理事業 | ○し尿中間処理事業 |
| ○最終処分地確保対策事業 | ○し尿最終処理事業 |
| ○広域じん芥処理施設整備事業 | |
| ○粗大ごみ処理施設整備事業 | |

第 3 章

安心して 生きがいのある まちづくり

- 第 1 節 明るく生きがいのある健康づくりを進めます
- 第 2 節 心のかよいう福祉を充実します
- 第 3 節 安心して暮らせるまちづくりを充実します

第1節 明るく生きがいのある健康づくりを進めます

第1項 健康づくりの充実

(1) 現況と課題

- 生きがいのある充実した生活をおくるうえで、健康は基本的な条件であり、町民一人ひとりが生涯を通じて、心身の健康を高めていくことが必要です。
- 町民一人ひとりが人生をいきいきと暮らすためには、健康づくりに関する自覚と認識を深め、自らの健康保持に取り組むことのきっかけづくりを進める必要があります。健康づくりは、ライフステージ（幼年期（0～4才）、少年期（5～14才）、青年期（15～24才）、壮年期（25～44才）、中年期（45～64才）、高年期（65才～））や地域の実情、時代背景や町民ニーズにそって検討を重ねていく必要があります。
- 健康で心豊かな生活をおくるために、「食育」と「運動」はすべてのライフステージに共通した項目であり、その取り組みの重要性が高まっています。
- 町民の健康づくりや保健サービスの中心となる施設として、健康管理センターの機能の充実に努めています。
- 健康づくりを積極的に進めていくために昭和62年に健康都市宣言を行い、健康管理センターを中心に、関係機関と連携しながら町民の健康づくりを推進するための啓発活動や健康教育、健康相談等を行っています。
- 疾病全体に占める、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病など、生活習慣に起因した疾病が増加し、これにともなって要介護者等の増加も深刻な問題となっています。保健事業の実施により生活習慣を改善し、一人ひとりが継続して健康づくりに取り組むよう支援する必要があります。
- こころの健康（メンタルヘルス）は、個人の資質や能力の他に、身体状況や社会経済状況、住居や職場の環境、対人関係など多くの要因が影響し、なかでも身体の状態とこころは相互に強く関係しています。ストレスが多い現代の社会状況を反映しているうつ病等については、誰もがかかる可能性があるため、うつ病等こころの病を予防するために、ストレスに気づき、上手につきあう方法を身につけるとともに、「早めに休養・早めに相談・早めに受診」など、周囲の理解と見守りが大切となっています。
- ライフステージにそった各種健（検）診事業を対象者の性質、内容等について精査し、集団健（検）診や個別健（検）診と手段を組み合わせながら、対象者が受診しやすくなるよう努めています。
- 高齢者の健康維持や寝たきり予防のため、介護予防事業の充実が求められています。

【健康教育・健康相談実績一覧】

実施年度	健康教育		健康相談	
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
平成14年度	57	1,774	309	2,299
平成15年度	59	1,741	143	1,447
平成16年度	57	1,666	130	1,258
平成17年度	78	1,817	131	1,512
平成18年度	78	1,845	120	1,336
平成19年度	57	1,525	127	1,184
平成20年度	26	564	123	895
平成21年度	22	759	147	919
平成22年度	26	1,255	102	300

※平成14年度から平成19年度についての対象者及び参加者は40歳以上

※平成20年度以降については、平成20年度に従来の老人保健法から健康増進法に法律が変更となったため、40歳から64歳までが対象者及び参加者となる。

(資料:健康課)

【主要死因別死亡数】

(単位:件)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総数	248	288	283	301	306	299	298	352
悪性新生物	78	104	91	97	103	100	102	121
心疾患	36	30	33	46	30	53	41	58
脳血管疾患	43	39	34	39	43	30	36	41
肺炎	17	21	25	22	33	23	28	29
自殺	7	9	11	15	7	12	1	9
その他	67	85	89	82	90	81	90	94

(資料:茅ヶ崎保健福祉事務所)

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
3111 健康づくりの推進	35	99	133	111	81	31	490
	7.1%	20.2%	27.1%	22.7%	16.5%	6.3%	100.0%
3112 健康づくりの支援	23	112	132	67	130	26	490
	4.7%	22.9%	26.9%	13.7%	26.5%	5.3%	100.0%

(2) めざす姿

- 町民が健康づくりに関する自覚と認識を深め、日ごろから心身ともに健康で生活している。

(3) 基本方針

- 町民が心身ともに健康的な生活がおくれるように、地域等とも連携しながら、健康づくり・介護予防を進めます。
- 健康づくりに自主的に取り組んでいる団体・グループを育成・支援するとともに、健康・保健活動の拠点となる施設の機能の充実を図ります。
- 町民一人ひとりが「食」の大切さを再認識し、自らの健康づくりにつなげることができるよう、「食育」の取り組みを進めます。
- 町民のライフステージにそった各種健（検）診の充実を図るとともに、疾病の予防と早期発見に対する適切な指導を行い、健康増進を図ります。

(4) 施策の方向

◆健康づくりの支援

- 地域の実情や町民のライフステージに合わせて、町民一人ひとりが健康づくりに取り組むための場所や機会の提供などの支援を図ります。
- さむかわ元気プランを推進し、さむかわwakuwaku体操等の普及を図るとともに、健康づくりに自主的に取り組んでいる団体・グループを育成・支援し連携することで、家庭や地域社会全体で町民の健康づくりを進め、「自分の健康は自分で守る」という意識向上を促進します。
- スポーツ・レクリエーションを楽しみつつ、自身の体力が把握できるような、楽しみ

ながら続けられるスポーツ・レクリエーション企画の提供を図ります。

- 「運動習慣の定着」と「食生活改善」について重点的な取り組みを継続するとともに、食を通して健康で心豊かな生活をおくることが目的とする「食育」の取り組みを進めます。

◆保健事業の充実

- 町民の健康保持と健康増進を目的に、保健・医療・福祉の連携により、疾病の予防及び早期発見のためライフステージにそった各種健（検）診、健康教育、健康相談、保健指導の充実を図ります。
- 各種健（検）診については、受診しやすい体制づくりを図ります。

◆介護予防の推進

- ライフステージにそって取り組んでいる健康づくりのほか、高齢者の心身の状態や生活環境に応じた総合的な介護予防を推進するため、専門的・科学的な介護予防プログラムによる介護予防の実践機会の提供を図ります。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値				目標値			
		H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
健康普及事業の参加者数	人	H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
		2,000	2,100	2,300	2,400				
健康増進事業の参加者数	人	H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
		350	450	500	550				
特定健康診査の受診率	%	H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
		33.0	65.0	65.0	65.0				
がん検診の受診(初診)者数	人	H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
		1,900	1,900	1,950	2,000				
介護予防事業の参加者数	人	H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
		1,772	2,360	2,543	2,677				

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 健康普及事業
- 健康増進事業
- 健康診査事業
- 国民健康保険推進事業（保健事業）
- 二次予防事業対象者把握事業
- 二次予防事業通所型介護予防事業
- 一次予防事業通所型介護予防事業
- 生活支援型デイサービス
- 高齢者スポーツ大会事業
- 介護予防普及啓発事業

◇町民等の主体的な取組

- (町民ワークショップ提案から)
- ・健康管理の第一は自己管理、自己責任であると町民全員が意識する
 - ・健康づくりに関する町主催の行事等へ積極的に参加する

第1節 明るく生きがいのある健康づくりを進めます

第2項 医療体制・保健衛生の充実

(1) 現況と課題

- 地域住民のニーズに的確に対応し、より高度で効率的な地域医療の確保、普及には医療機関相互の機能分担と連携が重要なため、湘南東部医療圏（藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町）において、各病院の機能分担や病院間の連携を図っています。
- 町内の医師の高齢化や少数開設となっている一部の診療科目についても対応が求められています。
- 救急医療については、医師の専門診療科目の違いにより生じる初期救急医療のばらつきを解消する必要があります。また、各医療機関で救急医療を行うために必要な施設及び設備の確保が求められています。
- 多くの医療機関が休診となる休日や診療時間外となる夜間でも救急医療が可能となるよう体制の充実を図るとともに、通常の救急搬送では間に合わない事例に備え、高度救命が可能なドクターヘリの共同運航に参画しています。
- 近年、新型インフルエンザなどの予期せぬ感染症の発生やまん延により、子どもや成人を含め幅広い年齢層で健康被害が発生しています。予期せぬ感染症の発生により町民の生命や身体の安全を脅かす健康危機につながるようなことがないよう、家庭や学校も含め、感染の予防に向けた日ごろからの取組が重要となっています。

【定期予防接種延べ接種者数】

(単位:件)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ツベルクリン	1,644	444	516	—	—	—	—	—	—
B C G	661	430	500	468	403	414	436	404	379
小児マヒ生ワクチン	915	816	904	880	856	805	896	829	787
二種混合	202	170	181	103	129	152	196	223	260
日本脳炎	1,355	1,443	1,484	282	4	77	69	382	2,758
風疹	474	474	448	601	2	4	0	2	0
三種混合	1,697	1,742	1,720	1,843	1,773	1,679	1,894	1,629	1,628
麻疹	429	432	459	396	1	0	2	0	1
麻疹・風疹混合	—	—	—	—	796	809	1,441	1,332	1,475

(資料:健康課)

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
3121 地域保健の充実	40	140	110	80	95	25	490
	8.2%	28.6%	22.4%	16.3%	19.4%	5.1%	100.0%
3122 地域医療の充実	36	146	139	101	45	23	490
	7.3%	29.8%	28.4%	20.6%	9.2%	4.7%	100.0%

(2) めざす姿

- 町民が安心して医療を受けることができる。
- 町民が感染症予防に取り組み、発症してもまん延が最小限にとどまっている。

(3) 基本方針

- 町民が安心できる医療体制の充実を図るため、医師会等の医療関係機関と連携を図ります。
- 感染症のまん延防止対策を進めます。

(4) 施策の方向

◆ 地域医療体制の充実

- 身近な地域の医療機関で診療等を受けることができるよう、かかりつけ医の普及・定着に向けた取り組みを進めるとともに、疾病の状況に応じて適切な診療が受けられる医療体制の確保とその充実を図ります。
- 少数開設となっている一部の診療科目については、湘南東部医療圏で確保し、対応できるように各市及び医師会に協力要請します。
- 地域医療を担う人材の確保については、湘南東部医療圏における広域的な課題ととらえ、県や各市をはじめ、医師会等と連携しながら取り組みを進めます。

◆ 救急医療体制の充実

- 病気やけが等により医師の診療が必要になった時、いつでも医療機関で診療が受けられるよう、初期救急医療については当番医制、二次救急医療については医療機関の輪番制などにより救急医療体制の確保とその充実を図ります。
- 重度症例患者をドクターヘリにより搬送し、高度救命措置を行います。
- 周産期医療や小児医療、災害時における医療体制など、救急医療のあり方やその確保について、医師会と継続して協議します。

◆ 保健衛生の充実

- 感染症の発症を防ぐために予防接種等の充実を図ります。
- 疾病の予防・早期治療のため、町民が受診しやすい体制づくりを進めます。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値		目標値	
町民意向調査における地域医療に対する現状評価(十分・やや十分と回答)	%	H21	H26	H29	H32
		37.1	50.0	55.0	60.0
休日昼間・夜間診療の提供率	%	H22	H26	H29	H32
		100	100	100	100
予防接種の接種率	%	H22	H26	H29	H32
		49.0	55.0	60.0	65.0

(6) 具体的な取組

◆ 主要事業

- 医師会等補助事業
- 救急医療確保対策事業
- 献血推進事業
- 予防接種事業
- 感染症予防事業

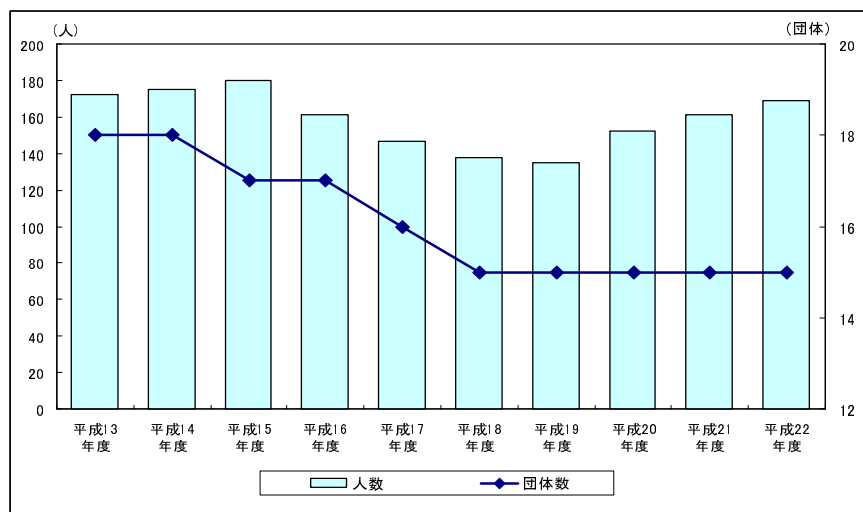
第2節 心のかよいあう福祉を充実します

第1項 地域福祉の充実

(1) 現況と課題

- 高齢化や核家族化などの社会環境の変化により、地域コミュニティの希薄化が進むなど、地域における課題が生じています。福祉サービスなどを利用しながら、高齢者や子ども、障がい者等が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、地域福祉の取り組みが求められています。
- 地域に根ざしたきめ細かな福祉サービスを展開するためには、町民の福祉に対する理解と参加が必要となっているため、社会福祉協議会や民生委員児童委員等との連携を図るとともに、ボランティアの育成等を図りながら、町民ニーズにあった福祉サービスの提供を行っていくことが課題となっています。
- 住民の生活ニーズや多様な福祉サービスの利用を支援するため、地域や家族で支えあう相互扶助機能を再構築することが必要です。
- 福祉活動拠点の整備として、健康・福祉・医療等が総合的に機能し、地域の福祉活動を展開するための健康福祉総合拠点施設について、今後の町の財政状況を踏まえながら建設に向け検討していきます。
- 誰もが地域において快適な日常生活をおくることができるよう、道路や公共施設等のバリアフリーに向けた取り組みを進める必要があります。

【福祉ボランティア数の推移】



(資料:寒川町社会福祉協議会)

※人数は、寒川町社会福祉協議会の個人登録ボランティアの人数

※団体数は、寒川町社会福祉協議会に事務局がある寒川町ボランティア連絡協議会に加入している団体数

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
3211 地域福祉活動の充実	11	43	118	119	171	28	490
	2.2%	8.8%	24.1%	24.3%	34.9%	5.7%	100.0%

(2) めざす姿

- 住民相互の支え合いや地域での福祉活動が充実し、高齢者や子ども、障がいのある人などが地域社会の一員として、豊かで生活しやすい環境づくりができています。

(3) 基本方針

- 地域に密着した福祉サービスを進めるため、地域、保健、医療、福祉等との連携を図りながら、地域における福祉活動の充実を図ります。
- 高齢者や子ども、障がいのある人などが安心して快適に生活できるバリアフリーのまちづくりを進めます。

(4) 施策の方向

◆地域福祉活動の推進

- 支援を必要とする人が利用しやすい福祉サービスを提供するため、社会福祉協議会等と協力しあうとともに、福祉ボランティアの育成と確保を図り、地域で相互に支え合う福祉活動を進めます。

◆福祉の環境・拠点づくりの推進

- バリアフリーについての啓発活動を進めるとともに、道路や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた取り組みを進めます。
- 健康・福祉・医療等が総合的に機能し、地域における福祉活動を展開するための健康福祉総合拠点施設の整備について、今後の町の財政状況を踏まえながら検討を行います。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値		目標値	
福祉ボランティア派遣人数	人	H22	H26	H29	H32
		2,373	2,429	2,471	2,515
小地域福祉活動等の推進地区数	地区	H22	H26	H29	H32
		12	18	23	23
健康福祉総合拠点施設整備数	箇所	H22	H26	H29	H32
		0	0	0	1

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 民生委員児童委員活動事業
- 社会福祉協議会補助事業
- 災害等援護事業
- 戦没者遺族等援護事業
- 福祉活動センター大規模改修事業
- 虚弱者支援事業
- 寒川町地域福祉計画推進事業
- (仮称)健康福祉総合センター検討・建設事業

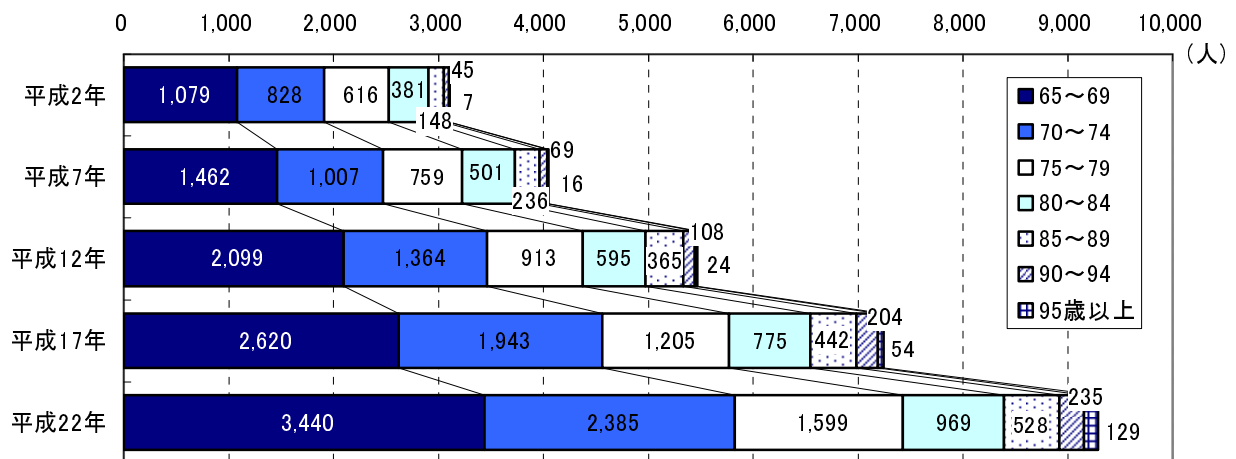
第2節 心のかよいあう福祉を充実します

第2項 高齢者福祉の充実

(1) 現況と課題

- 本町の65歳以上の高齢者の人口構成率（高齢化率）は、平成22年4月には19.69%と全国平均（22.8%）と比べると低い状況ですが、確実に高齢化が進んでいます。
- 高齢化が進行している反面、高齢者の就業機会の提供や生きがい活動のためのシルバー人材センター及び老人クラブについては、会員の増加につなげていない状況です。
- 平成15年4月に介護予防拠点としてオープンしたふれあいセンターでは、高齢者の豊かな経験と知識・技能を生かし、世代間の交流を図るなど、介護予防の促進を目的に各種事業を行っていますが、高齢者が家庭や地域で、生きがいに満ちた生活をおくることのできる社会を築くため、行政や地域での支援が求められています。
- 国では、従来の消費型・保護型社会保障から参加型社会保障（ポジティブ・ウェルフェア）への転換を打ち出す中で、認知症や加齢による身体機能の低下などにより介護等の支援が必要になった場合の暮らし方について、例えば住み慣れた地域や自宅で生活が続けられるよう支援するなど、本人の自己決定（自律）を支援するという考え方をより重視し、提唱しています。
- 高齢者の健康づくりや介護予防、福祉、リハビリテーションなどの総合的な支援体制が求められています。特に、ひとり暮らしの高齢者など行政サービスを本当に必要としている人に真に必要な内容のサービスを提供することが必要です。

【高齢者の年齢階級別推移】



※平成2～17年:10月1日現在、平成22年:1月1日現在
 (資料:平成2～12年:広報広聴課、平成17年:国勢調査、平成22年:統計さむかわ)

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
3221 高齢者福祉の充実	14	55	117	116	165	23	490
	2.9%	11.2%	23.9%	23.7%	33.7%	4.7%	100.0%

(2) めざす姿

- 高齢者が生きがいを持って社会と関わっている。
- 高齢者ができる限り介護を必要とせず、地域で見守られ、支えられて暮らしている。

(3) 基本方針

- 高齢者の社会参加や就業機会の確保を図り、高齢者の生きがいを育む環境づくりを進めます。
- 高齢者が住み慣れた場所で安心・安全に生活できるよう地域ケア体制を構築するとともに、高齢者のニーズに合った支援の充実を図ります。

(4) 施策の方向

◆生きがいのある生活の促進

- 高齢者の健康づくりや生きがいづくりのため、さまざまな活動への参加を支援し、生きがいのある暮らしを促進します。

◆高齢者の就労機会の充実

- シルバー人材センターによる就労支援等により高齢者の就業機会の充実を図ります。

◆高齢者地域ケア体制の充実

- 認知症や加齢による身体機能の低下などにより介護等の支援が必要になった場合でも、住み慣れた地域や自宅で生活が続けられるよう、地域包括支援センターを中心に高齢者やその家族を地域全体で支える地域ケア体制の充実を図ります。
- 介護が必要な高齢者等を持つ家庭の負担を軽減するため、地域・福祉・保健・医療の連携を図り、在宅介護を担う体制の充実を図ります。
- 町民にとってわかりやすいサービス利用や利便性の向上のため、各担当窓口の連携を図ります。

◆高齢者在宅福祉サービスの充実

- ひとり暮らし高齢者や日中独居高齢者などに対し、在宅での生活を支えるため一人ひとりのニーズに合った支援の充実を図ります。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値				目標値			
		H21	H26	H29	H32	H21	H26	H29	H32
ふれあいセンター利用者数	人	H21	H26	H29	H32				
		14,270	15,700	15,850	16,000				
シルバー人材センターを通じて就労の場を得ている人の数	人	H21	H26	H29	H32				
		246	273	285	297				
地域包括支援センターへの相談件数	件	H22	H26	H29	H32				
		3,087	4,757	6,048	7,368				

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- シルバー人材センター支援事業
- ふれあいセンター運営事業
- 老人クラブ育成事業
- 包括的支援事業
- 認知症高齢者見守り事業
- 家族介護支援事業
- 福祉用具・住宅改修支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 寒川町高齢者保健福祉計画見直し事業（再掲）
- 敬老会事業
- 敬老金支給事業
- 寝具乾燥・丸洗いサービス事業
- 生活管理指導短期宿泊事業
- ねたきり老人等戸別塵芥収集事業
- ひとり暮らし老人緊急通報システム事業
- 寝たきり高齢者等おむつ代助成事業
- 給食サービス事業

◇町民等の主体的な取組

- (町民ワークショップ提案から)
- ・地域の高齢者に対し、(一人きりにならないように)日ごろよりサロンや敬老会などへの参加を呼びかける

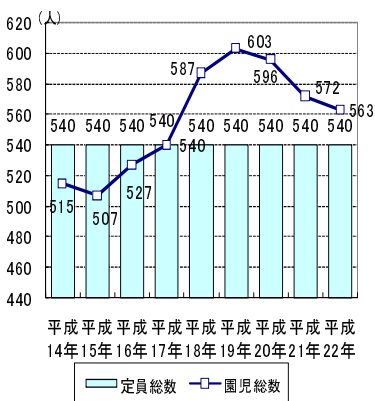
第2節 心のかよいあう福祉を充実します

第3項 子育て支援の充実

(1) 現況と課題

- 近年、女性の社会進出や結婚観の多様化による晩婚化、未婚化などの進行で、少子化が進んでいます。また、核家族化等の進行に加え、社会経済状況の変化により、子ども子育て中の家庭を取り巻く環境は厳しさを増しています。
- 少子化は、子ども同士が遊びの中から身に付けていく自主性や社会性が育ちにくくなり、子ども自身への影響に加え、労働力の減少など、わが国の社会経済にさまざまな影響を与えることが懸念されています。
- 核家族化や近隣住民との関係の希薄化などにより、親への子育てに関する情報が流れにくく、子育てに関する育児不安や、悩みを抱えている家庭が増え、相談体制や情報提供のさらなる充実が必要です。本町では、子育てサポートセンターを活動拠点施設として支援の充実を図っています。
- 子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを生み、育てることができるような環境をつくる必要があります。家庭だけでなく、地域ぐるみでの子育て支援が求められています。また、小児医療費助成などの経済的支援の充実を求める声は大きくなっています。
- 母子の健康保持、増進を図るため、妊婦健診、乳幼児健診や予防接種、健康教育、健康相談等、母子保健事業のさらなる充実が必要です。
- 女性の就労機会の増加を反映して、子どもが満1歳になる前から保育園への入園を希望する家庭が増えており、0歳～2歳児定員枠の拡大が求められています。

【保育園定員及び園児数の状況】 【子育て支援センター事業活動実績】



(資料: 子育て支援課
各年5月1日現在)

項目	年度別										
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		
子育て支援センター	開設日数	242日	246日	243日	244日	245日	242日	244日	242日	233日	
	来所者	親子組数	5,251組	5,339組	5,157組	5,620組	5,626組	4,998組	4,894組	4,542組	4,755組
		内、初来所	263組	214組	143組	243組	217組	203組	176組	221組	221組
		総人数	11,686人	11,760人	11,532人	12,751人	12,473人	11,312人	11,461人	10,691人	11,034人
	1日平均人数	内、初来所	1,332人	472人	300人	477人	473人	487人	455人	564人	564人
		電話、FAX等での利用	48.3人	47.8人	47.5人	52.3人	50.9人	46.7人	47.0人	44.2人	47.4人
		総利用人数	302人	238人	215人	184人	189人	208人	161人	162人	130人
	相談	面談	11,988人	11,998人	11,747人	12,935人	12,662人	11,520人	11,622人	10,853人	11,164人
		電話	2134件	1,964件	2,272件	2,839件	2,578件	2,124件	2,373件	2,340件	1,875件
		合計	302件	145件	141件	135件	118件	114件	76件	64件	56件
巡回ひろば	実施回数	2,436件	2,109件	2,413件	2,994件	2,696件	2,238件	2,449件	2,404件	1,933件	
	参加者	親子組数	55回	40回	40回	37回	37回	43回	41回	40回	36回
		総人数	315組	205組	193組	131組	173組	220組	220組	339組	305組
	出向・訪問等での相談対応	電話、FAX、手紙等での補完的援助	651人	454人	406人	272人	365人	452人	463人	694人	641人
		関係機関との連携・協力	231件	128件	121件	94件	104件	136件	179件	314件	172件

(資料: 子育て支援センター)

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	合計
3231 子育て環境の充実	16	64	102	102	173	33	490
	3.3%	13.1%	20.8%	20.8%	35.3%	6.7%	100.0%

(2) めざす姿

- 子育て家庭がゆとりを持って安心して子育てを行うことができ、子どもが健やかに育っている。

(3) 基本方針

- 子どもを安心して生み、育てることのできる環境づくりを進めるとともに、子育て支援の機能や母子保健の充実を図ります。

(4) 施策の方向

◆子育て支援の充実

- すべての子育て家庭を支援するため、子育てアドバイザー等による相談事業や育児の援助などの子育て支援サービスの充実を図るとともに、家族や地域の人々と行政や関係機関がお互いに協力し、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを進めていきます。また、経済的な支援として小児医療費の助成などを行っていきます。

◆母子保健の充実

- 母子保健においては、安心して妊娠、出産、育児ができ、また子どもが健やかに育つために、育児不安や産後うつ病、乳幼児虐待の予防、早期発見と対応の支援等を積極的に進めます。

◆保育環境の充実

- 保育ニーズの多様化に対応していくため、保育時間の延長など保育内容や施設を充実します。また、待機児童の解消に向け、定員枠を拡大するための取り組みを進めていきます。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値				目標値			
		H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
地域子育て支援拠点数	箇所	H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
		1	2	2	2	1	2	2	2
父親母親教室の参加率	%	H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
		37.7	45.0	50.0	60.0	37.7	45.0	50.0	60.0
認可保育所定員数	人	H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
		540	630	630	630	540	630	630	630

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 子育て支援事業
- 子ども手当支給事業
- 寒川町次世代育成支援対策行動計画推進事業
- 児童クラブ運営事業
- 小児医療費助成事業
- ひとり親家庭等医療費助成事業
- 母子保健事業
- 町立保育園運営事業
- 保育園管外委託事業
- 町立保育園大規模改修事業
- 町立保育園民設化検討事業
- 児童運営事業
- 児童クラブ建設事業

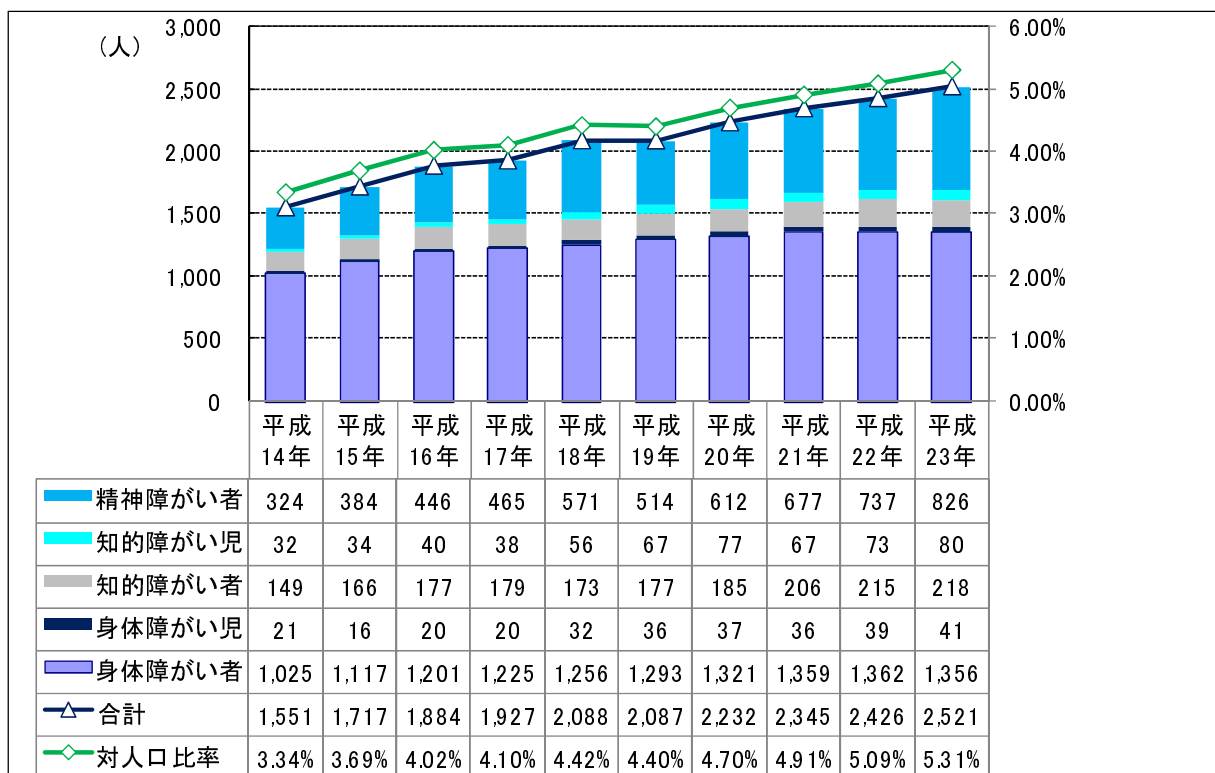
第2節 心のかよいあう福祉を充実します

第4項 障がい福祉の充実

(1) 現況と課題

- ノーマライゼーションの考え方を基本に、町民の障がいのある人に対する理解を深めるとともに、民間の障がい福祉施設と連携を図るなど、障がいのある人に対する総合的な施策を推進していく必要があります。
- 近年、障がいのある人の福祉制度はめまぐるしい変革の中におかれ、平成15年度には「措置制度」から「支援費制度」に移行し、平成18年度からは新たな改革として障害者自立支援法が施行されました。本町では、平成20年度に第2期障害福祉計画を策定し、福祉施設入所者の地域移行、障がいのある人の一般就労など、社会参加の促進や障がいのある人が自立した生活を送れるようノーマライゼーションの理念の普及に努めています。今後も各種施策の推進や、既存事業の見直しを進め、福祉サービスをトータル的、かつ適正に提供できるようさらに改善していく必要があります。
- 障がいのある人が在宅で障がいの特性に応じた福祉サービスが受けられるよう施策の充実を図っていく必要があります。
- 本町では、障がいのある人の自立を促すため、各種機器の購入費補助等の支援を行っているほか、機能回復訓練や医療給付等を実施しています。
- 利用者のニーズに即した新たな事業と利用者のニーズの充足や問題解決のために活用される制度や施設、集団、個人の有する知識や技術等の社会資源の確保は進んできているものの、町内の施設についてはいまだ不足しており、町外施設の利用者が少なくありませんが、町内での新たな事業所の開設は困難な状況です。
- 精神に障がいのある人については、障がいに関する理解不足の解消や地域生活への移行、定着支援について継続した取り組みを行っていく必要があります。

【障がい者数の推移(手帳及び受給者証所持者数)】



(資料:福祉課 各年4月1日現在)

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
3241 障害福祉の充実	8	26	73	73	280	30	490
	1.6%	5.3%	14.9%	14.9%	57.1%	6.1%	100.0%

(2) めざす姿

- 障がいのある人が地域社会の一員として安心していきいきと暮らしている。
- 障がいのある人とその家族が地域で安定した生活ができている。

(3) 基本方針

- 障がいのある人の自立した日常生活と社会参加を促進するための環境整備に努めるとともに、在宅福祉サービスの充実を図ります。
- 障がいのある人やその家族が地域で安定した生活ができるよう、サービス支援体制・相談支援機能の強化を図るとともに、サポートする人材の養成やその人材の技術向上の支援を進めます。

(4) 施策の方向

◆自立と社会参加の促進

- 障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、誰もがお互いに支え合い、地域でいきいきと安心して暮らすことができる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の普及を図ります。
- 障がいのある子が自立できる力を培うことができるよう、早期段階から障がいの特性に応じた療育相談の充実を図るとともに、障がいのある人の就労支援と社会参加の促進を図ります。

◆在宅福祉サービスの充実

- 障がいのある人が家庭で介護を受けられるように在宅福祉サービスを進めることで、在宅福祉の支援と体制を充実します。

◆障がい福祉施設の確保

- 障がいのある人の自立を図るための福祉施設の確保を図ります。

◆相談支援体制の充実

- 相談支援体制の更なる強化のため、地域自立支援協議会を中心にさまざまな課題等に取り組むことで、障がいのある人の日常生活に支障をきたさぬよう、実状にあった地域生活を支援していきます。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値				目標値			
		H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
地域活動支援センターの設置数	箇所	H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
		0	1	1	1				
一般就労した障がいのある人の数(累計)	件	H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
		5	15	30	45				
障がい福祉サービス実利用件数	人	H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
		342	353	385	420				
相談支援件数	件	H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
		2,230	3,024	3,809	4,800				

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ○コミュニケーション支援事業 | ○福祉タクシー助成事業 |
| ○施設通所交通費助成事業 | ○補装具交付等事業 |
| ○社会参加促進事業 | ○療養介護医療費助成事業 |
| ○児童発達支援事業 | ○在宅重度障害者手当支給事業 |
| ○障害者自立支援給付事業 | ○在宅重度心身障害者寝具乾燥等事業 |
| ○障害者地域生活サポート事業 | ○重度障害者住宅設備改良費助成事業 |
| ○障害者福祉団体育成補助事業 | ○重度障害者等医療費助成事業 |
| ○相談支援事業 | ○障害者福祉的就労協力事業所奨励事業 |
| ○地域活動支援センター機能強化事業 | ○自立支援医療費助成事業 |
| ○地域就労援助センター補助事業 | ○地域生活支援給付事業 |
| ○日常生活用具給付等事業 | ○障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業 |

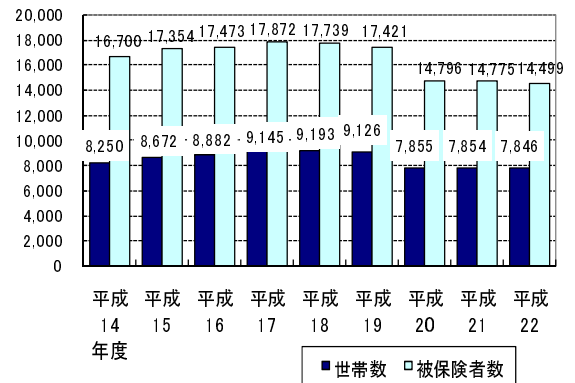
第2節 心のかよいあう福祉を充実します

第5項 社会保障制度の推進

(1) 現況と課題

- 急速な少子高齢化の進行により、年金、医療、介護等の社会保障制度は、給付の面でも負担の面でも国民生活に大きなウェイトを占め、家計や企業の経済活動に与える影響も大きくなっています。給付と負担のバランスや世代間の公平性が求められている中、国の制度改革等の動向も見極めながら、社会保障制度の充実を図っていく必要があります。
- 制度の安定的な運営のためには制度への理解が不可欠なことから、町からのお知らせや町職員による出前講座、広報紙の活用、納付相談などにより、広く意識付けしていくことが必要です。
- わが国の医療保険制度については、高齢者の増加や医療技術の進歩等により医療費が増加している反面、保険料の収納率が低下するなど、運営面で厳しい状況におかれています。
- 高齢者の医療保険制度については、新たな制度についての検討が行われており、新制度開始までの間、適切な対応が求められています。
- 本町も高齢化が進んでおり、介護保険サービス利用も増加し、保険給付費も増加していくと思われます。介護保険制度の推進にあたっては、必要に応じた適切なサービス利用をめざして、介護保険制度について町民へのPR等周知を図るとともに、介護保険法に基づく事業者への指導等により介護給付の適正化を行っていく必要があります。
- 国民年金制度は、老後の生活を支えるための重要な役割を担っています。年金制度に対する理解を深め未加入者の解消を図ることが必要です。

【国民健康保険被保険者数】



(資料: 保険年金課)

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	合計
3131 国民健康保険制度の推進	47 9.6%	97 19.8%	81 16.5%	72 14.7%	170 34.7%	23 4.7%	490 100.0%
3132 老人保健制度の推進	24 4.9%	62 12.7%	79 16.1%	90 18.4%	208 42.4%	27 5.5%	490 100.0%
3133 介護保険制度の推進	10 2.0%	41 8.4%	61 12.4%	108 22.0%	245 50.0%	25 5.1%	490 100.0%
3134 国民年金制度の推進	13 2.7%	39 8.0%	73 14.9%	100 20.4%	234 47.8%	31 6.3%	490 100.0%

(2) めざす姿

- 町民が社会保障制度に守られて安心して暮らしている。
- 各種制度の周知・理解が進むとともに、健全な運営が確保されている。

(3) 基本方針

- 町民の健康づくりの推進や医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険事業の健全な運営を図ります。
- 高齢化が進む中で、高齢者の医療制度の充実を図ります。
- 介護保険制度に対する町民の理解を深め、適切なサービス提供を行うとともに、介護保険制度の円滑な運営を図ります。
- 国民年金制度に対する町民の理解を深め、加入促進を図ります。

(4) 施策の方向

◆ 国民健康保険制度の充実

- 国民健康保険制度の普及啓発や給付と負担との均衡に努めるなど、制度の充実に向け必要な取り組みを進めます。

◆ 高齢者医療制度の充実

- 高齢者の医療制度の理解を深め、制度の充実と適正な運営に努めます。

◆ 介護保険制度の充実

- 介護保険制度の普及啓発や給付と負担との均衡に努めるなど、制度の充実に向け必要な取り組みを進めます。

◆ 国民年金制度の推進

- 国と協力・連携してきめ細やかな年金相談や啓発活動を推進することで、国民年金への適正な加入と保険料の納付を推進し、年金受給権の確保を図ります。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	目標値			
国民健康保険医療保険料収納率	%	H22	H26	H29	H32	
		90.6	91.0	92.0	93.0	
介護保険料収納率(国の収納基準 97%)	%	H21	H26	H29	H32	
		98.4	98.4	98.4	98.4	
居宅介護(予防)サービス年間平均利用率	%	H21	H26	H29	H32	
		48.2	54.0	57.0	60.0	
国民年金保険料収納率	%	H22	H26	H29	H32	
		60.3	65.0	68.0	70.0	

(6) 具体的な取組

◆ 主要事業

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ○ 国民健康保険推進事業（給付） | ○ 介護保険趣旨普及事業 |
| ○ 国民健康保険推進事業（徴収） | ○ 認定調査等事業 |
| ○ 国民健康保険推進事業（賦課） | ○ 介護認定審査会事業 |
| ○ 国民健康保険高額療養費貸付事業 | ○ 介護相談員派遣事業 |
| ○ 国民健康保険出産費資金貸付事業 | ○ 介護保険料賦課徴収事業 |
| ○ 後期高齢者医療推進事業 | ○ 旧措置者等利用者負担額軽減事業 |
| ○ 国民年金推進事業 | ○ 寒川町高齢者保健福祉計画見直し事業（再掲） |
| ○ 介護保険給付事業 | ○ 特別養護老人ホーム建設負担金事業 |

第3節 安心して暮らせるまちづくりを充実します

第1項 防災対策の充実

(1) 現況と課題

- 本町は、昭和54年に東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定され、地域防災体制の充実を図るため、災害全般の総合的な指針として「寒川町地域防災計画」を策定し、より実効性のある防災対策に取り組んでいます。
- 災害はいつ発生するか予測ができないものであることから、災害発生時における被害を最小限に食い止めるためには、町民一人ひとりの災害に対する心構えと地域における自主防災組織の育成等が重要です。
- 本町における自主防災組織は自治会単位で組織していますが、自治会への加入率が8割弱という状況であることから、防災の観点からも自治会への加入促進を進めていく必要があります。また、ほとんどの自治会において役員任期が短期間であるため、防災訓練などの取り組みに苦慮しているのが現状です。
- 高齢社会が急激に進行する中、災害弱者と言われる要援護者への支援体制づくりを自治会や関係機関と連携して進めていく必要があります。
- 自治会での備蓄については防災倉庫の収納スペースに限りがあるため、町として災害発生時に備え、防災資機材等の整備・充実や食料・飲料水の備蓄に努めていますが、家庭や地域においても防災物品等の備蓄に努めることが重要です。
- 今後も、町民等を対象とした防災訓練の実施や防災講演会の開催、パンフレットの配布等を通じ防災意識の高揚を図る必要があります。
- 建築基準法の新耐震基準に満たない建築物については、その所有者や管理者の協力のもと適切な対応が求められます。

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	合計
3311 防災対策の充実	22	94	109	81	157	27	490
	4.5%	19.2%	22.2%	16.5%	32.0%	5.5%	100.0%

(2) めざす姿

- 「自らの身は自ら守る。皆の地域は皆で守る。」という認識のもと、町民や企業の災害に対する備えができている。
- 「町、県、町民、企業、その他の防災関係機関が自らの責任を自覚して果たすとともに、果たすべき役割を認識し、相互に協調して取り組む準備ができている。

(3) 基本方針

- 町民等の生命や財産を守るため、「寒川町地域防災計画」を指針に、常にさまざまな事態発生を想定しながら、町民等の防災意識の高揚、正確で迅速な情報収集と提供、初動体制の確立など、防災体制の充実を図ります。
- 災害時に備え、自主防災組織の強化や要援護者支援体制づくりへの支援、防災資機材等の充実確保や地域防災訓練の充実、防災協定の拡充など、過去に発生した大震災を教訓にあらゆる被害想定に対応できるよう防災体制の充実を図ります。

(4) 施策の方向

◆ 防災意識の高揚

- 総合防災訓練や防災講演会などを通じて、「自分の身は自ら守る」ことを前提に、防災関係機関だけでなくそれぞれがしっかりとした備えを行うことの必要性について啓発を行うことで、防災意識の高揚を図ります。
- 寒川町耐震改修促進計画に基づき、新耐震基準以前の建築物の耐震化率の向上を進めます。

◆ 自主防災組織の強化

- 過去に発生した大震災の教訓により、災害に強いまちづくりには地域住民の視点による危機管理が不可欠であることから、地域や事業所等の自主防災組織の育成、内部体制の充実強化を図るとともに、災害時における諸活動の充実を図ります。
- 寒川町地域防災計画を指針に、災害への備えの意識付けや、各自治会等の災害時行動マニュアルなどの作成を支援します。
- 災害時における要援護者の安否確認や情報の伝達、避難誘導を迅速に実行できるようにするため、自治会が主体となって行っている要援護者支援体制づくりを支援するとともに、高齢者が孤立せず日ごろから地域とのつながりを保てるよう、民生委員児童委員等を通じて地域での行事などへの参加を呼びかけます。

◆ 防災資機材等の充実

- 町民の生命・財産を守るため、専門職員の育成や、災害時に備えた情報通信設備などの防災施設、飲料水・食糧をはじめとした備蓄品や防災資機材の充実を図ります。
- 防災行政用無線（全国瞬時警報システム）や携帯端末対応ホームページなどにより、正確で迅速な情報の収集と提供、職員や防災機関等の初動体制の確立を図ります。
- 近年の集中豪雨などへの対応として、国や県が公表している浸水想定区域図の情報に町の避難施設や水害に関する情報などを掲載した洪水ハザードマップの配布や町民に災害情報を即座に提供するため防災行政用無線を活用します。

◆地域防災訓練の充実

- 過去に発生した大震災を教訓に、今後は地域主体による防災訓練の実施や災害図上訓練など日々の訓練の充実を通じて、災害に対する備えを進めます。
- 各地域での防災訓練の実施内容を充実させるとともに、町民等が災害時に互いに協力し助け合う活動が確実にできるような組織づくりを支援します。
- 各地域での避難場所・避難経路の確認・確保とともに周知を図ります。

◆防災協定の拡充

- 災害時におけるさまざまな課題等に対応するため、各種応援協定締結先の拡充を図るとともに、地域における民間レベルでの防災協定の締結促進など、多様な形で防災協定を拡充することで、協力体制の充実を図ります。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値				目標値	
		H22	H26	H29	H32	H29	H32
総合防災訓練の参加者数	人	H22	H26	H29	H32		
		720	750	780	810		
全世帯における自主防災組織への加入率	%	H22	H26	H29	H32		
		77.9	79.0	80.0	81.0		
把握済み要援護者数(累計)	人	H22	H26	H29	H32		
		512	1,000	1,100	1,200		
木造住宅耐震化率	%	H22	H26	H29	H32		
		83.0	88.0	92.0	95.0		

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 国民保護計画推進事業
- 災害時要援護者支援事業
- 木造住宅耐震改修促進事業
- 防災活動充実事業
- 地震対策事業
- 防災行政用無線整備事業
- 自主防災活動事業

◇町民等の主体的な取組

- (町民ワークショップ提案から)
- ・地域ごとの防災計画づくりを要望する
 - ・自治会の防災体制を確立する
 - ・インターネット等を通じて、情報コンテンツの中に自ら防災情報などを発信する

第3節 安心して暮らせるまちづくりを充実します

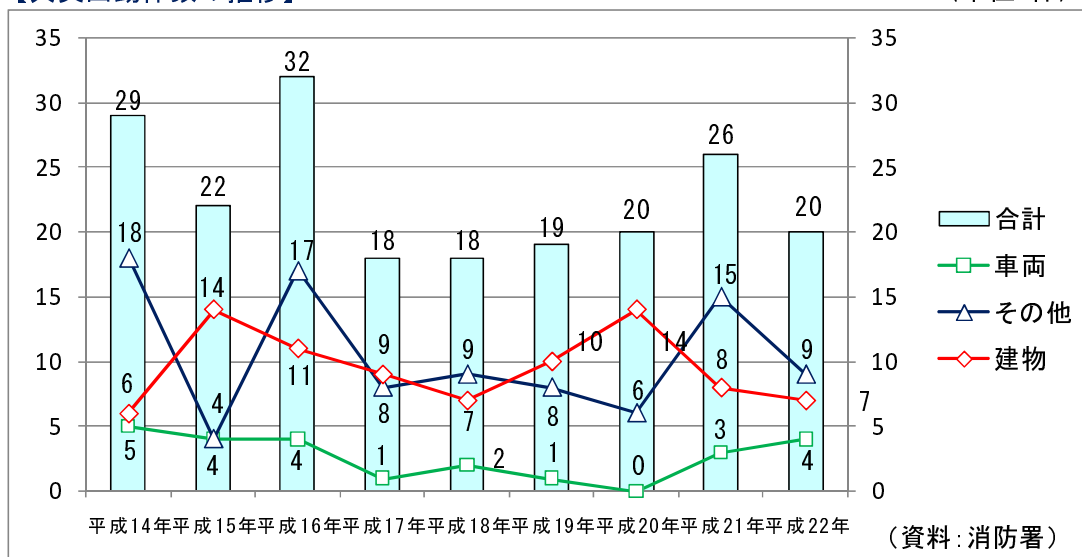
第2項 消防・救急体制の充実

(1) 現況と課題

- 火災予防の推進のためには、町民一人ひとりや、企業等の防火意識を高めていくことが必要かつ重要です。
- 本町の消防体制は、消防本部や消防署のほか、地域の消防体制として消防団や各企業の防火団体及び女性防火クラブで構成されていますが、近年の社会情勢の変化や就職状況の変化により入団希望者が年々低下するなど、組織の硬直化がみられ、その改善が必要です。
- 時代の変化とともに、建物利用の様態も複雑多様化し建物の規模用途に関係なく予想外の火災が発生しており、多くの犠牲者が発生していることから、予防活動の充実や出動準備態勢の確立や現場到着時間の短縮を図ることが必要です。
- さがみ縦貫道路の開通などの環境変化や同時災害時等への対応策として、近隣自治体との災害時応援協定の強化や消防の広域連携の検討等によって、消防力をより充実させることが求められています。
- 複雑・多様化する災害に的確に対応するには、消防施設や消防車両、資機材等を充実、強化していくことが必要ですが、消防救急無線設備のデジタル化や高規格救急車・高度救急資機材等の整備・維持等については多額の費用が見込まれます。
- 高齢者の増加や交通事故等による救急出動件数が増加傾向にあり、救急救助活動の充実を図るには、医療機関との連携が重要となっています。
- 近年多様化・複雑化し、増加する救急需要に対して救命率の向上を図るためには、早期通報、応急処置、救急救命処置、医療機関との連携という救命の輪（救命のリレー）の確立が必要です。
- 現在よりも普通救命講習会の受講者数や開催回数などを増やすため、応急手当普及員や指導員の育成を進めるとともに、救急救命士の計画的な養成が必要です。

【火災出動件数の推移】

(単位:件)



【救急出動件数の推移】

(単位:件)

	火災	水難	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	合計
平成14年	3	—	362	44	24	165	20	18	1,004	132	1,772
15	2	—	352	38	22	216	22	16	1,099	140	1,907
16	4	—	325	43	24	205	19	19	1,025	135	1,799
17	4	1	324	35	23	234	27	29	1,220	128	2,025
18	4	1	292	26	11	216	14	22	1,122	94	1,802
19	4	1	281	32	24	252	15	40	1,120	106	1,875
20	3	—	278	22	25	254	11	26	1,053	107	1,779
21	7	—	272	17	23	247	17	26	1,123	87	1,819
22	3	1	255	24	18	251	11	35	1,192	94	1,884

(資料:消防署)

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
3321 消防体制の充実	53	115	108	120	69	25	490
	10.8%	23.5%	22.0%	24.5%	14.1%	5.1%	100.0%
3322 救急救助体制の充実	52	123	91	59	140	25	490
	10.6%	25.1%	18.6%	12.0%	28.6%	5.1%	100.0%

(2) めざす姿

- 火災や地震などの災害による被害が減っている。
- 救急における救命率が上がっている。

(3) 基本方針

- 火災の未然防止と迅速な消火活動等ができる消防体制の充実強化とともに、消防施設等の基盤整備の充実を図ります。
- 災害時の消防相互応援協定や消防の広域連携の検討等を推進し、効率的で効果的な消防力の充実を図ります。
- 町民、地域、企業、消防機関が一体となって防火・防災意識の高揚や災害予防活動の推進を図るとともに、防火団体の育成を図ります。
- 町民等への気象情報や災害情報の提供を進めます。
- 災害時における救急救助活動を円滑に行うため、資機材等の整備と救急救助訓練の充実を図ります。

(4) 施策の方向

◆消防体制の強化

- 火災や地震などの災害に対応できる消防体制の確立と人材の育成を進めるとともに、消防活動を円滑に行うために消防施設、消防車両や資機材の整備を図ります。
- 消防本部や消防団、自衛消防隊、女性防火クラブ等の防火団体の育成を図り、総合的な消防力、防災力の強化を図ります。

◆広域連携等の推進

- 近隣自治体との広域連携の検討等を推進することで、消防救急無線のデジタル化や通信指令室の共同運用、消防相互応援協定の強化などを図り、効率的・効果的に消防力の充実を図ります。
- さがみ縦貫道路での事故対策として、近隣自治体や関係機関等との連携を進めます。

◆火災予防の推進

- 町民の生命、身体及び財産を火災から守るために、火災予防運動等の普及啓発活動や防火団体の育成・強化を推進し、町民や企業等の防火意識の高揚を図ります。
- 防火対象物や危険物施設等に対する立入検査の充実や防火管理体制の徹底を図ります。
- 災害への早期対応や最小化を図るため、気象情報や災害情報等を町民や消防団などの関係機関等に提供します。

◆救急救助体制・救急救命の連携の強化

- 複雑多様化する災害や事故に対応し被害の最小化を図るため、救急救命士の計画的な養成や救急隊員の専門的教育訓練を実施するとともに、高規格救急車や資機材の整備を図ります。
- 町民等が早期応急処置を学ぶための各種講習会を実施することで、災害や事故の発生から医療機関に至るまでの救命の輪（救命リレー）の連携強化により、救命率向上を図ります。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	目標値			
火災発生件数	件	H22	H26	H29	H32	
		20	17	14	10	
心肺停止状態で救急搬送された傷病者の救命率	%	H22	H26	H29	H32	
		7.1	8.0	9.0	11.0	
救急救命士資格取得者数(累計)	人	H22	H26	H29	H32	
		15	15	16	17	
普通救命講習受講者数(累計)	人	H22	H26	H29	H32	
		3,500	4,100	4,700	5,300	

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 火災予防推進事業
- 防火団体育成事業
- 消防職員研修事業
- 消防緊急通信指令施設整備事業
- 消防車両等整備事業
- 消防水利整備事業
- 消防施設整備事業
- 消防団活動事業
- 消防活動事業
- 消防広域化検討事業
- 応急手当等普及啓発事業
- 救急活動事業
- 救助活動事業

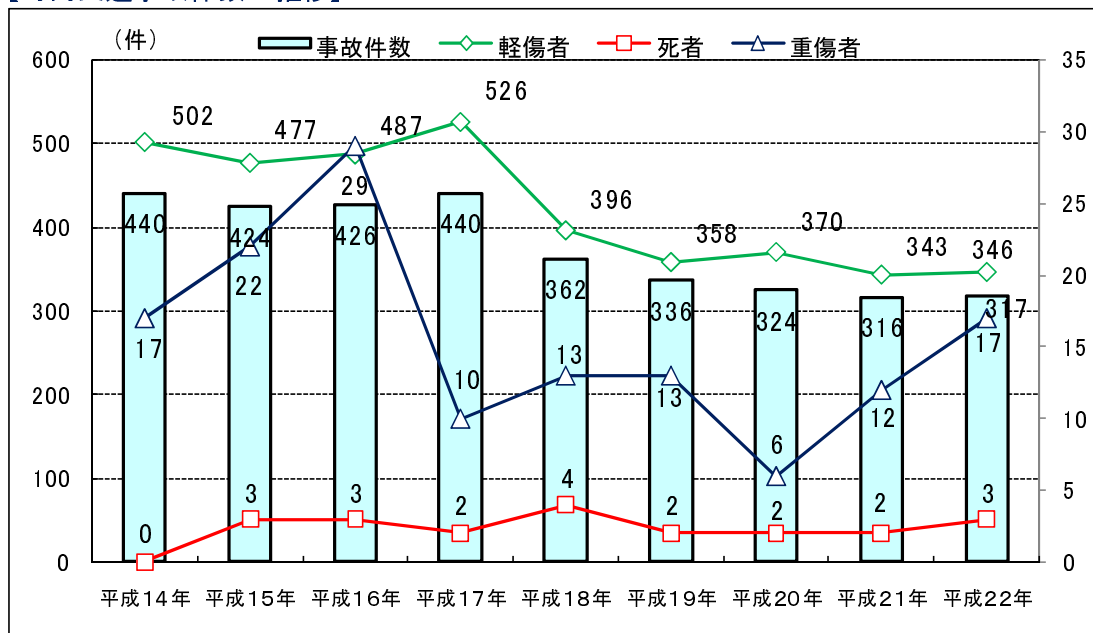
第3節 安心して暮らせるまちづくりを充実します

第3項 交通安全・防犯対策の充実

(1) 現況と課題

- 町内交通事故件数は減少傾向にあるものの、交通ルールの無視や、交通マナーの乱れから交通事故が発生し、子どもや高齢者の事故が後を絶ちません。
- 交通安全対策を充実するには、交通事故防止に向け、より一層警察署及び関係機関等と連携のもと、交通安全教育や街頭指導、交通安全キャンペーン等の実施を通じ、交通ルールの遵守や交通マナーの意識向上を図っていく必要があります。
- 幹線道路を中心に朝夕、慢性的な交通渋滞や生活道路への通過車両の進入等による交通事故が増加しています。このような中で交通事故を未然に防ぐため、道路交通網を体系化していく必要があります。
- 防犯面では、都市化の進展や社会環境の変化、核家族化などにより、地域での住民相互の連帯感が薄れてきていることから、地域における犯罪抑止機能が低下し、犯罪が増加、複雑化してきています。
- 近年、各地で悪質、凶悪な犯罪が発生するとともに少年犯罪や子どもに対する犯罪が問題となっているため、各学校を中心にした見守り活動の充実が課題となっています。
- 町内には茅ヶ崎警察署の交番が3カ所設置されていますが、乗り物盗などの非侵入犯罪が増加傾向にあることなどから、さらに防犯体制の充実が求められている状況ですが、行政だけの対応だけでは限界があるため、住民や自治会、各種団体との協働により、地域ぐるみの取り組みを一層推進していく必要があります。
- 非行の防止に向けて、「学校教育の推進」を通じ、心の教育の充実、家庭・地域・関係機関との連携が求められています。

【町内交通事故件数の推移】



(資料:防災安全課)

【刑法犯罪の発生状況】

(単位:件)

	総数	凶悪犯				粗暴犯				窃盗	知能犯			その他
		殺人	強盗	放火	強姦	暴行	傷害	脅迫	恐喝		詐欺	横領	偽造	
平成17年	816	1	2	0	0	5	14	2	1	611	16	0	0	164
18	613	0	1	0	0	13	10	1	2	470	15	0	2	99
19	614	0	4	0	0	12	6	1	2	500	13	0	0	76
20	598	1	3	1	1	11	16	0	0	466	11	0	0	88
21	583	0	2	0	2	12	6	1	0	477	4	0	0	79
22	549	1	5	0	2	5	8	0	0	453	8	0	1	66

資料:茅ヶ崎警察署

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	合計
3331 交通安全意識の高揚	21	93	154	171	31	20	490
	4.3%	19.0%	31.4%	34.9%	6.3%	4.1%	100.0%
3332 防犯対策の充実	16	81	131	136	107	19	490
	3.3%	16.5%	26.7%	27.8%	21.8%	3.9%	100.0%

(2) めざす姿

- 町内での交通事故が減少している。
- 町内での犯罪が減少している。

(3) 基本方針

- 交通事故の撲滅に向けて交通安全運動を推進し、町民等の交通安全意識の高揚を図ります。
- 子どもや高齢者をはじめ、すべての人に配慮した道づくりに努めるとともに、交通安全施設の整備を進めます。
- 犯罪を未然に防止するため、町民の防犯意識の高揚を図り、まちぐるみで防犯対策の充実を図ります。

(4) 施策の方向

◆交通安全意識の高揚

- 交通事故ゼロをめざし、交通安全教室や交通安全キャンペーンの実施等により交通安全意識の高揚を図ります。

◆交通安全施設の整備

- 道路危険箇所点検等により、道路反射鏡などの交通安全施設の整備を進めるとともに、効果的な交通規制について関係機関に要請します。

◆防犯活動の推進

- 警察署や防犯協会と連携を図りながら、防犯キャンペーンの実施や防犯意識の高揚を図るとともに、明るく安全なまちをめざし防犯灯の整備を進めます。

- NPOや自治会、PTAなどの協力により地域防犯パトロールを実施するとともに、防犯アドバイザー等の指導による防犯啓発活動を実施し、地域の安全を図ります。
- 町民の安全確保の面や、子どもの非行防止、子どもへの犯罪防止や高齢者の詐欺被害等の防止の面から、行政だけではなく地域の見守り活動団体など、地域の方にも目を注いでもらえるよう、地域ぐるみの取り組みを進めます。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値				目標値	
		H22	H26	H29	H32	H29	H32
交通事故件数	件	H22	H26	H29	H32		
		317	289	264	241		
刑法犯罪件数	件	H22	H26	H29	H32		
		549	501	457	417		

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 交通安全活動事業
- 交通安全施設整備事業
- 自転車駐輪場整備事業
- 防犯対策推進事業
- 防犯灯整備事業
- 犯罪被害者等見舞金支給事業
- 交番施設整備事業
- 保護司会活動支援事業

◇町民等の主体的な取組

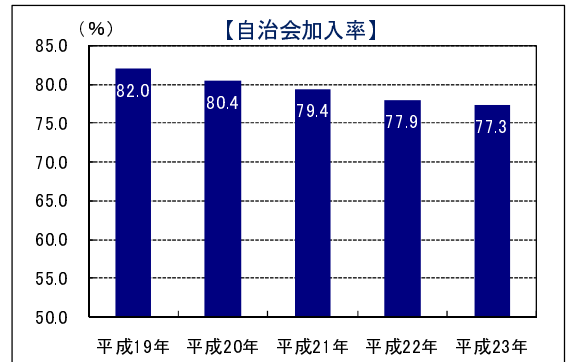
- (町民ワークショップ提案から)
- ・サロンや敬老会などへの参加を促し、地域の見守り活動団体などを充実させる
 - ・地域活動への支援を要望する
 - ・地域の防犯活動等について、ボランティアにばかり頼らないよう、一人ひとりの意識を向上させる

第3節 安心して暮らせるまちづくりを充実します

第4項 地域活動の推進

(1) 現況と課題

- 少子高齢化の進展等に伴い、地域での助け合いがなければ解決できない問題が増えており、地域社会における町民一人ひとりの果たす役割はますます大きくなっています。ごみ問題など地域に密着した課題に対し、地域ぐるみで取り組んでいくことが必要です。
- 地域活動の中心を担う自治会の加入率は現在8割弱となっているため、自治会活動をPRし加入の促進に努めているところですが、加入率のアップにはつながらない状況であり、自治会への加入促進が課題となっています。
- 自治会加入率の低下により、地域のふれあいや交流のためのイベント、地域の課題解決に向けた活動である、コミュニティ活動への影響が懸念されています。
- 本町では、地域住民の自主的活動の場所として各自治会に地域集会所を設置し、管理・運営は指定管理者により行っています。指定管理者としては、地域における自主的活動を最も支援しやすい団体として、自治会を中心に組織された団体としていますが、より適切な管理・運営形態のあり方について、今後も検討していく必要があります。
- 阪神淡路大震災におけるボランティア活動は、わが国におけるボランティア元年と呼ばれるほど、自発的な市民活動に対する社会的認知の契機となり、その後特定非営利活動促進（NPO）法が制定されるなど、地域レベルでの市民活動の育成や行政などの支援が展開されています。
- 本町においても、福祉や生涯学習などの分野で町民の自発的な活動が行われていますが、今後さらに活動が拡大していくよう、行政としてもその活動を促進するための行政情報の提供や活動の場の確保等、ソフト、ハード両面からのサポートが必要です。



(資料：町民課／各年4月1日現在)

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
3341 地域コミュニティの充実	20	58	139	135	119	19	490
	4.1%	11.8%	28.4%	27.6%	24.3%	3.9%	100.0%
3342 ボランティア活動の促進	11	44	112	77	227	19	490
	2.2%	9.0%	22.9%	15.7%	46.3%	3.9%	100.0%

(2) めざす姿

- 隣近所や地域ごとのつながりが保たれ、地域団体（地縁団体）が活発に活動できている。
- 「地域でできることは地域で」という共助の考え方のもと、地域が自発的に地域課題の解決に向けて取り組んでいる。
- 地域での町民の自発的な活動（ボランティア活動）が活発に行われている。

(3) 基本方針

- 住み良い地域社会を形成していくため、自治会等の自主的なコミュニティ活動を支援します。
- 地域課題の解決に向け、「地域でできることは地域で」という共助の考え方のもと、地域の力を結集した取り組みを支援します。
- 町民が自発的な活動（ボランティア活動）をしやすい仕組みづくりと活動の充実に向けた支援を図ります。

(4) 施策の方向

◆ コミュニティ活動の推進

- 町民の地域における連帯感や信頼関係を深めるため、隣近所や地域ごとのつながりを基本に、自治会等の自主的なコミュニティ活動を促進します。
- 寒川町への転入者等に対する自治会加入に関するPR、周知等の徹底を図ります。
- 地域で行う防災・防犯対策（防犯灯のチェック）、道路の安全確保等について支援します。

◆ 地域別まちづくり懇談会の充実

- 地域別に開催するまちづくり懇談会等を通じて、地域と行政がまちづくりについて話し合いの場を持つことで、それぞれの役割を認識しながら、地域課題の解決に向けた取り組みを進めます。
- まちづくり懇談会等を通じて把握された地域課題の解決に向け、「地域でできることは地域で」という共助の考え方のもと、自治会をはじめPTAや婦人会、老人クラブなどの既存組織のほか、あらゆる任意活動団体などの協力のもとに行われる、地域の力を結集した取り組みを支援するとともに、地域の実情に応じて新たな地域コミュニティ組織の創設を支援します。
- 地域コミュニティ組織の創設・運営にあたっては、行政との調整や情報提供などを行う人材が必要であることから、地域と行政のパイプ役として地域担当職員を担当地区ごとに配置し支援を行います。

◆ 地域コミュニティセンター（機能）の設置

- 各公民館などに、地域の実情に応じて地域コミュニティの活動の場としてのセンター機能を設置します。

◆ ボランティア活動の促進

- 町民の自発的な活動が地域づくりやまちづくりにつながるよう、町民のボランティア意識の高揚を図るとともに、ボランティア活動団体等の連携や活動を促進します。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値				目標値			
		H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
自治会加入率	%	H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
		77.9	79.0	80.0	81.0				
地域集会所の利用回数	回	H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
		4,021	4,000	4,000	4,000				

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 自治会活動支援事業
- 集会所管理助成事業
- 地域集会所改修事業
- 住民活動支援事業

◇町民等の主体的な取組

- (町民ワークショップ提案から)
- ・自治会の役割に対し、意識を高める
 - ・自治会への加入・参加、協力する
 - ・日ごろより地域活動の取組みに参加する

第3節 安心して暮らせるまちづくりを充実します

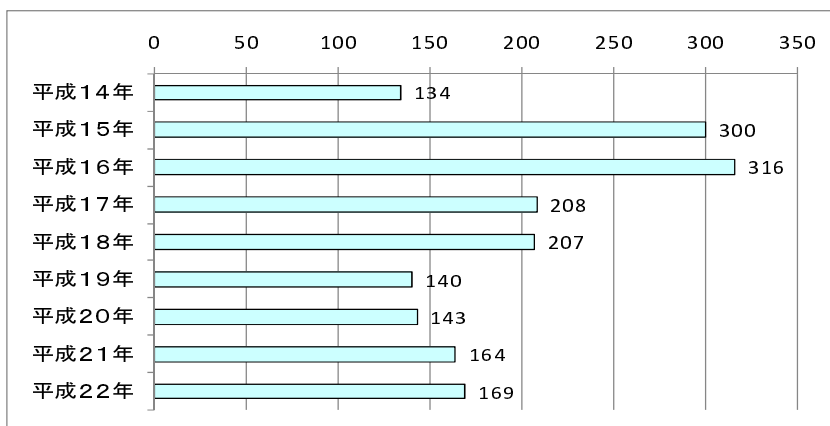
第5項 町民相談の推進

(1) 現況と課題

- 本町では各種相談業務を実施していますが、社会環境の変化に伴い多様化するニーズに対応した相談業務の充実が求められています。
- 生活が便利になり、消費生活は質・量ともに豊かになった反面、クレジット販売やインターネットによる販売など販売形態も多様化し、消費生活におけるトラブルも複雑化してきています。
- 消費者をめぐるトラブル（詐欺等）については、情報化社会、高齢社会の急速な進行等を背景に、年々悪質・巧妙化する悪質商法から若者や高齢者等を守るため、年代ごとを対象にした情報誌の発行、研修会等の開催を通じ、トラブルの未然防止に努めていく必要があります。また、消費者が正しい知識を身につけ、健全で適切な選択をしていくことが求められています。
- 急速な高齢社会の進行に加え景気の低迷が長引く中、今後、町民からの消費対策の相談件数は拡大していくことが見込まれ、今後も町民の安心、安全な生活の実現に向け、相談体制の維持・充実が求められます。
- 多重債務問題については、法制度の改定により規制強化が図られていますが、多重債務に陥る町民の増加が懸念されることから、町としての取り組みも求められています。
- 年間の自殺者数が3万人を超える厳しい状況の中、国ではさまざまな悩みや問題を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策の展開を目指しています。自殺を個人的な問題に帰するのではなく、制度・慣行の見直しや相談・支援体制の整備など、社会的な取り組みが必要です。
- 成果主義の導入や終身雇用制の見直し、リストラなどによる人員減など、労働者が仕事に関して感じるストレスや不安を原因としてこころの病を発症したり、あるいは自殺したとして労災認定が行われる事案が近年増加しており、より積極的にこころの健康（メンタルヘルス）の保持・増進を図ることが重要な課題となっています。

【消費生活相談件数の推移】

(単位:件)



※平成15年度より相談回数を増やした。

※平成17年度より茅ヶ崎市と協定を結び両方の窓口で相談を受けられるようになった。

(資料:町民課)

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
3343 消費生活の向上	11	43	73	67	275	21	490
	2.2%	8.8%	14.9%	13.7%	56.1%	4.3%	100.0%

(2) めざす姿

- 町民が多様化するニーズに対応した相談をすることができている。
- 町民が消費トラブルに遭わずに生活できている。

(3) 基本方針

- 多様化するニーズに対応できるよう、相談業務の充実を図ります。
- 消費生活に関する情報の提供や、消費生活相談員と連携しながら、適切な指導・助言を行うことにより、健全な消費生活の充実を図ります。

(4) 施策の方向

◆相談活動の充実

- 相談事業について、町民の相談ニーズに対応したきめの細かい相談体制の充実を図ります。
- 自殺やその原因となることが多いところの病は、健康問題、家庭問題、経済・生活問題などさまざまな要因が複雑に絡み合っていることが多いため、適切な対応がとれるよう庁内の各窓口相互の連携を図るとともに、国や県、近隣自治体等と協力しながら、救済制度や各種相談窓口の情報提供等を行います。
- 自殺やこのころの病に関する知識の向上や問題を抱える人への気づきや見守りの大切さ等についての理解を深めるため、国や県、近隣自治体等と協力しながら啓発を図ります。

◆消費者の保護と自立に向けた支援

- 安全で賢い消費生活の実現をめざし、相談体制の充実を図るとともに、被害情報の周知や啓発の充実を図ります。
- 消費生活相談、多重債務相談については、茅ヶ崎市との協定により窓口機能の強化と相談者の利便性の向上を図ります。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値		目標値	
町民相談件数	件	H22	H26	H29	H32
		403	430	450	470
消費生活に関する研修会・講習会の開催数	回	H22	H26	H29	H32
		3	4	4	4
消費生活に関する知識・情報等の広報・チラシ等による周知回数	回	H22	H26	H29	H32
		3	4	5	6
消費生活相談解決率	%	H22	H26	H29	H32
		79.0	80.0	82.0	84.0

(6) 具体的な取組

◆主要事業

○町民相談事業

○消費生活事業

第3節 安心して暮らせるまちづくりを充実します

第6項 共に支え合う地域社会の実現

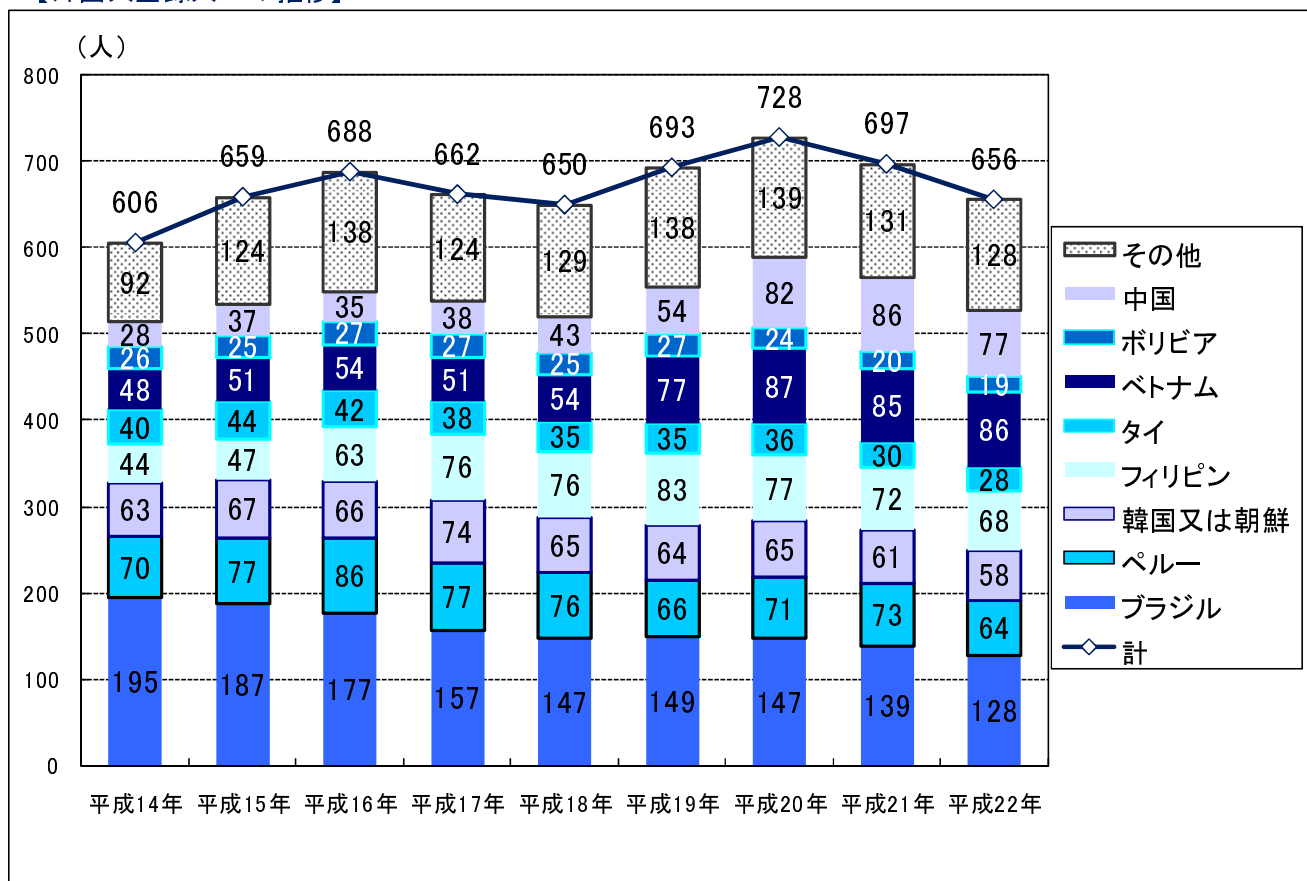
(1) 現況と課題

- 男女共同参画社会の実現については、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定されたことなどにより、男女がともに対等な立場で、社会のあらゆる分野へ参画する機会が確保されるなど、制度面では女性の社会参加の条件が整ってきています。
- 女性の就業や地域活動への参加が進んでいますが、その数はまだ少なく、今後は女性が積極的に参画することが求められています。
- 女性の就業者を取り巻く環境は、まだまだ平等とはいえず、少子化の進行の一因となっている面もあり、ワークライフバランスの普及への取り組みなど、早急な改善が求められています。
- 配偶者や恋人などのパートナーから暴力を受ける、いわゆるドメスティック・バイオレンス問題への対応も課題となっています。
- 男女共同参画についての社会全体としての意識は高まっていると考えられますが、今後も近隣市との連携強化により町民の講演会等への参加機会の充実などにより、引き続き男女共同参画の意識啓発に努めていく必要があります。
- 戦争のない平和で平等な社会の実現は、人類共通の願いであり、本町では昭和60年に恒久的な世界平和を願い核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。
- これまで、ピーストレイン事業の実施などにより平和意識の普及・啓発に努めてきましたが、参加できる児童・生徒が限られてしまうなど課題もあり、実施方法や効果の広げ方などについて検討する必要があります。
- 人権相談件数自体は減少傾向にありますが、インターネット等を通じた卑劣ないじめ等をニュース等で多く見聞きすることもあり、今後も、身近なところから、基本的人権の尊重についての意識高揚に努めていく必要があります。
- 自治基本条例には外国籍町民の規定がありますが、現在では外国籍の町民が生活していくうえで必要な情報やサービスが十分には提供されていない状況です。また、各国からの外国人居住者の増加に伴い、教育や医療、地域社会などの分野において、生活習慣の違いや言葉の問題によるさまざまな問題が生じています。

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
3351 男女共同参画社会の実現	21	63	72	47	261	26	490
	4.3%	12.9%	14.7%	9.6%	53.3%	5.3%	100.0%
3352 平和で平等な社会の実現	24	60	72	60	246	28	490
	4.9%	12.2%	14.7%	12.2%	50.2%	5.7%	100.0%

【外国人登録人口の推移】



(資料: 町民課 / 各年度末現在)

(2) めざす姿

- 町民が住み慣れた地域で共に理解し合い支え合っている。
- 町民が平和に対する意識を共有している。

(3) 基本方針

- 男女共同参画社会の形成に向けて、男女がそれぞれの人権を尊重し、さまざまな分野で男女が共に参画できる仕組みづくりと意識の高揚を図ります。
- 社会の平和に対する意識の高揚を図ります。
- 人権に関する学習機会の拡充と人権意識の普及・啓発活動を推進し、人権意識の高揚を図ります。
- 外国籍町民が生活するうえで必要な情報やサービスの提供を図ります。

(4) 施策の方向

◆男女共同参画社会の実現

- 男女共同参画プランに基づいて、男女共同参画促進のための制度やそのために求められる環境づくりなどの周知、各種講座等による意識啓発を推進することで、男女共同参画社会の実現に向けた社会環境の整備を図ります。
- 配偶者や恋人などのパートナーに対する暴力をなくすため、ドメスティック・バイオレンス防止の啓発や相談事業の充実、自立に向けた支援などについて、近隣市町や県関係機関と連携して取り組みを進めます。

◆平和意識の高揚

- 核兵器廃絶と、世界の恒久平和を願い制定した平和都市宣言の趣旨に基づき、平和事業を実施することにより、町民の平和に対する意識の高揚を図ります。

◆人権意識の高揚

- 相談窓口における相談体制の充実や啓発活動の充実を図ることで、人権意識の普及・啓発と高揚を図ります。

◆外国籍町民への支援

- 外国籍町民が生活するうえで必要な情報やサービスの提供を図ります。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値		目標値	
町民意向調査における男女共同参画に対する現状評価(十分・やや十分と回答)	%	H21	H26	H29	H32
		17.2	20.0	30.0	40.0
町民意向調査における平和で平等な社会の実現に対する現状評価(十分・やや十分と回答)	%	H21	H26	H29	H32
		17.1	20.0	23.0	25.0
言語通訳利用件数	件	H22	H26	H29	H32
		23	25	25	25

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 女性行政推進事業
- 平和推進事業
- 人権啓発事業
- 外国籍町民支援事業

◇町民等の主体的な取組

- (町民ワークショップ提案から)
- ・男女のバリアフリーに対する意識を一人ひとりが持つ
 - ・男女共同参画プランの内容をもっと知る

第4章

豊かな心と 文化をはぐくむ まちづくり

- 第1節 ふれあいのある生涯学習を充実します
- 第2節 豊かな心をはぐくむ教育を進めます
- 第3節 地域の文化活動を進めます

第1節 ふれあいのある生涯学習を充実します

第1項 生涯学習の推進

(1) 現況と課題

- 近年、自由時間の増大、情報化の進展、少子高齢化社会の到来など社会環境の変化にともない、町民の学習意欲の高揚や学習ニーズの多様化が進んでいます。
- 町民大学を中心として、幅広い学習メニューを実施していますが、情報提供については生涯学習の入口とも言える重要な部分であるため、より多くの町民が情報を得られるよう、更なる工夫が求められます。
- 公民館施設等を整備し、快適な学習環境を目指し、適確なサービスの向上を図ってまいりましたが、施設の老朽化の問題もあり、利用者から施設の整備・充実が求められています。
- 公民館講座については、目標に達する講座を開催しましたが、学びプランにあるライフステージごとの講座にばらつきがあり、新規事業を展開しながらバランスのとれた事業を考える必要があります。また、公民館生涯学習推進員事業については、目標を上回る事業回数、参加人数を得ましたが、講座内容は公民館講座開催事業と同様で、今後は地域の課題に配慮した取り組みが求められます。
- 総合図書館では、新鮮で魅力のある図書や情報を安定的に提供できる体制をつくることが不可欠です。そのために、現状の財政状況を踏まえながら総合図書館の収容能力である23万冊まで計画的に資料を確保していく必要があります。また、学校との連携・支援、地域や有志などとの協働活動の推進等の事業展開も必要です。

【総合図書館の利用状況】

	開館からの一日平均	平成23年3月現在(累計)
入館者数	1,068 人/日	1,452,033 人
貸出資料点数	1,572 点/日	2,135,809 点
利用登録者数	18 人/日	24,472 人

※利用登録者数には、開館前登録者を含む。

(資料:総合図書館)

【公民館年度別利用状況】

年度	総利用団体数 (団体)	総利用者数 (人)	各館			
				利用団体数 (団体)	利用者数 (人)	開館日数 (日)
14	9,020	157,341	公民館	2,284	32,103	295
			センター	987	59,508	303
			北部	2,655	29,060	295
			南部	3,094	36,670	295
15	9,249	149,939	公民館	2,374	32,311	305
			センター	763	50,089	309
			北部	2,795	27,910	305
			南部	3,317	39,629	305
16	9,717	161,731	公民館	2,457	33,051	304
			センター	977	58,458	329
			北部	3,289	29,557	303
			南部	2,994	40,665	303
17	9,941	170,815	公民館	2,541	34,993	305
			センター	1,011	59,171	312
			北部	3,041	33,832	304
			南部	3,348	42,819	304
18	10,012	170,009	公民館	2,346	33,680	306
			センター	934	56,538	309
			北部	3,228	36,870	306
			南部	3,504	42,921	306
19	9,892	182,693	公民館	2,169	36,419	305
			センター	1,015	63,035	311
			北部	3,154	38,432	306
			南部	3,554	44,807	306
20	9,527	179,621	公民館	1,913	32,701	304
			センター	981	58,443	307
			北部	3,222	39,635	304
			南部	3,411	48,842	303
21	9,722	166,448	公民館	1,943	31,369	296
			センター	909	47,173	301
			北部	3,077	40,303	303
			南部	3,793	47,603	303
22	9,073	150,893	公民館	935	10,005	290
			センター	1,464	62,890	302
			北部	3,245	39,508	297
			南部	3,429	38,490	294

(資料:公民館)

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						
	十分	やや 十分	やや 不十分	不十分	わから ない	無回答 無効	合計
4111 生涯学習活動の推進	25	79	95	63	201	27	490
	5.1%	16.1%	19.4%	12.9%	41.0%	5.5%	100.0%

(2) めざす姿

- 人々の「学び」と「遊び」が充実し、人と人とのつながりが広がっている。
- 公民館や図書館などの生涯学習施設・設備が整備されている。

(3) 基本方針

- 町民の多様な学習ニーズに応えるため、学習機会の充実や指導者の育成を図ります。
- 生涯学習の活動拠点として、施設の整備充実を図ります。

(4) 施策の方向

◆生涯学習体制の充実

- 生涯学習を推進するため、地域や学校などと連携し、生涯学習の指導者を養成するとともに、人材登録やその活用体制の充実を図ります。
- 町民が生涯学習に取り組みやすい環境づくりを進めます。

◆生涯学習機会の拡充

- 生涯学習の情報提供については、広報・ホームページ・チラシ等のメディアを活用し、より多くの町民が手軽に情報を得られるよう工夫します。
- 町民が積極的に学習できるよう、学習ニーズに即した多様なプログラムの整備に努め、学習を实践する町民への支援制度を充実します。
- 公民館講座等の町民大学は時代の要請に応じてメニューを拡充し、多様化する住民ニーズに応えられる事業を展開します。
- 総合図書館資料を計画的かつ継続的に確保します。また、資料の企画展示や催し等による既存資料の有効活用や利用者が効率的に図書館を活用できるような環境整備、学校との連携等により更なるサービス拡大を図ります。
- 生涯学習活動の場・発表の場を確保します。
- 地域の大人と子どもが連携できる世代間交流事業を進めます。

◆生涯学習施設の整備

- 公民館等の生涯学習施設については、利用者の安全確保及び利便性の向上を図るため、老朽化した施設等の整備を進めます。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値				目標値			
		H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
町民大学等各種講座参加者数	人	H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
		16,914	18,600	18,600	18,600	18,600	18,600	18,600	18,600
図書館町内在住者の利用登録率	%	H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
		34.9	41.5	44.5	47.5	34.9	41.5	44.5	47.5

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 学習情報提供体制整備事業
- 学習団体活動支援事業
- 社会教育委員活動事業
- 生涯学習振興事業
- 総合図書館運営事業
- 公民館講座開催事業
- 公民館生涯学習推進員事業
- 公民館施設整備事業

◇町民等の主体的な取組

(町民ワークショップ提案から)

- ・生涯学習活動に対し、年齢層、施設費用、指導層等の充実に協力する
- ・観光案内役になるなど、生涯学習で学んだことを地域に反映できるような環境をつくる
- ・自治会、各委員会でも生涯学習を広め、広い年齢層に浸透するようにする
- ・生涯学習に対する個人の思いが広がるように、老人会などで受皿をつくる
- ・学習活動に対するサポーター（ボランティア）を積極的に活用する
- ・すばらしい取組については自治会長連絡協議会などでアピールする

第1節 ふれあいのある生涯学習を充実します

第2項 スポーツ・レクリエーション活動の推進

(1) 現況と課題

- スポーツ推進のための計画・事業等については、スポーツ推進審議会において審議を行っています。
- スポーツ推進委員が、多くの町民にニュースポーツの体験講習会を開催するなど、生涯スポーツの普及を行っていますが、より地域に根ざした普及活動が求められています。また、スポーツ推進事業を実施するにあたり、町民の多様なニーズに応えるためにも、スポーツボランティア等の人材確保が必要となっています。
- スポーツ教室、スポーツ大会等を開催し、町民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供していますが、教室、大会等によっては新規参加者数が伸びておらず、実施内容や情報提供のあり方などが課題となっており、その検討が必要となっています。
- 競技レベルの向上を目的として、全国大会等に出場する町民に、交付金を交付しています。

【都市公園・野外体育施設及び学校体育施設等の利用状況】

年度	川とのふれあい公園		倉見スポーツ公園	田端スポーツ公園	寒川中学校グラウンド(夜間)	旭が丘中学校グラウンド(夜間)	町営プール	庭球場	大蔵青少年広場	
	野球	サッカー							グラウンド	多目的広場
	(件)	(件)							(人)	(人)
平成14年度	730	782	714	413	211	105	31,537	3,371	12,801	3,332
15	722	693	723	367	189	76	21,723	3,410	14,716	4,584
16	721	609	722	292	197	63	25,814	3,307	14,368	3,486
17	612	499	642	267	186	63	25,021	3,468	13,242	3,920
18	682	722	635	362	193	59	21,263	3,244	13,834	3,341
19	845	776	607	439	192	97	25,029	3,201	15,120	3,823
20	917	998	606	493	204	147	26,380	3,015	16,491	4,633
21	1,034	835	655	313	223	168	23,569	2,901	15,344	6,090
22	936	983	906	4,411	235	197	17,645	2,709	14,136	11,293

(資料:スポーツ振興課、生涯学習課)

- スポーツ公園、総合体育館、庭球場、プール等の体育施設を設置していますが、庭球場とプールについては老朽化が進み、改修等が必要となっています。

- 総合体育館とプールについては、指定管理者により運営管理を行っていますが、その他の施設については、直営による運営管理となっており、利用者の利便性や維持管理の効率化を考慮すると、指定管理者制度により一元的な運営管理体制を確立する必要があります。
- 身近な場所でスポーツ活動が行えるよう、学校の体育施設を開放しています。

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	合計
4121 スポーツ・レクリエーション活動の推進	35	120	96	61	155	23	490
	7.1%	24.5%	19.6%	12.4%	31.6%	4.7%	100.0%

(2) めざす姿

- 多くの町民がスポーツを通し健やかな体づくりに励み、町中がハツラツとして活気にあふれている。

(3) 基本方針

- スポーツ・レクリエーション活動の支援と普及を図ります。
- 町民のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、施設の充実を図ります。

(4) 施策の方向

◆スポーツ・レクリエーション体制の充実

- スポーツ推進審議会において、スポーツ推進のための計画・事業等に関する審議を継続していきます。
- スポーツ推進委員等、地域に根ざしたスポーツができる人材を養成します。
- 地域におけるスポーツ活動の支援のため、スポーツボランティア等の人材を確保します。
- 総合型地域スポーツクラブと連携することにより、町民のニーズに合わせたスポーツ活動を進めます。

◆スポーツ・レクリエーション活動の充実

- 全国大会等出場に対する交付金の助成や競技団体への活動支援を行い、競技力の向上を図ります。
- 町民のニーズあったスポーツ教室や大会等を開催し、すべての町民が生涯を通じたスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供し、生涯スポーツの普及を図ります。また、多くの町民が教室等に参加できるよう、広報紙、ホームページ等を通じて積極的に情報提供を行います。

◆スポーツ・レクリエーション施設の充実

- 快適なスポーツ・レクリエーション活動の場を提供するために、老朽化した施設の改修等を行い、スポーツ・レクリエーション施設の充実を進めます。
- スポーツ公園、庭球場等、すべての体育施設に指定管理者制度を導入し、一元的な管理を行うことで、利用者の利便性の向上と効率的な維持管理を図ります。
- 学校の体育施設を開放し、身近な場所にスポーツ・レクリエーション施設を確保します。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	目標値		
スポーツ教室参加者数	人	H22	H26	H29	H32
		66	250	275	300
スポーツボランティア登録者数	人	H22	H26	H29	H32
		0	40	70	100

(6) 具体的な取組

◆主要事業

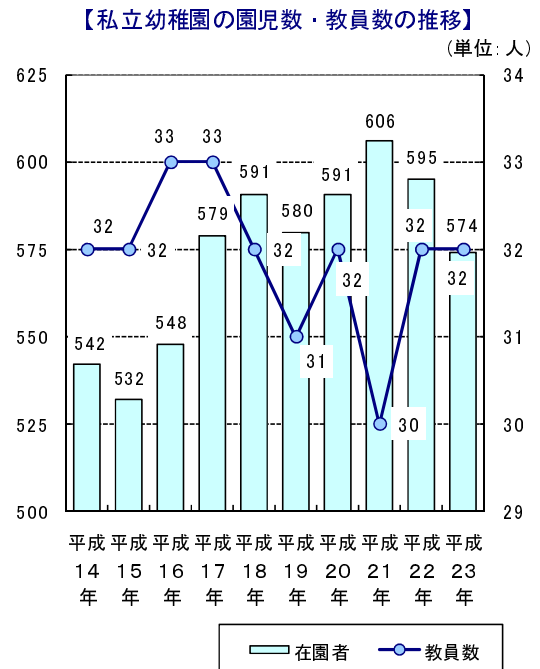
- スポーツ支援体制強化事業
- スポーツ活動推進事業
- スポーツ施設運営管理経費
- 町営プール改修整備事業
- さむかわ庭球場改修整備事業

第2節 豊かな心をはぐくむ教育を進めます

第1項 幼児教育の推進・家庭教育の支援

(1) 現況と課題

- 人間形成にとって重要な幼児教育は、基本的な生活習慣を定着させることや心豊かな感性を育成することが大切です。
- 核家族化や少子化等といった家族の変容、親の無責任な放任、過保護、過干渉、地域における人間関係の希薄さといった多くの憂慮すべき問題があります。子どもたちの心の問題は、反面、大人たちの心の問題でもあり、家庭教育のあり方については、見過ごすことのできない重要な課題です。
- 子育て支援策の一環として、今後も幼児教育に係る保護者の経費負担を軽減する施策が必要です。



(資料: 学校基本調査)

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
4211 家庭教育の推進	10	44	107	85	220	24	490
	2.0%	9.0%	21.8%	17.3%	44.9%	4.9%	100.0%

(2) めざす姿

- 家庭・地域と連携し、あたたかい子育てとしっかりした躰のための幼児教育・家庭教育が充実している。

(3) 基本方針

- 経済的負担を軽減することで、私立幼稚園等への就園を奨励します。
- 家庭教育に関する情報の提供を図り、相談や学習の機会を設けます。

(4) 施策の方向

◆幼児教育の充実

- 幼児を取り巻く関係機関の連携・協力体制を確立するとともに、幼稚園の保育料等を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、幼児教育機関へ就園しやすくします。
- 図書館の内容を拡充し、幼児期から文学・芸術にふれられる機会を提供します。

◆家庭教育の支援

- 家庭教育力の向上のため、学習機会を充実し親として自分を高められる勉強会や、親子でふれあえる場を提供します。
- 子どものための情報紙「すきっぷ」の発行等により、親子がふれあう機会の情報提供の充実を図ります。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値				目標値	
		H22	H26	H29	H32	H29	H32
親子参加型の公民館等講座参加者数	人	H22	H26	H29	H32	H29	H32
		2,345	2,580	2,580	2,580		
私立幼稚園等への就園率(4・5歳児)	%	H22	H26	H29	H32	H29	H32
		96	100	100	100		

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 私立幼稚園就園奨励費助成事業
- 公民館講座開催事業（再掲）
- 総合図書館運営事業（再掲）

◇町民等の主体的な取組

- (町民ワークショップ提案から)
- ・教育に対して学校と地域が、もっと関わりを持つようにする
 - ・(一般の)教師と町民(保護者以外)とで意見交換の場をつくる
 - ・子ども会(子ども同士のつながり)を充実させる
 - ・自治会、町会を通じて、教育活動へのボランティアを募集する
 - ・教師のサポート役として町民が参加する(無償でできる仕組みをつくる)

第2項 学校教育の推進

(1) 現況と課題

- 近年、国際化や情報化が進展するなど社会は大きく変化しています。その中で、社会の変化に対応することができ、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育むことが求められています。
- 児童・生徒に「確かな学力と豊かな心、健やかな体」を育むことは、保護者、住民の強い願いであり、学校教育の普遍的な課題です。
- 外国語活動、キャリア教育、総合的な学習の時間などの実施による多様な学習形態に対応するため、また、安全な教育活動を推進するために教育環境の改善を図っていくことが必要です。
- 現在、いじめ、不登校、児童虐待など児童・生徒に関わる課題は山積しており、さまざまな要因が複雑に絡み合っています。教育相談活動、特別支援教育など、個別の支援を必要とする児童・生徒への関係者による支援体制の強化が求められています。
- 教師の世代交代が進み、若手教師が増えてきています。今後は、そうした若手教師の育成はもとより、若い力を生かし学校の活性化を図る必要があります。
- 学校教育施設が老朽化してきており、早急な改修や修繕が必要です。
- 給付制への変更、貸与額の増額、対象拡大など、奨学金制度の充実には、原資の確保が必要不可欠です。現状の財政状況を踏まえ一般財源以外の財源確保を調査、検討する必要があります。

【児童・生徒数の推移】

(各年5月1日現在)(単位:人)

学校名	平成8年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年
寒川小学校	728	620	594	615	632
一之宮小学校	627	514	451	386	367
旭小学校	862	793	749	712	675
小谷小学校	542	494	473	472	463
南小学校	555	535	557	562	526
計	3,314	2,956	2,824	2,747	2,663
寒川中学校	553	453	403	361	327
旭が丘中学校	702	590	595	586	563
寒川東中学校	563	527	492	465	472
計	1,818	1,570	1,490	1,412	1,362
合計	5,132	4,526	4,314	4,159	4,025

学校名	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
寒川小学校	647	673	693	696	704
一之宮小学校	358	386	404	431	431
旭小学校	661	655	652	657	656
小谷小学校	474	472	463	463	453
南小学校	527	515	534	510	516
計	2,667	2,701	2,746	2,757	2,760
寒川中学校	308	302	291	291	282
旭が丘中学校	584	582	576	542	546
寒川東中学校	488	468	472	459	470
計	1,380	1,352	1,339	1,292	1,298
合計	4,047	4,053	4,085	4,049	4,058

(資料:学校教育課)

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
4212 学校教育の推進	12	57	90	74	234	23	490
	2.4%	11.6%	18.4%	15.1%	47.8%	4.7%	100.0%

(2) めざす姿

- 子どもがよく学びよく遊び、学習と生活の両面において意欲的に取り組むことにより、知・徳・体の調和のとれた生きる力が育まれている。

(3) 基本方針

- 確かな学力を身につける教育を進めます。
- 豊かな情操と道徳心を育成する教育を進めます。
- 積極的に運動に取り組み自ら体力の向上を目指す教育を進めます。

(4) 施策の方向

◆教育内容の充実

- 少人数学習等を通して基礎・基本の確実な定着を図るとともに、活用する力を育成し、学力の向上を目指します。
- 学ぶことの楽しさ・喜びを実感できる授業を展開します。
- 「地域のせんせい」を授業等に導入し、地域での絆づくり教育を進めます。
- 総合図書館と学校図書館の連携を図り、読書活動を推進し、豊かな情操と自ら学ぶ力を育みます。
- 体育の授業や部活動、休み時間の運動・遊びを通して運動への関心を高め、自ら体力の向上を目指す児童・生徒を育成します。
- さまざまな体験学習を通し、生きることの喜びや命の大切さを実感させ、人を思いやる心を育み、共に生きようとする態度を育成します。
- 規範意識を育むとともに、児童・生徒に夢や希望に向かい努力できる環境を整え、青少年健全育成を図ります。
- 障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を展開します。
- 情報教育、環境教育、国際教育などの時代の変化に対応した教育を実施します。
- 教職員の資質向上のため、日常的な学校への指導・支援を中心に研修会・研究会の充実を図ります。

◆教育施設の充実

- 学校施設の整備計画を策定し、学校教育施設の改修や教育設備・給食設備の整備を図るとともに、教育施設の跡地利用等も進めます。

◆相談・支援体制の充実

- 教育相談体制の一層の整備を図るとともに、個別支援を必要とする児童・生徒への特別支援教育の充実を図ります。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値				目標値			
		H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
学校を楽しんでいる児童・生徒の割合	%	H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
		78	85	90	95				
町基礎力定着度確認問題の正答率	%	H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
		65	70	75	80				

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 「生きる力」の育成事業（小学校）
- 「生きる力」の育成事業（中学校）
- 学校図書充実事業（小学校）
- 学校図書充実事業（中学校）
- 教職員の研究支援事業
- 少人数学級実施事業
- 特別支援教育推進事業（小学校）
- 特別支援教育推進事業（中学校）
- 英語指導助手活用事業
- 教職員の資質向上事業
- 旧教職員住宅取り壊し事業
- 小学校施設改修事業
- 中学校施設改修事業
- 小学校用地購入事業
- 給食施設充実事業
- 教育活動充実事業（小学校）
- 教育活動充実事業（中学校）
- 教育コンピュータ活用事業（小学校）
- 教育コンピュータ活用事業（中学校）
- 教育相談事業
- 就学援助等事業（小学校）
- 就学援助等事業（中学校）
- 奨学金制度推進事業（奨学金基金繰出金）

◇町民等の主体的な取組

- （町民ワークショップ提案から）
- ・教育に対して学校と地域が、もっと関わりを持つようにする
 - ・（一般の）教師と町民（保護者以外）とで意見交換の場をつくる
 - ・自治会、町会を通じて、教育活動へのボランティアを募集する
 - ・教師のサポート役として町民が参加する（無償でできる仕組みをつくる）

第2節 豊かな心をはぐくむ教育を進めます

第3項 青少年の育成

(1) 現況と課題

- 現代社会は、恵まれた生活を手に入れ、物の豊かさが優先されがちとなり、そのことが青少年に心の貧しさや、無気力、無関心を生み、青少年の悩みや不安につながっていると考えられます。このような中、青少年の社会参加を促進するため、青少年活動のリーダーを育成し、地域や仲間との連携を図り、ともに行動していくことが必要です。
- 本町には、青少年の活動の場として、青少年広場やちびっ子広場等がありますが、その整備充実が求められています。
- 子ども会については、少子化の進行や人間関係が希薄化する中で、活動が停滞することが懸念されます。

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	合計
4221 青少年活動の推進	10	39	99	76	240	26	490
	2.0%	8.0%	20.2%	15.5%	49.0%	5.3%	100.0%

(2) めざす姿

- 地域の中で、青少年の健全育成が図られるよう支援が行われている。

(3) 基本方針

- 社会環境の変化が進む中で、地域での人材を活かし学習活動や体験活動の充実を図ります。
- 青少年がいきいきと遊んだり、活動のできる安心・安全な場の充実を図ります。
- 地域で育った子どもの力を地域の活動に活かします。
- 青少年がいきいきと遊んだり、活動のできる場の充実を図ります。

(4) 施策の方向

◆青少年育成活動の推進

- 地域の活動や研修等により指導員やリーダーの育成を図るとともに、青少年活動を支援し、家庭、学校、地域等と連携しながら青少年の健全育成を図ります。
- 安全に遊べて活動のできる場を確保します。

◆地域教育力の充実

- 放課後や週末の遊びや体験学習などを通して、地域の中で健全に成長できるよう環境を整えます。
- 青少年がいきいきと活動できるよう地域ボランティア等の協力体制の一層の充実を図ります。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	目標値			
ジュニアリーダーズクラブ会員数	人	H22	H26	H29	H32	
		33	36	40	44	
ふれあい塾登録率	%	H22	H26	H29	H32	
		67.1	80	90	100	

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 青少年育成事業
- 青少年指導員活動事業
- 青少年問題協議会事業
- 成人式開催事業
- ふれあい塾運営事業

第3節 地域の文化活動を進めます

第1項 地域文化の振興

(1) 現況と課題

- 地域に根ざし受け継がれてきた、歴史・文化や史跡、文化財等を今後も保護・継承していく必要があります。
- 町内には貴重な縄文時代の遺跡や古墳など歴史的遺産が点在していますが、文化財保護の町民意識も薄れがちになってきており、歴史や文化財等に関する理解を深めていく必要があります。
- 伝統と文化を後世に伝えるとともに、今後は、より多くの町民が気軽に文化活動に参加できるような環境づくりが必要です。
- 文化振興事業については、厳しい財政状況の中、事業の開催が減少し、参加者も減少しているため、関係団体との密接な連携により、事業を工夫する必要があります。
- 公民館まつりは、地域の行事として定着していることから、町民の参加が増えていますが、子どもの参加が少ないため、内容等を工夫し参加を促す必要があります。また、公民館条例の改正に伴い、寒川町民センターホールでの催し物について入場料を徴収することができるようになり、より多様な団体の利用が見込まれます。

【寒川町指定重要文化財】

No.	名 称	指定年月日	所有者	所在地
1	十一面観音立像	昭和 45年11月20日	景 観 寺	一之宮 1-18-15
2	翁の古面	昭和 51年 2月20日	寒川神社	宮山 3916
3	一之宮八幡大神屋台神賑行事	昭和 51年 7月 1日	同行事保存会	一之宮 1-21-10
4	倉見神社本殿	昭和 53年12月 1日	倉見神社	倉見 47
5	夫婦櫓	昭和 53年12月 1日	倉見神社	倉見 47
6	神輿(寒川神社)	昭和 54年12月15日	寒川神社	宮山 3916
7	神輿(菅谷神社)	昭和 54年12月15日	菅谷神社	岡田 4-20-39
8	大太刀一振、太刀拵一式	昭和 54年12月15日	寒川神社	宮山 3916
9	経鎗(仕込杖)一式 鎗(鎗先)一穂	昭和 54年12月15日	寒川神社	宮山 3916
10	塔の塚	昭和 55年11月 1日	財 務 省	岡田 4-1864
11	宝篋印塔	昭和 60年 4月 1日	興 全 寺	宮山 1785
12	大日如来坐像	昭和 61年 6月20日	安 楽 寺	岡田 2387
13	地藏菩薩及両童子立像 附胎内納入地藏	昭和 61年 6月20日	西 善 院	宮山 3925
14	弁財天堂	昭和 63年 8月26日	個 人	一之宮 8-5-31
15	木造阿弥陀三尊像	平成 3年 4月 1日	行 安 寺	倉見 1873
16	木造阿弥陀如来坐像	平成 4年 9月 1日	念 宗 寺	小動 765
17	銅造千手観音菩薩立像	平成 4年 9月 1日	行 安 寺	倉見 996 (観音堂内)
18	大(応)神塚	平成 9年12月24日	安 楽 寺	岡田 2385

【神奈川県指定重要文化財】

No.	名 称	指定年月日	所有者	所在地
1	六十二間筋兜鉢附 金具残闕三種(工芸第86号)	平成11年11月26日	寒川神社	宮山 3916 (寒川神社方徳資料館内)
2	下大曲神社の庚申塔	平成18年2月14日	大曲神社	宮山 3916 (寒川神社方徳資料館内)

(資料:生涯学習課)

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや 十分	やや 不十分	不十分	わから ない	無回答 無効	
4311 文化活動の推進	38	110	73	51	200	18	490
	7.8%	22.4%	14.9%	10.4%	40.8%	3.7%	100.0%

(2) めざす姿

- 町民が積極的に地域の文化・芸術活動に参加し、親しんでいる。

(3) 基本方針

- 町の歴史や文化等を次世代に引き継いでいくために、町民の意識の高揚を図るとともに、文化財を保護・継承します。
- 町民が自主的に文化活動に参加できる機会を拡充し、芸術・文化への意識の高揚を図ります。

(4) 施策の方向

◆文化財の保護・継承

- 貴重な町の文化遺産を保護・継承していくために、町民が郷土の歴史や伝統に対する理解を深めるとともに、文化財に対する愛護意識の啓発・普及を図ります。

◆文化活動の充実

- 町民の芸術・文化に対して意識の高揚を図るとともに、文化団体等に対する支援を行い、その活性化を図ります。
- 芸術・文化の発表の場として、町民センターホールの一層の利用を促進します。
- 公民館まつりについては、3地域の特色を生かし、創意工夫して実施していきます。

◆歴史資料の保存・公開の推進

- 町の歴史に関する資料を調査、収集、保存し、刊行物としてまとめ、その活用を図ります。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	目標値			
			H22	H26	H29	H32
文化財学習センター来館者数	人	H22	H26	H29	H32	
		646	710	781	859	
公民館まつり参加者数	人	H22	H26	H29	H32	
		3,000	3,300	3,600	3,900	

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 文化財保護委員活動事業
- 文化財保護事業
- 埋蔵文化財保護事業
- 文化財学習センター事業
- 地域文化振興事業
- 公民館まつり開催事業
- 文化振興事業
- 資料保存活用事業
- 町史刊行事業
- 文書館運営事業

◇町民等の主体的な取組

- (町民ワークショップ提案から)
- ・町内の芸術家の力をいただいて、町民の芸術性や、芸術に関する意識を高める

第3節 地域の文化活動を進めます

第2項 地域間交流の推進

(1) 現況と課題

- 本町以外の他地域で育まれた歴史や文化、生活等にふれあうことにより、本町の良さや個性を見つけ、まちづくりに生かしていくことが必要です。
- 平成2年11月（町制施行50周年）に姉妹都市を締結した寒河江市との交流は、青年会議所間、商工会間において姉妹関係が締結されているほか、相互のイベント実施時の交流、災害時支援協定の締結など、まだ十分ではないものの一定の実績が出ていることから、今後とも民間レベルでの交流を促進していく必要があります。
- 本町では、民間のさむかわ国際交流協会により、外国人のホームステイの受け入れや、地域に住む外国人との交流を行っています。

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	合計
4321 地域間交流の推進	21	84	48	28	287	22	490
	4.3%	17.1%	9.8%	5.7%	58.6%	4.5%	100.0%

(2) めざす姿

- 町民が本町以外の住民や外国人と交流している。

(3) 基本方針

- 姉妹都市との交流事業として、民間レベルでの交流促進を図ります。
- 国際化が進む中で、国際交流活動を促進します。

(4) 施策の方向

◆多様な交流機会の提供

- 国際交流については、さむかわ国際交流協会の活動を支援します。
- さむかわ国際交流協会との連携や国際交流基金の活用等を検討し、青少年が外国の文化にふれる機会を設け、国際感覚を身につけるなどの交流を進めます。
- 姉妹都市である寒河江市との交流事業は、民間団体間での交流をさらに促進するとともに、広報紙等により相互の情報提供や町民への周知を実施します。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	目標値			
広報紙への地域間交流情報提供回数	回	H22	H26	H29	H32	
		5	7	9	10	
行政が関与した姉妹都市との交流事業数	回	H22	H26	H29	H32	
		5	6	7	8	

(6) 具体的な取組

◆主要事業組

- 地域間交流促進事業

第 5 章

魅力ある 産業と活力のある まちづくり

第 1 節 まちの特性を生かしたふるさとの創造を図ります

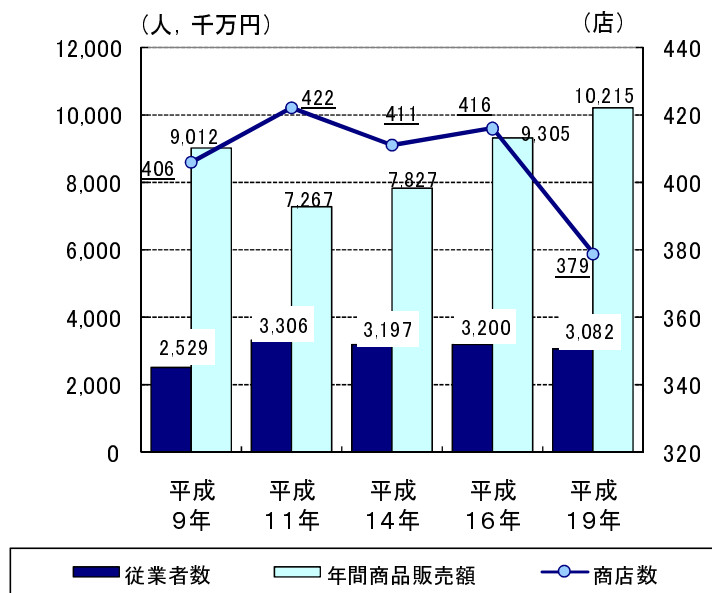
第1節 まちの特性を生かしたふるさとの創造を図ります

第1項 商業の振興

(1) 現況と課題

- 本町の商業は、自然発生的な路線型商店街に限られ、近隣市における産業、開発、郊外の大型店舗等の影響や町民の価値観の多様化、ライフスタイルの変化によって町民の購買力の流出等の問題が発生しており、町内全体の商業振興に向けた活性化策を推進する必要があります。
- 本町では、町民の定住意識の高揚と、魅力あるまちを目指すために、平成11年3月に中心市街地活性化基本計画を策定し、寒川駅北口地区を中心とした本町の中心商業地の整備を進めています。
- さがみ縦貫道路の整備により、本町にできる2つのインターチェンジ周辺や東海道新幹線新駅誘致地区周辺は、今後、広域交通の拠点となり人・物・情報等の交流も活発になることが予想され、商業の振興に結び付けるため、広域との連携や町内の各拠点との連携が必要となってきました。

【商店・従業者・年間販売額の推移】



(資料：商業統計調査)

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
5111 商業の活性化の推進	8	43	119	182	115	23	490
	1.6%	8.8%	24.3%	37.1%	23.5%	4.7%	100.0%

(2) めざす姿

- 町内外からの買い物客でにぎわっている。
- 商業基盤が整備されている。

(3) 基本方針

- 消費者のニーズに対応した魅力ある商業の振興を図るため、地域の特性を生かした商業環境の整備を図ります。
- 寒川駅周辺は、中心市街地として商業の活性化を図ります。

(4) 施策の方向

◆商業活性化の推進

- 町全体への商業の発展に向けて、購買力の流出を防ぎ、町内外からの顧客の確保を図るため、商工会などとともに寒川らしさを感じる特産・名産の創出など商業の魅力づくりを支援します。
- 寒川神社の参拝客をはじめ、多くの来町者に親しめる商店街づくりを進め、関係機関等と連携しながら商業の活性化を図ります。

◆中心市街地活性化の推進

- 寒川駅北口地区土地地区画整理事業の早期完了を目指すとともに、本町の中心商業地としてふさわしい商業の活性化を図ります。
- 東海道新幹線新駅誘致地区周辺の商業活性化について検討します。

◆商業環境の整備

- 地域の特性を生かして各種機能を備えた魅力ある商業環境の整備を図るとともに、経営の安定化や店舗の近代化等に向けた総合的な支援体制を整備し、商業振興策の充実を図ります。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値		目標値	
小売業年間商品販売額	億円	H19	H26	H29	H32
		297	297(H23)	300(H28)	300(H28)
小売業売場面積	百㎡	H19	H26	H29	H32
		272	276(H23)	280(H28)	280(H28)
寒川らしさを感じる特産品数	品目	H22	H26	H29	H32
		24	25	26	27

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 小口短期融資資金貸付金
- 産業まつり開催事業
- 商業協同組合感謝祭補助事業
- 商工会補助事業
- 寒川駅北口複合施設建設事業
- 商店街活性化事業
- 産業支援プログラム検討・推進事業(商業分野)

◇町民等の主体的な取組

- (町民ワークショップ提案から)
- ・なるべく町内で買い物をする

第1節 まちの特性を生かしたふるさとの創造を図ります

第2項 工業の振興

(1) 現況と課題

- 本町の工業は、昭和30年代後半から積極的に企業誘致を行ってきており、平成21年の工業統計調査（従業者4人以上）では事業所数153事業所、従業者数8,921人、製造品出荷額等3,221億円となっています。
- さがみ縦貫道路の供用開始を間近に控え、（仮称）寒川南インターチェンジ周辺の田端西地区を産業集積拠点として、その土地利用を検討する必要があります。
- 平成18年度に制定された「企業等の立地促進に関する条例」「中小企業施設整備資金特別融資制度」により、企業の立地促進及び既存企業の新規事業展開の支援を行っています。

【製造業の年度別推移（従業者4人以上）】

	事業所数	従業員数(人)	生産額(百万円)
平成14年度	171	9,116	326,018
15	168	8,667	367,508
16	157	8,579	417,949
17	170	9,083	383,757
18	166	9,166	411,381
19	167	9,693	410,846
20	182	9,652	398,929
21	153	8,921	302,148

（資料：神奈川県工業統計書）

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
5121 工業の振興	7	39	65	66	291	22	490
	1.4%	8.0%	13.3%	13.5%	59.4%	4.5%	100.0%

(2) めざす姿

- 企業経営しやすい基盤整備が進み、町内に新たな企業が創出されている。
- 町内の中小企業の経営が安定している。

(3) 基本方針

- 地域環境に配慮した企業や研究開発型の企業誘致を図り、新たな産業集積を図ります。
- 近隣市との広域連携及び「産・学・官」の連携を進めます。
- 中小企業の経営安定化に向け、中小企業支援策の充実を図ります。

(4) 施策の方向

◆工業環境の整備

- 社会環境の変化に伴い、既存企業の保護や新たな企業の進出を促す立地環境の整備を図ります。また、自然環境と生活環境に配慮し、工業製品の付加価値づくりのため、新たな産業を創出する企業との連携を図ります。
- 本町の工業地としての優位性などを事業者へ積極的にPRし、優良企業の誘致等による工業ブランド力を高めていく取り組みを進めます。また、さがみ縦貫道路（仮称）寒川南インターチェンジ周辺の田端西地区の整備に伴い、企業誘致を関係機関と連携しながら進めます。
- 近隣市との広域連携及び産学官が連携できる基盤を整備し、それぞれが持つ技術や知的資源などを有機的に結び、産業課題の解決や産業力の強化を図ります。

◆中小企業の育成

- 経営基盤の確立に向けて、中小企業の設備の近代化や経営の安定を図るとともに、ニーズに即した総合的な支援体制を整備し、中小企業振興策の充実を図ります。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	目標値			
製造品出荷額等	億円	H21	H26	H29	H32	
		3,221	3,221	3,221	3,456	
企業立地条例による立地企業数(累計)	所	H21	H26	H29	H32	
		6	9	12	15	
中小事業所現金給与総額	億円	H21	H26	H29	H32	
		230	230	230	246	

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 企業等立地促進事業
- 中小企業融資事業
- 中小企業信用保証料補助事業
- 産業支援プログラム検討・推進事業(工業分野)
- 広域産業振興推進事業

第1節 まちの特性を生かしたふるさとの創造を図ります

第3項 農業の振興

(1) 現況と課題

- 本町の農業は、基盤整備として土地改良事業等を行ってきました。さらに、農業用車両が利用しやすい農道の整備や農業用排水路の整備等も行っていますが、老朽化している箇所があり、特に花川用水は老朽化が著しく計画的に改修する必要があります。
- 都市化の進展による農地の減少、農業就業者の高齢化や後継者不足に伴い、荒廃地が増えてきています。
- 本町では、首都圏50km圏にあり、稲作、野菜栽培と温室等を利用したスイートピー、洋らん等の花き栽培や梨、柿等の果樹栽培等が行われており、都市型農業としての経営支援、花きや高付加価値野菜の需要に対する対応や商業活性化とどのように連携していくかも課題です。
- 町内で生産された農産物等を町内で消費する地産地消については、わいわい市の好評等を得ています。

【農家数・農家人口（総農家）】

区分	農家数							農家人口		
	総数	自給的農家数	販売農家数	専業農家数	兼業農家数			総数	男	女
					総数	第1種産業	第2種産業			
平成2年	409	107	302	(124)	(285)	(96)	(189)	2,012	988	1,024
7年	354	86	268	(88)	(266)	(72)	(194)	1,719	828	1,024
12年	349	102	247	65	182	48	134	1,611	763	848
17年	341	128	213	70	143	49	94	1,408	679	729

※平成2年、7年の専業農家数、兼業農家数は自給的農家数を含んでいます。(資料:農林業センサス)

【作物の類別収穫面積（販売農家）】

区分	総面積	稲	麦類	雑穀	いも類	豆類	工芸農作物	野菜類	花き類花木	種苗木類	飼料用作物	その他作物
平成2年	18,782	7,811	196	49	929	172	10	7,637	407	150	1,386	35
7年	16,034	6,220	147	5	878	248	10	6,846	735	29	916	-
12年	9,933	3,581	139	33	535	189	2	4,899	545	-	-	10
17年	9,104	2,557	x	30	433	95	-	4,432	1,338	54	-	x

(資料:農林業センサス)

【わいわい市 来客数及び売上額の推移】

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
来客数(人)	112,971	486,326	552,405	583,476	601,931	579,554
売上額(円)	164,066,820	733,445,093	871,270,850	967,189,882	1,017,349,115	981,600,790

※平成17年度は、12月から3月までの合計 (資料:産業振興課)

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	合計
5131 都市型農業の推進	11	76	73	67	242	21	490
	2.2%	15.5%	14.9%	13.7%	49.4%	4.3%	100.0%

(2) めざす姿

- 農業生産ができる基盤が整備されている。
- 新たな担い手の確保と農地の有効活用がされている。

(3) 基本方針

- 農業生産基盤の整備を進めます。
- 都市型農業の地域性を生かした経営の安定化と農業の振興を図ります。
- 農業に対する理解を促進します。

(4) 施策の方向

◆農業生産基盤の整備

- 農業用水の安定供給を図るため、施設の維持補修対策を進めます。
- 農業の生産性の向上とともに環境に配慮した農道や用排水路の整備を図ります。

◆農業経営対策の推進

- 地域の特性を生かした農業の振興を図るため、新たな技術の導入や施設・設備の整備により、都市型農業としての経営の改善を図ります。
- 都市型農業の地域性を生かした花きや果物などの高付加価値農産物を中心としたブランド化を進め、わいわい市を核とした地産地消を進めます。
- 農業後継者の育成を図るとともに、新規就農者の受け入れについて検討します。

◆ふれあい農業の推進

- 農地の有効利用や土と親しむための場をつくり、町民に農業に対する理解を促進します。
- 農業の持つ多様な波及効果（自然環境の保全、生物多様性の確保、子どもの育成、教育、体験レクリエーション等）を踏まえ、多様な視点から農業の継続、活性化を図ります。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	目標値			
		現状値	H26	H29	H32
農業基盤整備受益面積	ha	H23	H26	H29	H32
		60.8	64.1	67.4	70.7
新規就農者数(累計)	人	H22	H26	H29	H32
		0	2	3	4
農産物直売施設数	箇所	H22	H26	H29	H32
		25	29	32	35

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 土地改良施設管理事業
- 農業経営基盤促進事業
- 農業援助育成対策事業
- 農業振興対策事業
- 畜産振興対策事業
- 生産組合活動事業
- 遊休農地活用事業
- 家庭菜園事業
- 農業振興地域整備促進事業

◇町民等の主体的な取組

- (町民ワークショップ提案から)
- ・ワイワイ市などで、町民と農家がかみあって交流するようになる
 - ・農産物流通の中心となる役割を担えるよう直売所を見直し、利用する

第1節 まちの特性を生かしたふるさとの創造を図ります

第4項 勤労者対策の充実

(1) 現況と課題

- 厳しい雇用情勢の中で、女性の就職やリストラ・雇い止めを受けた方の再就職に向けた、現実的な就労支援策が望まれます。また、労働者の賃金さが下がる中で、勤労者の生活の安定を支援するような施策が強く求められています。
- 非正規労働者の増加や団塊世代の大量退職より、新たな雇用の創出や場の確保が必要です。
- 雇用情勢の悪化が続く中、町内だけの雇用創出が困難な状況を踏まえ、専門機関や自治体との広域的な連携協力による、雇用の創出が求められています。
- 情報化や国際化、高齢化等の社会環境の変化に伴い勤労者の労働時間の短縮や男女平等社会への取り組みなど労働環境の改善が求められています。

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
5141 就労環境の充実	10	34	105	118	200	23	490
	2.0%	6.9%	21.4%	24.1%	40.8%	4.7%	100.0%

(2) めざす姿

- 地域で安定した雇用が創出されている。
- 勤労者の生活が安定している。

(3) 基本方針

- 就労するためのスキルアップなどの支援や就労機会の提供を図ります。
- 勤労者の福利厚生を充実します。

(4) 施策の方向

◆就労機会の提供

- 就労機会の提供のため、関係機関との連携による情報提供を充実し、就労意欲の喚起を図ります。
- ハローワークなどの関係機関や近隣自治体との広域による連携・協力を進め、就労支援の充実を図ります。

◆勤労者福利厚生の実施

- 住宅資金の利子補給及び勤労者生活資金等の制度を見直し、勤労者の持家促進と生活の安定・向上を図ります。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値				目標値			
		H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
就労対策事業開催日数	日	H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
		24	26	28	30				
就職面接会の開催	回	H22	H26	H29	H32	H22	H26	H29	H32
		1	1	1	1	1	1	1	1

(6) 具体的な取組

◆主要事業

- 就労対策事業
- 勤労者住宅資金利子補助事業
- 勤労者教育資金利子補助事業
- 勤労者福利資金利子補助事業
- 退職金共済掛金補助事業

第1節 まちの特性を生かしたふるさとの創造を図ります

第5項 観光の振興

(1) 現況と課題

- 本町には、相模川などの自然資源や、年間約190万人が訪れる寒川神社など歴史的な資源があります。しかし、これらの資源が観光資源として十分に生かされていないのが現状です。
- 観光協会を中心に、町民参加型の新たな観光資源を発掘するなどの事業展開を行ってききましたが、今後は、商業、農業などと連携した施策展開が必要です。また、町内に点在化する観光資源を有機的にネットワーク化し、観光の拠点づくりも求められています。
- 本町の特産品として農業と商業が連携して梨ワインなどを開発してきましたが、今後も特産品の開発、販売を支援し、観光につなげることが必要です。
- 首都圏につながるさがみ縦貫道路やインターチェンジなど、広域的な交通基盤が整備されることから、観光地としてのアクセス利便性の向上が期待されます。

【観光客の推移】

年度	平成14年度	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22
観光客数(千人)	1,191	1,894	1,931	1,920	1,898	1,895	1,854	1,848	1,855

(資料:神奈川県入込観光客調査報告書)

◇町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
5151 観光対策の推進	9	45	87	152	176	21	490
	1.8%	9.2%	17.8%	31.0%	35.9%	4.3%	100.0%

(2) めざす姿

- 町外からの観光客でにぎわっている。
- 長時間楽しめる観光導線が整備されている。

(3) 基本方針

- 町の観光資源を生かした魅力ある観光の発掘や充実を図ります。
- 産業と連携した観光を創出します。
- 町民や観光客にとって魅力的な観光まちづくりを進めます。

(4) 施策の方向

◆観光資源の創出

- 観光協会と商工会との連携強化により、地域資源を生かした魅力ある観光づくりや商業振興に結びつく観光事業の充実を図ります。
- 年間約190万人が訪れる寒川神社の参拝客を観光拠点等へ導く、「まち歩き」を楽しむことができるネットワーク（観光導線）を整備し、新たな長時間滞在周遊型の観光振興を図ります。
- 町民が町に対する誇りや愛着を持てるような施策を進め、観光客にとって満足度が高く、また来たいと思われるような観光事業を観光協会とともに進めます。
- 地域の限定商品の開発や地域資源を活用した体験型観光プログラムの充実など、新たな視点による取り組みを関係機関と連携しながら進め、新しい町の魅力を創造します。

◆観光推進体制・施設の整備

- 寒川の魅力や広域的な交通基盤整備に伴うアクセスの利便性を絶えず外部に発信するとともに観光客誘致に向けたPR戦略、近隣都市や立地企業などとの協力体制を構築します。
- 「湘南」地域を意識した広域的な観光を促進するため、観光地間の立ち寄りや回遊性の向上を図るため、周遊ルートの開発など周辺市町と連携した取り組みを進めます。
- 観光まちづくりをリードする人材の育成を図ります。
- 利用者のニーズに対応した観光案内板等の観光施設の整備を図ります。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	目標値		
日帰り観光客数	万人	H22	H26	H29	H32
		185.5	210	230	250
観光導線の核となる観光資源数	箇所	H22	H26	H29	H32
		47	51	54	57

(6) 具体的な取組

◆主要事業

○観光振興計画策定・推進事業

○観光宣伝事業

○観光協会補助事業



重点プロジェクト

重点プロジェクト

重点プロジェクトは、まちの将来像「^{やさ}優しさと輝きとうるおいのあるまち湘南さむかわ」の実現と、後期基本計画推進の基本姿勢を踏まえて、後期基本計画に定める分野の枠組みにとらわれず、重点的、かつ積極的に取り組むべきことから位置付けるため、以下の6つを設定します。

また、この重点プロジェクトを設定することにより、限りある町の資源・財源の重点的活用と、より一層の効率的・効果的な施策展開を目指します。

^{やさ}優しさと輝きと
うるおいのあるまち
湘南さむかわ

後期基本計画推進の基本姿勢

後期基本計画分野別計画

後期基本計画において重点的・積極的に
取り組む6つの重点プロジェクト

- 1 明日を担う子どもたちの健やかな育成
- 2 安心して暮らせるまちづくり
- 3 地域の絆づくり
- 4 いきいきと暮らせるまちづくり
- 5 活力ある産業の育成
- 6 豊かな自然の保全

明日を担う子どもたちの健やかな育成

○少子高齢化が一層進む中、子どもたちの笑顔は町の宝であり、その子どもたちを健やかに育てることは、大人たちの大きな責務です。そこで、子どもの学齢期に養うべき確かな学力や豊かな心、健やかな体を育むための教育環境を整えます。また、町の将来を担う子どもたちが、勉強以外にも、さまざまな「教育」の場面にふれることで、夢にあふれる将来を子どもたちが自ら考えられるよう「生きる力」を育みます。

プロジェクトの内容

(1) 少人数学習や特別支援学級を拡充します

- ・授業内容等を勘案しながら必要に応じて少人数学習を拡充し、習熟度を高めながら、学力の向上を目指します。
- ・障がいのある児童生徒の支援をさらに充実するため、必要に応じて特別支援学級を拡充します。

【施策の方向】

- 少人数学習の拡充
- 特別支援学級の拡充

(2) 「地域のせんせい」をつくり、地域での絆づくり教育を進めます

- ・地域で活躍する人や多種多様な企業（業種）で働く人を「地域のせんせい」として人材登録し、将来を担う子どもたちが、勉強以外のさまざまな話を聞いたり、体験できたりする機会を設けます。また、地域の人々の教育現場への参加により、地域の教育力を充実します。

【施策の方向】

- 「地域のせんせい」ふれあい事業の推進

安心して暮らせるまちづくり

- 過去に発生した大震災の教訓を生かして、地震や台風などの災害に強いまちづくりとして、地域の防災体制の強化を進めます。また、近年、悪質・凶悪化する犯罪にも対応し、特に地域の子どもの安全を確保するよう、地域における防犯体制を充実します。

プロジェクトの内容

(1) 自主防災組織の強化、資機材の充実、防災協定を拡充します

- ・ 新たな想定に基づいた地域防災計画の見直しを進めます。
- ・ 自主防災組織強化のため、自治会加入率向上を図るとともに、災害に備え、自治会主体による地域の要援護者支援体制づくりを支援します。
- ・ 「自らの身は自ら守る」を前提に、町民各自がしっかりとした備えを行うとともに、行政として町民の生命・財産を守ることを最重要に食糧をはじめとした防災資機材を充実します。
- ・ 地域主体による日々の訓練を通して、災害に対する備えを強化します。
- ・ 災害想定に基づきさまざまな角度から検討を進め、地域・民間レベルでの協定など、多様な形で防災協定を拡充します。

【施策の方向】

- 地域防災計画の新たな想定での見直し
- 自主防災組織の強化
- 防災資機材等の充実
- 地域防災訓練の充実
- 防災協定の拡充

(2) 子ども見守り隊や防犯パトロールを促進します

- ・ 子どもたちが安全に暮らせるよう地域の実情に合わせ子ども見守り隊の設置を促進します。

【施策の方向】

- 地域子ども見守り隊の設置促進
- 地域防犯パトロールの促進

地域の絆づくり

○地域のことは地域で決めるという新たな地方分権の時代に入り、より個性的で魅力あるまちづくりが求められています。地域の特徴に応じた、コミュニティの維持・形成、まちづくりを進めるとともに、町民と町が自治の担い手として、それぞれの役割と責任を果たしながら、連携、協働をしていくことが重要です。

プロジェクトの内容

(1) 新たな地域コミュニティをつくります

- ・まちづくり懇談会等で把握された地域課題の解決に向け、「地域でできることは地域で(共助)」の考え方のもと、地域の力を結集した取り組みを支援するとともに、必要に応じて新たな地域コミュニティ組織の創設を支援します。
- ・地域の実情に応じて地域コミュニティの活動の場としてのセンター機能を設置します。

【施策の方向】

- 地域コミュニティ組織の設置
- 地域コミュニティセンター（機能）の設置

(2) 地域主体による活性化事業を支援します

- ・行政との調整や情報提供などを行う人材として、職員（地域担当職員）を担当地区ごとに配置し、地域と行政のパイプ役として組織の円滑な運営を支援します。

【施策の方向】

- 地域担当職員制度の創設

(3) まちづくり懇談会を開催します

- ・地域と行政がまちづくりについて話し合いの場を持つことで、それぞれの役割を認識しながら、地域課題解決に向けた取り組みを進めます。

【施策の方向】

- 地域別まちづくり懇談会の充実

いきいきと暮らせるまちづくり

○世代間の多様な価値観の違いや急速な核家族化が見られる中で、子どもと高齢者などのふれあいにより、絆を深め、心豊かに暮らせる社会を構築します。また、子どもをはじめ、すべての町民が心と身体の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らせる環境づくりを進めます。

プロジェクトの内容

(1) 世代間交流や高齢者の生涯学習を支援します

- ・子どもと高齢者などをはじめとした世代間の交流により絆を深め、心豊かに暮らせる社会を構築します。

【施策の方向】

- 世代間交流事業の推進

(2) 食育計画をつくり、健康づくりを進めます

- ・さむかわ元気プランに食育計画を包含し、食育に関する普及啓発等を行い、町民の健康づくりを進めます。
- ・健康でいるための各種健診を充実し、町民の健康不安を解消します。
- ・健康につながる活動を行っている団体（サークル）について広報などを通じて活動PRをするとともに、団体の育成・支援を行います。

【施策の方向】

- 食育の推進
- 各種健診の充実
- 健康づくり活動団体の育成・支援

活力ある産業の育成

○活力ある産業の育成に必要な都市基盤として、広域的な道路ネットワークの整備を進めます。また、町内の熱意ある企業や商業者に対する総合的な産業支援、広域行政による「産・学・官」の連携による新たな産業チャンスを創出します。

プロジェクトの内容

(1) (仮称)湘南台寒川線の早期整備による産業の活性化

- ・さがみ縦貫道路（仮称）寒川北インターチェンジと藤沢市方面を結ぶ（仮称）湘南台寒川線は、広域的なネットワークを形成する重要な幹線であるとともに、ツインシティを支える幹線道路でもあるため、生活環境に配慮しながら、町民や県、企業等と調整を行い、早期整備を促進します。

【施策の方向】

- （仮称）湘南台寒川線の早期整備

(2) 産業チャレンジ応援プログラムの導入

- ・熱意ある企業や商業者に対する総合的な産業支援プログラムを構築し、活力ある産業の育成を図ります。
- ・地域産業の振興、新たな産業チャンスの創出を目指し、近隣市との広域連携及び産学官が連携できる基盤を整備します。

【施策の方向】

- 総合的産業支援プログラムの構築
- 広域による産業振興の推進

豊かな自然の保全

○都市化の進展により自然環境が減少しているなか、町の魅力である豊かな自然環境を、町民の共通の財産として次代に引き継いでいくために、新たな環境共生型のまちづくりを進めます。

プロジェクトの内容

(1) 企業と連携したエコタウン計画をつくります

- ・太陽光発電システムなどを普及促進しながら、企業などと連携を図り、全町的なエコタウン計画などを検討します。

【施策の方向】

- エコタウン計画等の策定検討

(2) クリーンエネルギーを普及促進します

- ・太陽光発電や電気自動車などのクリーンエネルギーの普及啓発、促進します。
- ・藤沢市・茅ヶ崎市とともに進めている環境施策について、スケールメリットの点から広域行政により進めます。

【施策の方向】

- クリーンエネルギーの普及促進
- 環境施策の広域的推進



財 政 計 画

後期基本計画における財政計画

1 社会経済環境

2007年頃から顕在化したサブプライムローン問題を発端とする米国住宅金融市場の混乱は、次第に国際金融市場へと広がりを見せ、2008年のリーマンショックを契機に世界同時不況に陥り、国内経済は欧米を上回る急激な落ち込みを見せ、その後も景気の足踏み状態が続く中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、国内の経済活動は深刻な打撃を受けました。その後、官民の総力を結集した復旧・復興努力を通じてサプライチェーンの急速な立て直しが図られ、景気は徐々に持ち直しに転じましたが、円高の進行や欧州債務危機による世界経済の減速が景気の持ち直しを緩やかなものにしていきます。

国では、平成24年度の日本経済は、本格的な復興施策の集中的な推進によって着実な需要の発現と雇用の創出が見込まれ、国内需要が成長を主導するとしています。また、世界経済については、欧州政府債務危機を主因とする世界の金融資本市場の動揺が、各国政府等の協調した政策努力により安定化することを前提とし、主要国経済は減速から持ち直しに転じていくと期待されます。これらによって、我が国の輸出や生産にとって望ましい環境をもたらしていくものと考えられ、国内の景気は緩やかに回復していくことが見込まれるとしています。また、物価については、消費者物価上昇率はGDPギャップの縮小等により0.1%程度になると見込まれ、GDPデフレーターは緩やかに下落し、また、完全失業率は雇用者数の緩やかな増加から低下します。こうした結果、平成24年度の国内総生産の実質成長率は2.2%程度、名目成長率は2.0%程度と、実質、名目ともプラスに転じるとしています。

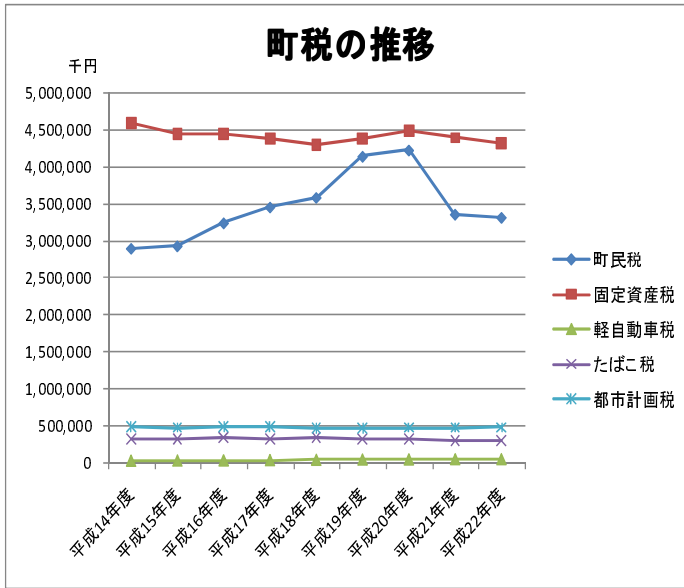
しかしながら、先行きのリスクとしては、欧州政府債務危機の深刻化等を背景とした海外経済のさらなる下振れ、円高の進行やそれに伴う国内空洞化の加速、電力供給の制約等が挙げられ、依然として先行き不透明な部分も多く、引き続き厳しい社会経済環境が懸念されています。

2 町の財政状況と課題

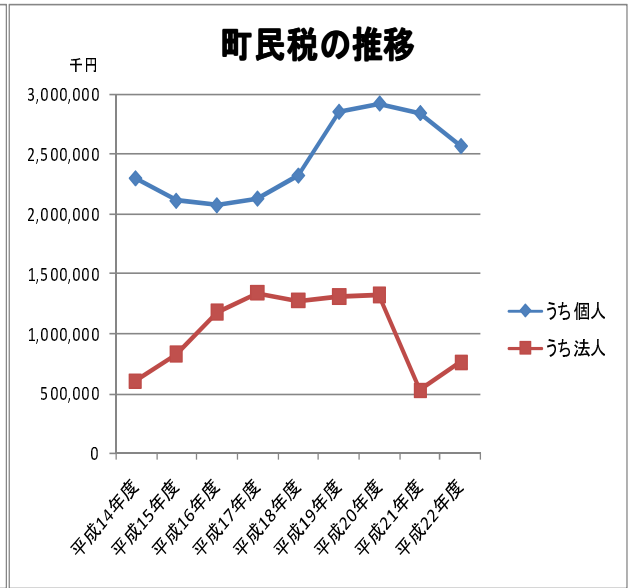
町の財政状況は、町総合計画「さむかわ2020プラン」のスタート年次である平成14年度以降は、いざなぎ景気により右肩上がり若しくは横ばいに推移してきましたが、平成20年度をピークに世界同時不況により急速に財政状況が悪化しています。

歳入については、特に歳入の根幹となる町税のうち法人町民税は、平成20年度決算の約13億円に対し、平成21年度決算は約5億円と約8億円の減額(約60%)となりました。平成22年度決算については、国の景気浮揚策により約8億円と若干は持ち直したものの、いまだ先行き不透明であり、依然として厳しい状況が続いています。また、個人町民税では、法人町民税ほど急激な変化はないものの、法人町民税に連動して徐々に下方に推移しています。

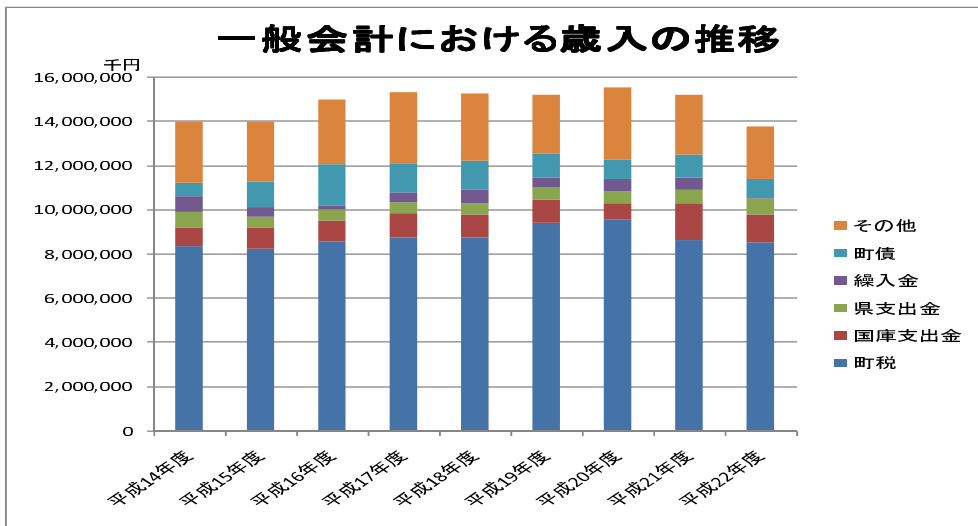
<図表 1>



<図表 2>

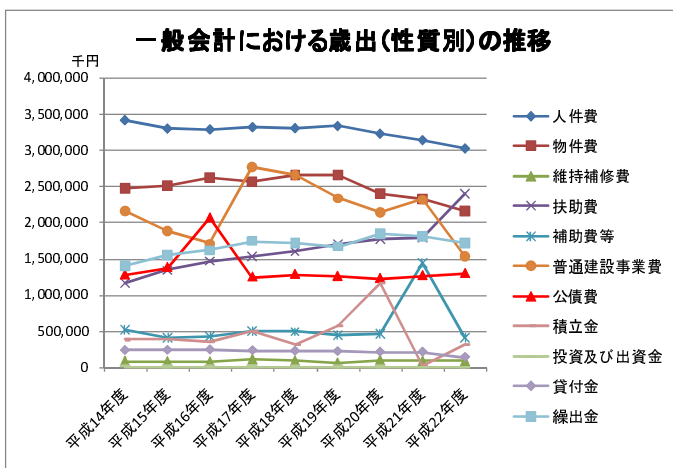


<図表 3>

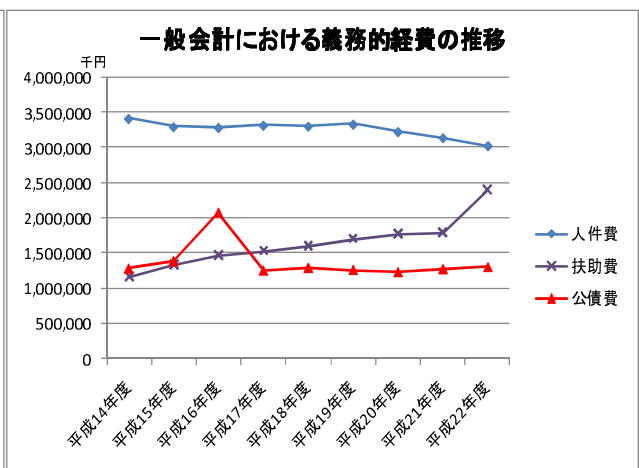


歳出については、人件費、扶助費、公債費の3費目を合わせた義務的経費は、平成14年度決算で約59億円でしたが、平成16年度には公債費の償還ピークにより68億円まで増加いたしました。その後は年々扶助費が一定の伸びを見せるものの、人件費や町債の抑制により徐々に下方推移をしておりましたが、平成22年度に創設された子ども手当により扶助費が大幅な増額となり、平成22年度決算では約67億円となりました。

<図表 4>

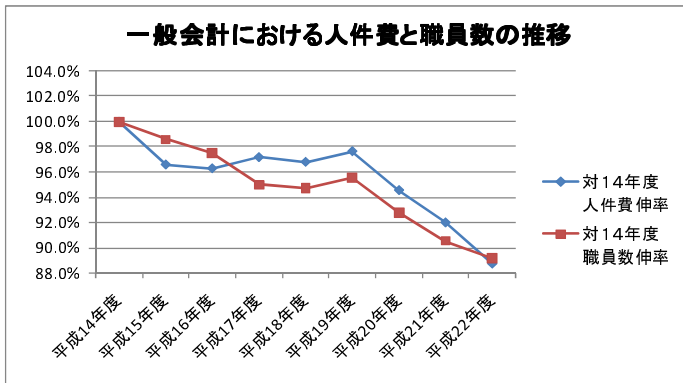


<図表 5>

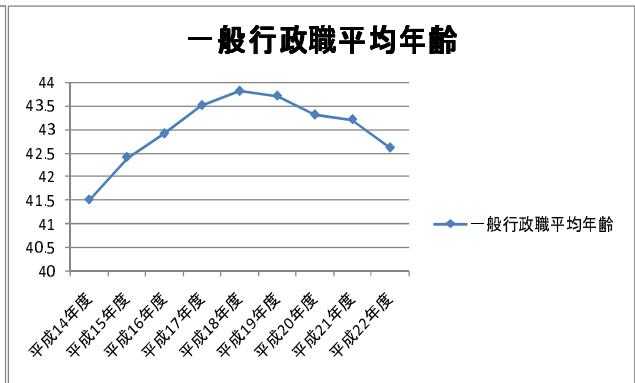


人件費につきましては、平成14年度決算では約34億円でしたが、職員定員管理計画の見直しによる職員数の削減や給与の引き下げ、各種手当等の見直し等により一定の効果を上げ、平成22年度決算では約30億円となりました。今後につきましても、業務量に対する適正な職員配置と国県及び近隣市町村とのバランスに配慮しながら給与水準について適時見直しが必要です。

<図表6>

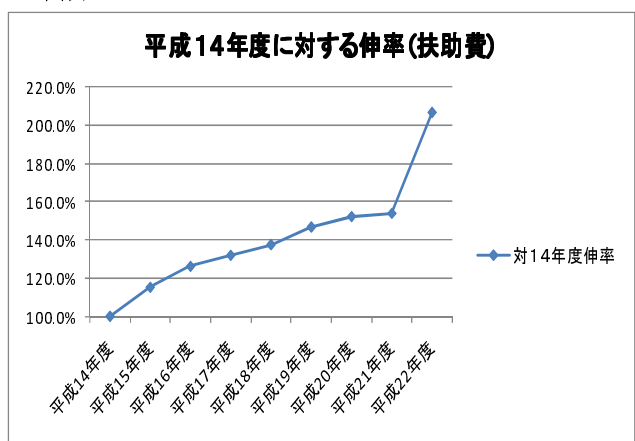


<図表7>



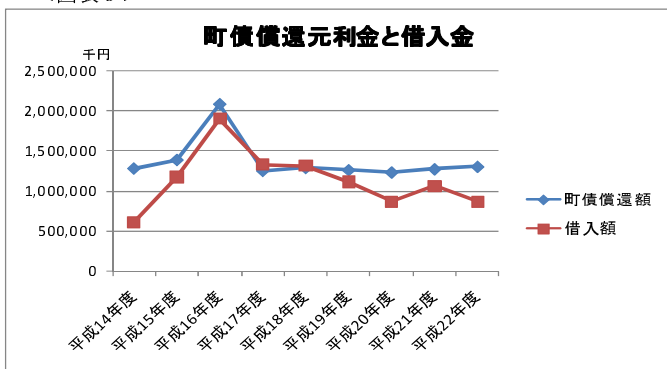
扶助費につきましては、平成14年度決算では約12億円でありましたが、少子高齢化等の進行により生活や医療に関する扶助費等が伸びを見せ、平成21年度決算では約18億円（平成14年度と比較して53.8%の増額）となり、平成22年度決算では新たに創設された子ども手当により約24億円（平成14年度と比較して106.6%の増額）と倍額以上の増額となっています。

<図表8>

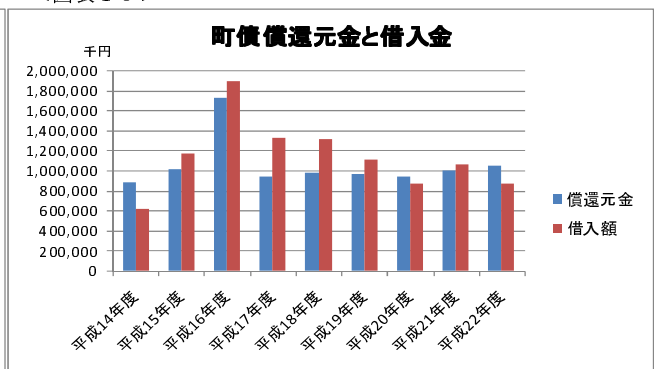


公債費につきましては、平成14年度決算では約13億円であり、その内償還元金は約9億円、償還利子が約4億円となっています。その後、償還元金と借入金とのバランスを保ちながら健全財政に努め、平成22年度決算では、約13億円で、その内償還元金が約10億円、償還利子が約3億円となっています。しかし、寒川駅北口地区土地区画整理事業や小中学校の耐震化事業等の建設需要に伴う借入金の増加により、償還額が微増傾向にあることから、財政の硬直化を防ぐために、借入金を抑制する必要があります。

<図表9>



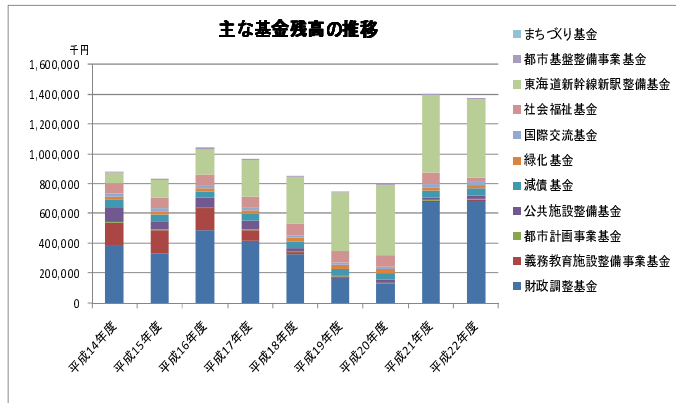
<図表10>



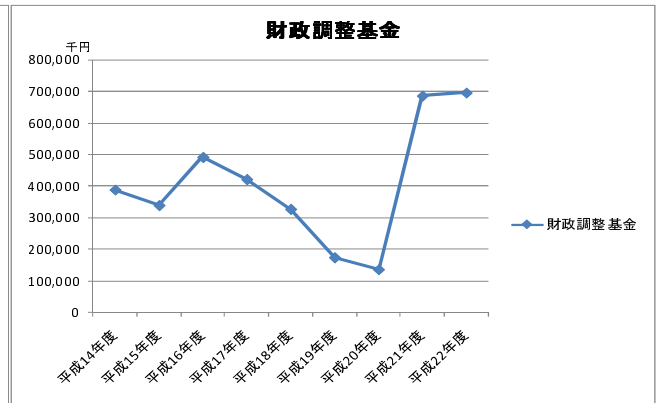
一般会計において、設置目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる基金として、それぞれの目的に応じて11基金を設置しており、平成22年度末現在高で約14億円を積み立てています。その中でも年度間の財源の不均衡を調整するため

に設置してている財政調整基金については、平成14年度末では約4億円の積立金がありましたが、建設需要の増加等のため取り崩しを行い、平成20年度まで減少傾向にありました。しかしながら、平成21年度には二本松公園用地の売却により積立額が増加し、平成22年度末現在高では約7億円となっています。今後見込まれる災害など緊急な対応としての行政需要を勘案すると基金の取り崩しについて慎重に対応する必要があります。

<図表11>



<図表12>



一般会計に（仮称）健康福祉総合センター用地取得事業特別会計を加えた普通会計ベースでの地方債残高は、平成14年度末現在では約113億円であったものが、建設需要の増加等により平成22年度末現在で約129億円となっています。今後、後年度負担軽減のために償還元金以内の地方債の借入に抑制する必要があります。

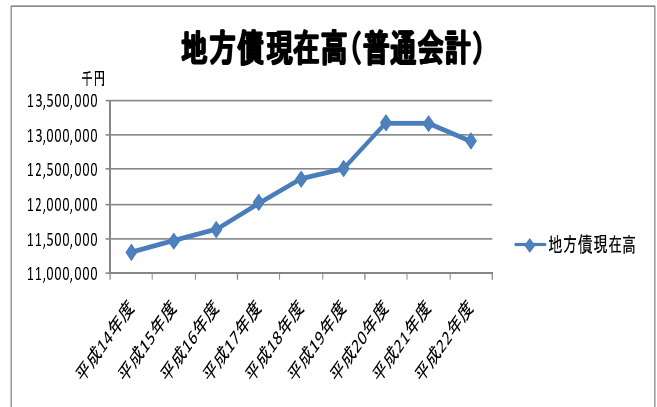
財政構造の弾力性を表す経常収支比率は、一般的な適正水準として70～80%であり、80%を超えると硬直化仕始めているとされています。

寒川町の経常収支比率は、平成14年度には88.2%でありましたが、財政健全化に努め、平成17年度まで下降傾向にありました。しかし、平成18年度には物件費、扶助費及び繰出金等の増加により上昇をはじめ、平成22年度では人件費等の経常一般財源支出が減となるものの、地方税収入の大幅な減により88.7%となっています。今後、事業の見直し等により、経常経費を抑制する必要があります。

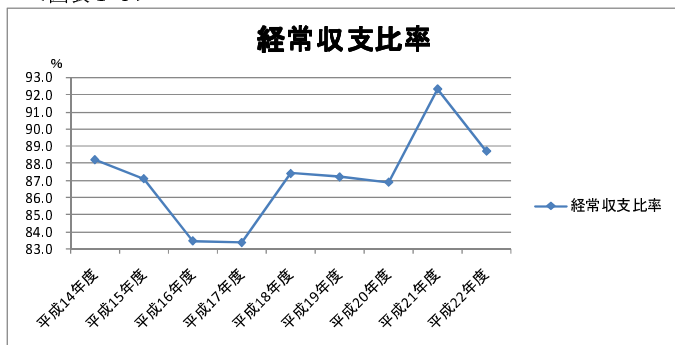
また、財政力を判断する理論上の指標とされる財政力指数（3カ年平均）は、平成21年度では1.250で、平成22年度では1.169となっております。この指数が高いほど財源に余裕があるとされ、1を超える本町には地方交付税（普通交付税）が交付されておられません。

普通交付税につきましては、標準的な地方公共団体（人口10万人）が、合理的かつ妥当な水準の行政サービスにかかる費用（単位費用）等によって算出されておりますが、本町においては、普通交付税に算入されない行政需要への対応も多く、財政力指数が1以上であっても、非常に厳しい財政状況であります。

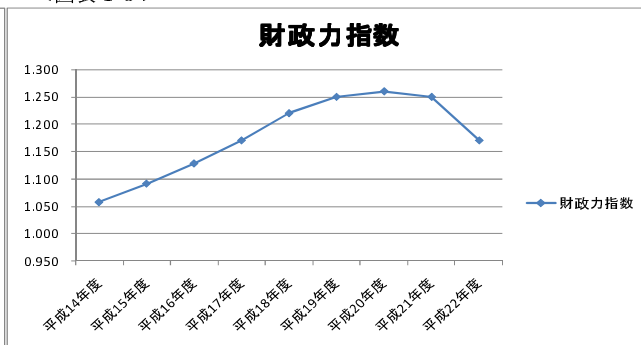
<図表13>



<図表14>



<図表15>



3 町の財政見通し

このような社会経済環境を背景に、町の歳入のうち法人町民税につきましては、景気の足踏み状態の中、東日本大震災の影響や円高等の進行により経済打撃を受けたことによる減収が見込まれるとともに、法人町民税と連動して個人町民税についても減収が見込まれます。

また、固定資産税につきましても、土地価格の下落や家屋の老朽化による評価額の減少に伴う減収が見込まれるとともに、長引く景気低迷による償却資産の除却等により減収が見込まれます。

歳出については、少子高齢化社会の到来により、生活や医療に対応する扶助費が年々増加するとともに、老朽化する公共施設等の維持補修費の増加が見込まれます。

また、今後、町が発展するためには、拠点整備や道路整備などの様々な都市基盤整備に対応しなければなりません。

このように、歳入の大幅な増加は見込めない状況の中、歳出においては、義務的経費等の増加が見込まれ、今後の財政状況は、依然として厳しく推移すると考えられます。

4 財政計画策定の考え方

後期基本計画においては、前段で述べたとおり厳しい財政状況が見込まれることから、限られた財源を効率的かつ効果的に配分するため、行政改革を進め、コスト縮減に努めるとともに、事業の「選択と集中」の考え方にに基づき、事業評価等を参考に事業のスクラップ・アンド・ビルドを強力に推進し、より実効性の高い計画とする必要があります。

こうした考えにより、財政計画は、後期基本計画内において、施策の着実な推進を行うための財源的な裏付けを確保するものとするため、実現性の乏しい歳入・歳出の見積は避け、堅実な財政運営を行う見地から、以下のとおりの策定方法といたしました。

- ①計画は、一般会計のみ策定する。
- ②歳入の各年度の計画額は、予算見込額で計上する。ただし、国県支出金・町債等については、計画事業費により算出し計上する。
- ③歳出については、各年度の実施計画の積み上げにより計上する。

5 財政計画

後期基本計画の計画期間の一般会計の額は、図表16のとおりとなります。

<図表16>

歳入計画額

区分	第1次実施計画			第2次実施計画			第3次実施計画		
	平成24年度 計画額	平成25年度 計画額	平成26年度 計画額	平成27年度 計画額	平成28年度 計画額	平成29年度 計画額	平成30年度 計画額	平成31年度 計画額	平成32年度 計画額
町税									
国庫支出金									
県支出金									
繰入金									
繰越金									
町債									
その他									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

歳出計画額

区分	第1次実施計画			第2次実施計画			第3次実施計画		
	平成24年度 計画額	平成25年度 計画額	平成26年度 計画額	平成27年度 計画額	平成28年度 計画額	平成29年度 計画額	平成30年度 計画額	平成31年度 計画額	平成32年度 計画額
人件費									
扶助費									
公債費									
物件費									
補助費等									
繰出金									
普通建設事業費									
その他									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0